もこれなく、禁裏を見る事全く路人に異ならず』と、かれは考へてゐるのである。だから、太華は、『天下とは土地人民を指して言ふの辭なり、位を云に非ず』といつて、『土地人民はこれありといへども、寸地一民も天子の心儘に預奪し玉ふ事能はざる』のみならず、かへつて『將家に於て心に任せて、土地を以て人に與奪し、諸大名よりして天下の人民を奔役驅使し』天子にてさへ『武將の供給を受玉ふ』狀態であるが故に、『これを以て天下は一人の天下に非ずして、天下の天下なる理は我國といへどもこれあるを知るべき』であると、昂然として說いた。畢竟するに、『其初を以てこれを云へば、天下第一、才德衆に秀たる者、儻兆の人皆尊信し服し從て其治を受る者、これ天下の君たり、德一國に秀たる者一國の君たり、二世以下相繼で君たる者は祖宗の餘澤なり、若子孫に至り、君其職を失ひ、君道滅絕する時は、卽ち又天下第一等の人有てこれに代りて天下に君とし、萬民を治めて其塗炭を救ふ』のであるが、所詮『天命を得て天下に君たる人に傳ふ、其私する所に非ればなり』といふのが、實に一藩の耆宿、齡七十、半身痿痺の身をもつてなほ論辯やまざりし老成の大家山縣太華の見解であつた。[七三]

そればかりではなく、安政四年三月明倫館の事務會に、『今の諸侯は幕府の臣か、天朝の臣か』といふ文題が出され、このときこの論遂に治りつかず、これより館中の『流行物』になつたほどであり（吉田松陰全集、吉日錄、太華はこれが答案を書いて「今諸侯非二王臣一辨」[七四]を反覆陳辯した。しかも、無窮會神習文庫には、五蜂なる人物が慶應元年乙丑孟秋浪華森街の寓舍にて筆寫したと奥書する「今諸侯非二王臣一說」と題する一寫本を所藏し、

文久戊戌長州侯事を擧て公武の御間を周旋するを名とし、其實漂浪亡命の說を信し、大いに爲す事あらんとす、終に京師を劫かし、闕國干戈を動かすに至る、初長州永井雅樂をして縉紳の間に說しむ、幾もなく雅樂侯の意に戻れる事あるとてこれを長州に下し、尋て割腹せしむと云、顚末得て知るへからす、今玆に此書や、獲て閱するに、天下の大義名分の係るところ、反覆丁寧、激說に惑はず、大道正議を以て、辨說したる事明らけし云々、

と、筆者五峰は論評してゐる。慶應元年孟秋といへば、長州再征のために將軍家茂が上坂の際であるから、筆者とは恐らく幕府側に屬する人物であつたかとおもはれるが、これをかの有名な長井雅樂の著とすべきかどうかは、舊藏者井上賴圀博士がしるされてゐるごとく疑問であり、といふより、實に山縣太華の「今諸侯非二王臣一辨」といはれるものとほとんど大同小異、むしろ太華の說に加筆した程度のものにすぎないのである。要するに、このときにしてなほ一藩の耆宿太華は、『王代は王臣のみにして、一統に天子に事へ、武家の世は王臣幕臣諸侯の臣あり、各その祿を受る所を以て君とし是に仕ふ』といふ說を固執し、藩內に於いてこの論治りつかざるほどに太華の立場に從ふものが多かつたのであつた。實に『其名存すといへども、其實亡するときは、權全く其手を去る者』といはれたところの、支那的原理によつて基礎づけられた武家一統の政治觀、卽ち幕府主義政治理論は、山縣周南以來の藩教學を轉回せしめた後裔太華に於いても舊套依然として固執せられたのであつた。太華の轉向は、畢竟するに、中島廣足のいはゆる『漢國へ飛去りたる魂』のうち

に於ける旋回にすぎなかつたのである。

吉田松陰がかかる君主思想を、

漢土或然、不レ論而可、然抱二此心一而事レ主、主不レ過二逆旅主人一耳、

と論斷し、『一老先生の如く、道は天地の間一理にして、其大原は天より出づ、我と人との差なく、我國と他の國との別なしと云て、皇國の君臣と漢土の君臣と同一に論ずる』ことに『茫然』として驚き、『萬々服せず』して、『皇朝君臣の義萬國に卓越する』ところの『國體は一國の體にして所謂獨なり』と道破し、遂に論究して、

凡皇國之所二以爲一皇國一者、以二天子之尊萬古不易一也、苟天子可レ易、則幕府可レ帝、諸侯可レ帝、士夫可レ帝、農商可レ帝、夷狄可レ帝、禽獸可レ帝、則皇國與二支那印度一、何以別乎、

と論定したことの、深遠な意味を窺ひえるであらう。藤田東湖が「孟軻論」を著して支那的民本主義を論破した結論が、まさに松陰がそれを君主をもつて、『逆旅の主人』と同一視するものと指摘したのと同様であつたことは、透徹せる精神の洞察するところまさに軌を一にせることを、感歎せしめるものであつた。そして『上は三千年の往古を繼ぎ下は三千年の來今を開かん』とするを憂へる吉田松陰にとつては、かかる幕府主義は『目前鼻前の俗意を以て是を駁する』ものでしかなかつたのである。その『俗意』には老猾なる思辨によつて擬装せられた事大主義の隱蔽があつた。『天下は一人の天下にあらず天下の天下なり』と論じて『天下を

公となす』理論は、元來さうした事大主義を擬装し家産國家的專制主義を隱蔽するものであつた。安政二年萩城外の勝地櫻江の北、椿山の南に「江風山月書樓」が修復されたとき、山縣太華はこれに叙して、

太華文鈔、江風山月書樓記

江山之清風與二山間之明月一、固取レ之無レ禁、用レ之不レ竭、不レ費二一錢一、不レ累二一民一、永以爲二此亭之有一矣、

とのべて、これを藩侯の近世的節儉思想の現れであるとした。[七五] だが、吉田松陰はこの書樓記に托して、嚴肅正大なる日本的政治原理を展示した。即ち、そこに松陰は、――『嘗つて西土の史籍を讀みてその國を亡し家を敗るものをみるに、大抵庸君暗主、江山風月を視て侮りて以つて私有となし、甚しきものは剖きて讐幸を養ひ、割きて夷狄に與へ、淪胥以つて喪ふもの比々として皆是れなり、而して神州寧んぞ此の事あらんや』と、このやうに支那的家產國家の實相を看破し、やがて轉じて皇國の國體を顯彰して、

夫天下、日神之天下也、寶祚之隆與二天壤一無レ極、雖二萬世一猶二一日一也、然則天下江山風月、日神之所レ主以授二諸 日嗣一、 日嗣須下諸有二功德一之臣上、因傳二諸孫子一、孫子原二之祖先一、祖先推二之 日嗣一、 日嗣歸二之 日神一、父子之親、由以敦矣、君臣之義、由以明矣。

と喝破し、結局それが『天下は一人の天下なり』とする國家原理に據つて立つものであり、『天下は祖宗の天下なり』といふ傳統主義に根差すところのものであることを指摘し、而して、

天下滔々、傲慢暇逸、以二江山風月一爲二私有一、不レ復知二 日神之嗣爲二何物一、庶人私二其一身一、不レ敢以奉二

公役、士夫私二其一家一、不レ敢以殉二國難一、而諸侯私二其一國一、不レ敢以勤二王事一、苟不レ勤二王事一、則內養二嬖幸一、外與二夷狄一、敗亡從レ之、乃江山與二風月一、不レ能二終其自私一亦審矣。

と、この國家原理が必然的に展示する日本的政治原理を積極的に顯彰してゐるのである（丙寅幽室文稿江山風月書樓記）。

それでは吉田松陰はさうした幕府政治にいかに對處しようとしたであらうか。顧みるに、松陰が『天下は天朝の天下にして幕府の私有にあらざる』ことを積極的に認證しえた直接の契機は、ペルリの侵航以來の傲慢な開港要求とそれに對する幕府の避戰軟弱なる處置に對する憤慨にあつた。もとより、國體に對するかれの自覺は、さういふ國家的危機の切迫感に於いて追求された學問の結果である。けれども、不可避的な歐米列强の侵略的侵航に對する敵愾心がペルリの浦賀侵入に於いて直接的となつたとき、國體に對する吉田松陰の自覺的認證は、もはや思想上の問題ではなくして、實踐的な問題として具體化せられた。一般的にもいひうるやうに、かかる國家的危機の緊迫化は、日本的政治原理の認證の過程を、一面に於いては實踐的に具體化し、他面に於いては實踐的に妥協化した。妥協化したといふのは、對外的危機の切迫は、擧國外敵に當るべきための總親和體制の成立を要請したことを意味し、從つて原理上の背馳を放置せしめることによつてそれは行はれる。しかるに、對外的危機の重大性の深刻化は、至るところに諸矛盾を暴露し、遂にはその原理的統一を要請せしめるのである。日本的政治原理の認證の過程として回顧するならば、幕府政治に對する否定的見解の積極化としてそれを跡付けることができるであらう。

吉田松陰はかつて魏默深の「籌海策」に、『民は內なり、夷は外なり、外を謀りて內を遺するものは凶、內を治めて外を制するものは吉』といふに深く心を打たれたことがあるが、安政二年三月僧月性が萩に遊說した際、妄りに國體を遺れて外國に屈從し和親條約を擅に締結した罪によつて幕府を討つべきことを上書して討幕の勅を請ひたてまつるべき意見を松陰にみせたとき、松陰はこれに反對して、

兄弟鬩レ墻、外禦二其侮一、大敵在レ外、豈國內相責之時哉、唯當下與二諸侯一協レ心、規中諫幕府上、可二與策一强國之遠圖一已、是之不レ謀、而謀二匡國之正義一、國未レ可レ匡、而衰弱隨レ之、外夷、從而乘レ之、豈可二匆匆一乎、

と論駁した。四月廿四日付に家兄に宛ててまた、

上人法話中往々幕府水府等を誹謗の口上有レ之たる樣、獄奴承り歸り、誠に痛心仕候、何分二百年來の大恩も有レ之事、夫は扨置、今幕府を易え置く事を反覆思惟仕候得共、徒らに天下を擾亂するまてにて、未た其人物も出不レ申候、幕府に御隨從の上は、幕府に少も隔意無レ之樣不レ仕候ては、神州の不幸、外夷生レ心の本に御座候、

ともいつて、反駁してゐる。けだし、『外を謀りて內を遺るもの』、卽ち、『强國の遠圖』を遺れて『匡國の正義』をのみ問はんとすることが、歐米列强が曖々然として東亞侵略の勢ひを示しつつある時の世界情勢下に於いて、頗る危險であることをあまりにも知悉せる松陰をして、率然たる幕府否定の運動を懸念せしめ

たからである。

同じく安政二年九月、安藝長濱に生れた一私生兒にして本願寺の僧籍に連なる耳聾口囁の浮屠默霖が漂然萩に來り、土屋蕭海によつて入獄中の松陰を知り、同氣相求むの知己の情に激しつゝ、

> 我邦武備之衰、蓋今日爲二最甚一、文章亦然、足下知下其所二以衰且甚一者上乎、惑弊之儒、枉レ道以贅二時勢一、毫不レ知二君臣之分一、是故天子公卿益苦、武臣益驕、其文足二以害レ道、其武足二以蔑レ君、奚唯冠履轉倒、堂々君子國俗、蕩然掃レ地、今日之事、豈不レ然哉、夫欲下以二害レ道之文一、而布二治乎天下一、以二蔑レ君之武一、而振中威乎海外上、雖レ有二仁知之人一、不レ能也、噫蔑レ君害レ道、夫豈久矣哉、至レ欲レ使二海外威服一、其亦益遠矣、是之不レ慮、張二其外一、弛二其內一、如二庸醫之治レ病、不レ察二其病因一、屢藥之劫爲レ病、遂由レ此致レ死、不二亦危一哉、（松陰全集第六卷補遺）

といつて『大義』に『大勇』ある『良醫』をもつてさらに松陰に期待した際、『方今の天下、文を以つて道を害し、武は以つて君を蔑にしたてまつること、誠に高諭の如し、苟くも　皇恩に浴しまつる者、口固より言ふに忍びず耳固より聞くに忍びず、然れども、人衆くして天に勝ち、天定つて人に勝つは自然の數なり、是くの如くにして悛めずんば、十年を出でずして皇天震怒し、大に罪戾を降したまふや必せり』（野山獄文稿、復浮屠默霖書）と、松陰はもはや幕府政治の崩壞を豫測してゐたのであるが、しかも、默霖と松陰との間には、いかにして國體を正すか、從つて、いかにして幕府政治を匡すかといふ根本の態度に於いて、重大な懸隔が殘されてゐた。

このことは、翌三年八月にふたたび默霖が萩に來つて書を松陰に與へてのち兩々舌端火を吐くの至誠をもつてする論爭に於いて解決される。要するに、默霖は漢權を竊める王莽に比すべき幕府政治を否認して幕府主義理論を眞向から粉碎するに『一筆姦權を誅す』といふ方法をとるべしとしたのに對して、松陰は『幕府を輔けて國體を正す』、卽ち『一誠一人を感ず』といふ方法によるべしとした。

> 夫君臣之大義、赫々明々、昭二乎天地一、通二乎古今一、世雖レ有二盛衰一、俗雖レ有二淳漓一、大義一日而可レ滅哉、故僕謂、幕府一日感悟、則不レ終レ朝而天下平矣、諸將一日感悟、則不レ終レ朝而一國治矣、下至二一介之士一、一廬之民一、一感二一悟一、家齊身修、無レ可レ疑也、凡其生二皇國一、浴二皇恩一者、身之所レ爲、家之所レ營、國之所レ謀、天下之所レ擧、一無下非レ爲二　皇家一者上、如レ是、而身修家齊國治而天下平矣、故幕府眞能一日感悟、奉二　皇勅一、率二諸侯一、安二兆民一、馭二群夷一、細大之事、無下非二王事一者上、則今之征夷、古之征夷、今之國司、古之國司、今之臣民、古之臣民、制度有二隆殺一、委任有二輕重一、固無レ傷二于皇國一也、（丙辰幽室文稿、復浮屠默霖書）

といふのが、松陰の根本の態度であつて、一々姦權を筆誅せんとならば、大蠹餘りにも多くして應接に遑あらざるのみならず、その罪はすでに數百年來藩主をはじめ己れ自身にあつたといふ。けだし、松陰は、『天朝の堯舜たる事、征夷の莽操たる事は吾も固より知る、知ればこそ學問を勉め、心腸を磨し、他日爲す事あらんと』するのではあるが、『今の東夷假令桀紂にもあれ、我主人も我身も未だ　天朝へ忠勤を缺き居たれは、征夷の罪を擧ぐるに遑あらず、唯己の罪を顧るのみ』、『己れが罪を顧みるが故に藩主を諫め幕府を三諫も

九諫も盡してその罪を感悟せしめんとするのである、何故なら、『人善に遷らず、過を改めずんば、一筆姦權を誅すと雖も姦權依然たり』わけであるからである。（松陰全集默。默霖宛書翰）默霖は、しかし、幕府は中！〳〵我等が云たる事に百年しても感悟はせぬ、一日感悟する事決してなし、感悟せしむるには備員あり、媚る斗りにて何にも云ずいるなり、管晏より遙に劣たる儒生斗なり、その決して感悟せぬ事、只今に初まる事にてなし』、そのやうな幕府を筆誅してもつて國を匡さうと悲壯な決意に燃えてゐた（同上默霖書）。

松陰はこの默霖の悲愴にして壯烈な悲願に深く『感銘』し後々までも默霖との應酬を憶うたのであつた。（七六）だが、松陰は默霖をもつて『獨行特立』なるものと悲しみ、依然として、『五六年中、讀書を務め神氣を養ひ以つて固より　朝廷を崇奉するの素志を堅め、切に妄動を禁じ、切に冗語を誡めむ、其れ是れのみ』（默霖宛書翰）といつて、默霖のいはゆる一筆姦權を誅するといふ態度に贊成しなかつた。そこには迂闊なほどに純乎たる、しかし悲壯にも誠實な方法論があつた。政治の革新は、制度や形態の變革以前に、精神の改悔が根本であり先決であるといふことである。國家政治の革新が姦權を打倒することにまで至るべきは、必然である。けれども、道義國家に於いては、姦權をしてその罪を感悟せしめることにまで徹底しなければならぬ。『匡國』といふことは、全國民の精神が國體に徹し大義を感悟するといふことに於いて歸結する。『皇道の興隆』は姦惡なる權力が破滅することに歸するのではなくして、まさに姦惡なる觀念が改悔し、正しい精神のうへに全國民が擧立することを意味する。『天下は一人の天下なり』、――それが法律や制度のうへにどのやうな形式をもつべきであるかといふことではなくして、問題は、國民がかかる國體を誠實に體認し、さういふ信念のうへに政教經濟が具體化されるといふことにある。財あるものがわが私有權を犯されじと法を藉り、位權あるものがわが位權を衝かれじと力を恃み、政治を擔當するものは、およそ最も非日本的である。智あるものは智を捧げ、技あるものは技を捧げ、富あるものは富を捧げ、そしてわが生命をすら潔然として君國に捧げる、さういふ精神のうへに行はれる政治が、日本的な政治なのではなかつたであらうか。『人善に遷らず、過を改めずんば、一筆姦權を誅すと雖も、姦權依然たり、朝廷興隆の辰も期すべからず』といふ松陰の方法論は、まさにこれであつた。けだし『皇國に生れて　皇恩に浴するものは、身の爲すところ、家の營むところ、國の謀るところ、天下の擧ぐるところ、一も　皇家の爲にあらざるものなき』ことを松陰は力說してゐたけれども、事實上の政治に於いては、『制度に隆殺あり、委任に輕重あり』、從つて、問題はまづその精神であり、幕府にしてもし、その所爲所營、その所謀所擧にして　皇家のためにするといふのであれば、政務を委任せられ奉行する機關としての幕府の存在を否認する要はないとみたのである。もとより幕府主義に對して、かれは斷じて承服しない。しかし、眞に政務を委任せられ奉行するにたる機關としてならば、かれは幕府の存在を是認した。さうなれば、しかし、それはもはや幕府政治とみなすべきものではない。この點、國學や水戸學の立場を素直にうける松陰であつた。

ところが、松陰はこの默霖との論爭によつて大切なことを敎へられた。安政三年十一月二十八日、正月作

るところの七規七則を讀みかへして、『　天朝を憂へ、因つて遂に夷狄を憤る者あり、夷狄を憤り、因つて遂に天朝を憂ふる者あり、余幼にして家學を奉じ、兵法を講じ、夷狄は國患にして憤らざるべからざるを知り、爾後偏く夷狄の横なる所以を考へ、國家の衰ふる所以を知り、遂に　天朝の深憂一朝一夕の故に非ざるを知る、然れども、その孰れが本、孰れが末なるは、未だ自ら信ずる能はざりき、向に八月の間、一友に啓發せられ、曇然として始めて悟る。從前　天朝を憂ひしは並に夷狄に憤をなして見を起せるもの、本末既に錯る、眞に　天朝を憂ふるに非らざるなりと』丙辰幽室文稿と述懐してゐることが、それである。『眞に　天朝を憂ふる』精神、――外夷を憤つて國難に當らうとする護國の精神は、この精神から出るものでなければ皇國日本のものではない。『眞に天朝を憂ふる』精神にもとづかぬかぎり、報國の精神といふものはその根幹をもたないのである。換言するならば、『匡國の正義を謀る』ことを措いて『強國の遠圖を策す』といふことが、實は本末顚倒せる錯誤であつたのである。すでに、松陰は悟つてゐた。

凡　皇國之所二以爲一皇國一者、以二　天子之尊萬古不易一也。苟　天子可レ易、則幕府可レ帝、諸侯可レ帝、士夫可レ帝、農商可レ帝、夷狄可レ帝、禽獸可レ帝。則皇國與二支那印度一、何以別乎。

夷狄の侵略を絶對に許さざる精神は、天子の尊きこと萬古不易なるを仰ぎまつる尊皇の精神に根源をもつ。天壤無窮の　天つ日嗣が君臨したまふ皇國であるといふ自覺的信念こそが、眞に皇國を護る報國の精神の確乎として動かざる據りどころなのである。

『眞に天朝を憂ふる』精神、卽ち尊皇の精神のみが、國を護る精神の本源であるべきであつた。だがそれは『天下は天下の天下にあらずして一人の天下なり』とする日本國家原理の認證のもとにこそ明言しえるところであつた。必ずしも一筆姦權を誅せざる心は、いまや決して『匡國の正義』をゆるがせにすることを意味するものではない。「講孟劄記」に指摘せられたごとく、歐米列強の東漸は、『各其賢智を推擧し、其政治を革新し、駸々然として、上國を凌侮するの勢』を有した。かかる對外的危機の切迫感は、政治の動向に複雑な反省をあたへた。しかも、遂に駸々然たる外夷の非謀を制すべき道は『我國體の外國と異なる所以の大義を明にし、闔國の人は闔國の爲めに死し、闔藩の人は闔藩の爲めに死し、臣は君の爲めに死し、子は父の爲めに死するの志、確乎たらしめ』る以外にみいだされない。山鹿流兵學がその骨髓となしたところの、籠城の大將の心定、『籠城致す上は、負ば必ず切腹と思ひ定むべき』の義、『上下一致し君臣相親みて高城深池を守り』、『萬一事敗れ城池も人に奪はるるに至らば、君民上下城を枕にして切腹と覺悟を究る』こと、『果して是くの如くなれば、是れ爲すべきなり』といふこと、かかる盡忠報國の精神を據りどころとしてのみ、それは制馭しえるものであつた。從つて、かかる擧國防衞の精神は、皇國に於いては、國體を明かにして皇國臣民たるの深き自覺的感激に徹することによつてのみ喚起しうる。『凡人臣たる者、未生の前より君恩に生長し、一衣一食より、一田一廬より、君恩に非るはなし。況や其重祿高位を世々にするをや。身體髮膚父母の賜ふ所と云ふとも、父母祖考より皆君恩に生長する所なれば、頂より踵に至る迄、皆君の物に非るはなし。瞑目

して此身根本の來由を思へば、感激の心悠然として興り、報効の心勃乎として生ず』講孟劄記。『此身根本の來由』に對する自覺的感激を悠然として湧き興こさしめる政治こそ、外夷に對して國家を護るための政治であらねばならない。さうした尊皇の精神を振興する政治こそ、まさに日本的政治の理念であらねばならなかつたのである。その第一着がこの國體を明かにし君臣の大義を確立するにあること、論をまたぬ。だが一筆姦權を誅して遂に幕府政治を打倒することは、必ずしも必致のことに屬さない。必ずしも姦權を誅せずとも、要は眞に深く　皇恩に銘感し勃乎として報効の心を振興せしめ遂に幕府主義を匡さしむればたりるのである。『幕府一日感悟すれば、則ち朝を終へずして天下平かなり、諸將一日感悟すれば、則ち朝を終へずして一國治る、下一介の士、一廬の民、一感一悟にして、家齊ひ身修らんこと、疑ふべきなきなり』――かくのごとくにして、『身の爲すところ、家の營むところ、國の謀るところ、天下の擧ぐるところ、一として　皇家に爲にするにあらざるものなき』に至れば、制度の隆殺、委任の輕重に差ありといへども、天下なにごとを施して行はれざることあるであらうか。だが、『これに由つてこれをいへば、今天下の貴賤尊卑、智愚賢不肖、一として道を失ひ罪あるの人にあらざるはなし』、まことに、『天下滔々として傲慢暇逸、江山風月をもつて私有となし、また　日神の嗣の何物たるかを知らず、庶人はその一身を私し敢へて以つて公役に奉ぜず、士夫はその一家を私し敢へて以つて國難に殉ぜず、而して諸侯はその一國を私し敢へて以つて王事に勤めず、苟くも王事に勤めず、則ち內嬖幸を養ひ、外夷狄に與へ、敗亡これ從ふ』といふのが、時の社會の實態であつた。幕府

をのみこれを打倒しえても、滿天下の人心に侵潤せる『私』の心をここに感悟せしめることができなければ、『輕擧妄動以つて困厄を致す者』といはざるをえない。『興隆の機、恢復の勢、沛然として禦ぎえざる』の途は、ひとへに『眞に天朝を憂へる』尊皇の精神を喚起するにあり、尊皇の精神を喚起するの途はひたすらに數百年の　皇恩を銘感してわが不逞の罪を自覺するにある。貴賤上下、ここに感悟して不臣の罪を自覺し眞に『天下は一人の天下』なる國體に徹せしめること、これ實に吉田松陰の唯一絕對の悲願であつた。

かくのごとくにして、わが國の政治は、ただひとへに　皇恩に感激する心を悠然として湧き興さしめ『眞に天朝を憂ふる』精神を喚起せしめるところの政治でなければならぬ。それは迂闊なほどに誠實な方法論を有するものである。しかも、かくのごとくにして眞に萬古不易なる　天朝を仰ぐ精神が湧然として喚起されるとき、いづくにか『外國支配』に屈するがごとき隷從卑屈の根性のすくふべきところがあらうぞ。『天下は天下の天下にあらず一人の天下なり』といふのが、萬古に易らざる皇國の國體であり、さうした國體の故に、武力的なると、金權的なると、黨派的なると、ちよそ臣民にしてこの『一人の天下』を私することは絕對に許されないのである。さうした意味に於いて、『公』に奉ずるの精神が、『天下爲公』の支那的理念とはまつたく別個の內容をもつた省みられた。天下を私する心は、しかし、ちよそ臣民にして皇國の國體を忘却するの僭越に萌すのである。德川氏が『天下は天下の天下なり』とする思辨的理念を揭げて幕府主義を裝うたとき、その理論によつて勢力に雷同し權力に阿附したのは、卑屈なる學者であり、そして武士であり、民

衆であつた。さういふ思辨的原理によつて國を建て、さうしてつねに中華帝國を誇示した支那であつた。そのやうな國家とはおよそ國家原理の根柢を異にする皇國は、祖宗の授け傳へたまへる『一人の天下』として、從つて所詮は『祖宗の天下』として、獨立不羈の幾千年の傳統をつぎ、永遠不易なる光輝をもつて四海に臨みきたつたのである。皇國の臣民をしてこの洪大なる　皇恩に感激して勃乎たる報効の精神に目覺めしめる政治こそ、眞に皇國日本の政治といふにたりるのである。それは『天下は一人の天下なり』とする皇國の國家原理によつて必然的に要請される日本的政治の原理である。

ところで、ここに留意すべきは、吉田松陰に於いて、『天下は天下の天下なり』といふ支那的原理が『然りといへども、普天率土の民、皆天下を以つて己れが任となし、死を盡して以つて天子に事へまつり、貴賤尊卑を以つてこれが隔限をなさず』といふ意味に於いて、即ち　上御一人に事へこの『一人の天下』を護りまつるべき報効の道に於いては、皇國に生れ皇恩に浴する臣民としては『貴賤尊卑をもつてこれが隔限をなさず』、闔國の臣民すべておなじく努むべき皇國の道であるといふ意味に於いて、封建的身分意識を打破する學國一致の原理に轉回されてゐることである。この點については後章に詳論されるであらうが、いまはただかかる轉回はわが國の國家原理が『天下は一人の天下』なる所以を眞に深刻に體認しえてゐない場合に於いては、重大な錯誤に陷ることを承知してゐるべきである。

以上の考察によつて、いまやひとは、『天下は天下の天下なり』といふ『天下爲公』の支那的原理の思辨的

虛構性が完膚なきまでに批判せられ、やがてさういふ支那的原理によつて根據づけられた幕府主義理論が微塵に破摧せられるに至つたことを、確認しえたであらう。わが國は、これに反して、『天下は一人の天下なり』といふ原理を體統とするところの皇國であつて、さういふ國家原理からして必然に日本的政治原理は印證される。從つて、皇國君臣の大義を明かにして『眞に天朝を憂ふる』尊皇の精神を喚起することこそ、わが國政治の目標であらねばならなかつたのである。さうしたこれこそが『強國の遠圖』をかためる本源である。

なほ山縣太華には「國史纂論」といふ著述があつて、その趣意は、『道は一なり、則ち學も亦一なり、寧ぞ所謂國と云ふ者あらんや、陋なるかな』として、『公平の見』をもつてすれば『彼我區域の別あらんや』といふ立場に立つて國史を論述しようとしたものであるが、これに對しては、中島廣足が、かくのごときばいまだ、外國風を離れぬものにて、眞の公平にはあらず』、『我大君を君とし、我大御國を國としていへる說を、公平の見にあらずとは、いかなるたふれごとぞ、外國に飛去りたる魂の證據は、こゝにいちじるき也』と辨析し、

此公平といふものに、いたく差別あり、まづ天地の外に、心をおし弘めて見る時は、地球上の物は、人畜・草木、皆地氣より成出て、人のみ貴きいはれなければ、人を萬物の靈などいふべきよしもなく、聖賢も、佛も、蟲も、同物也、かく見るは世外の公平にて、人道は立がたきなり、此公平の心もていはゞ、

彼アメリカの國などの如く、共和政治にて、君臣上下の差別もなきを正しとすべきにや、是、禽獸にひとしき國風なるをもふべし、（敏鎌）

と論破して明快なるをもふべきである。本是れ神州清潔の民と宣言して還俗した伴林光平もまた、「國史纂論」に駁論して、『おのが本國を可ゝ穢異國と齊し並に爲ん』とする『賢氣』の『狂言』にほかならず、『江南の橘も江北に植うれば枳殻云々と漢人もいへる』を知らぬ『固疾』にほかならぬと指摘してゐる（岡の池水）。

七

次に問題になるのは、皇學の首唱者長谷川昭道である。時の藩主は樂翁公長谷川昭道は佐久間象山と相並んで信州松代藩の生んだ幕末維新時代の一偉材である。

定信の第二子幸貫であつた。昭道は深く浸潤した水戸學の影響下に育成せられ、その令孫に當る飯島忠夫博士が極力その事績思想を顯彰せられてより廣く世に知られるに至つたが、就中『多年存込罷在候』て『皇學』を樹立し、維新草創期の學校御用掛を命ぜられ、『古今を貫ぬき、世界を統括』する『三才至大の學』によつて『神皇の大道』を闡明するをもつて新しき教學を興すべきことを建言したことに於いて（學政建言）、永遠に記憶さるべき先覺であつた。

その長谷川昭道は藤田東湖の「弘道館記述義」に感激し、その『天朝論』の後に書して、『夫れ堯舜の禪讓は湯武放伐の俑をなし、湯武の放伐は後世簒奪の祖をなし、遂に夷狄の蹂躙する所となる』と論斷し、禪讓放伐論十五則を著して、世及と禪讓の別をもつて公私を分つべからざることを論じ、『天統の天壤とともに窮りなき』國家こそ『天下萬世のために大經の立つ』ところの絶對國家であることを明かにした。文久元年の冬、昭道は「皇道述義」を著して、萬國に冠絶せる皇國の大道を明かにせんとし、天之御中主神を仰いで高御産巢日神または神産巢日神と一體異稱にして天日そのものをさすものとし、『上天の眞中に正座して、少も動き給ふ事なく、一天の主君と爲り、三才の大元靈長にて坐ます』ところのこの天日に對し、この『日輪を心とし、天中を轉旋する者にして、又、日輪に向ひて自轉する』地球である大地を國狹槌尊に配し、この『日地の道を財成輔相し、以て日地の大德を贊成する』人として最初に生れましたのが國常立尊であるとし、この『日地の大道』または『三才の大經』を原理とする宇宙觀に立脚して、獨自の皇道哲學を首唱したのであつた。この昭道の學說は、『水戸學の上に更に一大飛躍を行つて西洋の科學とを結合したもの』であるともいはれてゐるが[一七七]、それは天地上下の大分をもつて準繩とせられた人倫原理を地動說にもとづく天體運動の理論に轉換したものであることは、明かである。從つて、その哲學及び歷史上の學說の仔細の點については、なほ問題の存するところがあらうが、要するにこの「皇道述義」に於いて長谷川昭道の極力顯彰しようとしたことが、『父子祖孫相續ぐ者』をもつて『日地の大經』を實現し『人倫の大道』を體現するものであつたことは、いふまでもない。かくして『天下一人の大道』が確立確保せられてこそ『大義』の據りどころは立ち、人倫の

根柢が立つといふものであり、從つて、放伐革命といはず堯舜の禪讓に於いてあたかも天に二日あるがごとくすでに『三才の大經』は敗亂せられてゐるのであると斷定してゐる。『凡そ人臣たる者の二君に事ふべからざることは、素より日地の大經、臣道の當然にして、卽ち　神皇の大道也、大法也、夫れ天に二日無きを以て、大地いかでか二日を戴くことか有るべき』。從つて、萬世一系のわが皇國こそ實にその『日地の大經』の具現せられてゐるところの宇內唯一の絕對道義國家にほかならないのであつた。

このやうな信念を抱懷する昭道にとつて、支那的な『天下爲公』の理念が徹底的に批判せられるべきは、當然であつた。

且つ、天下を官にすると云ふは、如何なることにや、若し、實に天下を官にすと云はば、其の王と云ふ者は、君に非ずして、長官也。君に非ざる者、何の故にか、之を君と唱へて、君臣の道を語り、君臣の分を論じ、君臣の禮を議するや。然るときは、其實天下を官にするに非ず。卽ち、天下を家にするに非ずや。然らずんば、何ぞ敢て、賢愚を撰ばず、子孫相續ぎて其國を保つや。漢土も亦、卽ち、天下を家にする者なること明か也。然れども、其道の正しからざるを以て、其家をして、天日と共に、之を無窮に傳ふること能はず、此に於て、遜辭を設けて、天下を官にするの妄說を發し、以て其道の正しからずして、君臣の大道立たざるの陋俗を、隱蔽せんとする者也。然れども、其の自ら欺き、人を欺き、妄言誣說の迹、決して掩ふべからざる者あり。且つ天下を官すると云ふときは、其王と唱ふる者は、卽ち官人にして、君に非ず。然るときは、是れ君無きの國也。君無きの國は、人倫の國に非ずして、禽獸の國也。（中略）遠西夷、合衆國の如きは、君無きの國とも云ふべし。

昭道に從へば、『君』と單なる國家統治の主權者とは區別せらるべきである。君は政治上の絕對主權者であると同時に、人倫關係に於ける絕對一人者である。『君は固より、決して天下人民を治むる役人には非ず。天下人民は、固より其君の有にして、他より預りたる者に非ず。日地より、其君に賜りたる者也。漢土の湯武の如きは、日地より賜りたるにも非ず。又、其君より與へたるにも非ず。其君の物を奪ひ取つて、己れの有と爲したるもの也。然れども、人の物にあらず、卽ち湯武の物なり。然るときは、其國に主たる者は、役人にして、人の物の始末を爲る者を云ふ名目也』。であるから、天下を官にするといふことは、眞の君主無き國家に於ける國家主權の名義上の代表機關を公にするといふ意味をもつものと考へるべきであつた。換言すれば、それは民主主義に根柢をもつ國家に於いてのみ妥當する理論なのであつて、君主を政治上の單なる統治者とみる合理的解釋は遂に君主の人倫國家的意義をみざる民主的理論にすぎないのである。極端な君主專制主義の國家である支那に於いて『天下を官にする』とは、實は『君臣の大道立たざる陋俗を隱蔽せんとする』誣說遜辭にすぎないのである。

このやうにして、長谷川昭道は本論の中核をなす『天下は天下の天下なり』といふ支那的理念を痛烈に批判して、

偖て、漢土の通言に、天下は一人の天下に非ず、天下の天下也と、是れ亂賊の徒、其の私意を逞くせんと欲するの心より、是れ等の妄說を發する者にして、論ずるにも足らざる事と雖も、聊か其非を辯ぜん、前に論ずる如く、皇國は固より一人の天下にして、決して天下の天下に非ざること、論に及ばず、漢土と雖も、亦一人の天下にして、天下の天下には非ざる也、如何となれば、湯武の如き人の天下を逆取せる者と雖も、取つて己れの有と爲してより後は、天下は湯武の天下にして、湯武の心次第いかやうにも自由にすることにして、他人手を其間に入るること能はず、是れ卽ち、一人の天下にして、天下の天下に非ざることを知るべし、孔丘云ふ、天に二日無く、土に二王無しと、毛詩に云ふ、普天の下王土に非ざること無く、率土の濱王臣に非ざること無しと見えたるに非ずや、

と論斷してゐるのである。昭道によれば、『古來國家人民を以て、只に其の君より重き者と思へるは、大に非也』ことなのである。君は決して國家人民のために存在するのではない。『先君より傳來する所の國家は、先君の苦心成立する所の者にして、先君の厚く保護する所なり。是を以て、先君の神靈、固より此の國家に止り、此の國家に依て安し。此の國家に依つて血食する所の者也』。それ故に、『國家人民共に當君の私物』であるといふことはできず、實に『先君の國家』といふべきである。けれども、『先君の血統』を正しく繼承して『其の立つべき者』の君として立ちたまふに於いては、天下は明瞭に『一人の天下』である。さうであるとすれば、『天下は天下の天下なり一人の天下にあらず』となし、民を塗炭に救ふと唱へ、『其の君を放伐し、其の國家を奪ひ、其の先君を蔑辱し、其の君の國家を以て、己れの國家と爲し、然る後、人民を撫安すと云ふ者』は、斷じて『三才の道に非ざること明にして、其の逆臣なること尤も分明なり』といはねばならぬ。

長谷川昭道はかくのごとく痛烈に『天下爲公』の支那的理念を批判辨析して、わが萬世一系の國體こそ『日地の大道』を自己顯現せるものであつて、『人倫の大道』はかかる國家のもとに於いてのみ確立せられてゐるものであることを明かにした。從つて、昭道が、わが國をもつて『天下は一人の天下なり』といふ『天下爲家』の國家であるとみたことは、もはや贅說を要しない。『其義は君臣にして其恩は父子と異ること無し』といふ『天下一家』の理念こそ、長谷川昭道の認證したところの日本的理念にほかならなかつたことも、論をまたずして明かである。『先君の血統』を繼嗣したまふ一系の君主が永遠不易に『先君の國家』をたもちたまふことこそ、國家をして『日地の大道』卽ち天倫を具現する『人倫の大道』を確立維持せしめる所以である。從つて、君主を國家統治上の主長官的機關とみなす理論は、『天下は天下の天下なり』とする民主主義的な政治國家の理論であり、かかる國家は『日地の大道』に背反する。支那がかかる理論によつて『天下爲公』と考へることは、『君臣の大道立たざる陋俗を隱蔽せんとする』僞瞞的虛構にすぎないのである。かくて眞に『日地の大道』を具現する人倫國家は一系に世及せられる國家でなければならない。皇國日本こそは、まさにかかる絕對國家なのである。かかる國家の原理は、要するに『天下は一人の天下なり』とするにあること、明かである。

、文久二年秋、尊攘論沸騰して絶頂に達したころ、昭道は一書を捧げて『皇國御守護之御大本』を論じ、それが禁廷と幕府との『御一心御一定』にあることをのべ、その意味をといて、『乍恐　皇國は　御祖宗様御神明之御國に御座候て、萬民は　御祖宗様御愛育之赤子に御座候へば、誠に乍恐　禁廷にも御孝敬之　御誠心を盡させられ、深く御大仁御大義を、思召され、天日に盟はせられ、御一死を究めさせられ候て、天下と共に　御祖宗様之御國家御人民を御守護在らせられ候はんと、斷然として　御一心御決定遊され、確然として千萬年一日之如く、尚ほ御大訓を御後昆に遺させられ』るに發し、幕府に於いては、『右　禁廷之御心を以御心と成させられ、御忠孝之御大道を深く御心に懸けさせられ』死を善道に守るの大義に立脚して、率先天下の人民に號令し、人民ここに感激發憤し『萬事を抛ち候て、日夜勉勵いたし、只一筋に　皇國守護の軍務をのみ修治仕候様に罷成』るに至つて、皇國守衛の大本全備して遂には　皇化を八表に輝かすを期待しうべしと論じてゐる（攘夷獨語）。大政奉還以後に於ける昭道の行動と『皇政の御復古は卽ち　皇道の御復古を御眼目とせられ』かつ　應神天皇以前に復古せらるべきを高唱せる建白とをしるものは、かくのごとくにして認證せられた政治原理の具體的に展開せらるべき必然的動向がどのやうなものであつたであらうかを、容易に推察することができるであらう。將軍はもはや恣に　天皇の赤子をその臣民とする君臣の義を僭することは許されない。かれはただ『禁廷の御心』をもつてその心に體し、もつて『一筋に、皇國守護の軍務をのみ修治』すべき臣民の先頭に立つて一人の　天皇に臣事すべきものたるべきである。『皇道の御復古を眼目』とする皇政復古を唱へる長谷川昭道は、後にも言及せられるであらうが、明治六年に至つても、なほ頑として、

> 漢土以西の諸國、其天下は天下の天下にして、一人の天下に非ず、人民も亦一家の人民にあらずして、自主自由の人民なり、皇國は　天皇の天下にして、天下の天下にあらず、人民は天皇の人民にして、自主自由の人民にあらず、然りと雖も、天皇は祖宗の神孫也、天位は祖宗の天位なり、天下は祖宗の天下にして、人民は祖宗の人民なり、祖宗之を天日より賜る所なり、故に祖宗と雖も、之を私し玉ふこと能はず、況や　當天皇をや、（時務策二）

と確信して疑はなかつたのである。『天下は天下の天下なり』とする支那的理念は、かれにとつて、『漢土以西の』自由主義國家とその原理的意義をひとしくするものであつたのである。

八

幕府の政治權は支那的な『天下爲公』の原理によつて權威づけられ、國役一切を『支配』する封建政治は『天下は天下の天下なり』といふ思辨的理論を根據として行はれてきた。さうしてそれは爲政者の警策としても一應封建的善政を鼓舞してはきた。しかも、それが放伐革命を是認する思想に裏付けられて、幕府主義をして政治的、なほさらに道德的にまでたかめしめたのである。幕府はいまや『公儀』として絶對化せられてゐた。けれども、そこでは政治とはひとへに『安民』を目的とする國家活動であるとせられてきたのである。

しかるに、學問の發展は、國史に對する自覺的沈潛を促さしめるとともに、支那思想に對する自覺的檢討を深め、必然的にその國體に目覺めしめるに至つて、皇國の皇國たるの絶對的道義性が認證せられた。この

ことは、日本國家の原理が支那のそれとは本質的に相異するものであることを自覺的に認證せしめたのである。このやうにして、支那的政治原理がきびしく批判せられ、やがて　朝廷のみそなはすべき日本的政治原理が認證されるに至ることは、當然であつた。かかる認證は、さらに支那的政治原理を根據とする幕府主義の立場を動搖せしめずんばやまなかつた。そこでは幕府の存在そのものが否定されたのではなかつたが、幕府の本質を單に　朝廷より政治を委任せられたところの政治機關たることに限定することによつて幕府存在の政治的意義が肯定されたのであつて、幕府政治權が一たびその限度外に越えるならば當然擯權として否認されるべきことを條件づけられたものであつた。換言するならば、單に政治的にではなく道德的にさへ權威づけられた幕府の權威の根據は、いまやすでに分裂せられ、動かすべからざる人倫道義の根軸は萬世一系の天皇のもとにあることが體認せられ、幕府政治は將軍が單に　朝廷の御委任によつて政務を奉行する制度上の一形態であるにすぎないものと觀念せられるに至つたのであつた。

たとへば春日潛庵が鎭西第一流の人物であると稱へた佐賀藩士枝吉神陽が、

> 天下皆　神武天下、而　瓊皇之所レ緒レ業、故爲レ臣强逼二於主一者、宜レ在二征伐典一、夫幕府者、豈非二一征夷大將軍之任一乎、一征夷大將軍而以爲レ有二天下一、其臨二於海外萬國一、則常自稱二大君一、君僭可レ惡焉、且此時孰非レ僭者、將軍僕隷而稱二藩侯一也、其與臺而稱二士大夫一、亂レ名殊甚、夫名不レ正則言不レ順、言不レ順則事不レ成、要成二天下事一、其在レ正レ名乎、

と慨歎したのは、かかることを意味したのであらう。(七八)

政治の大權は當然國家道義の根軸であらせられる　天皇の保有したまふところである。『天下は天下の天下なり』とする『聖哲と王との一致』を理想とする擬制的思辨的國家に對して、このやうにして『君臣血肉を分つ』道義國家の政治原理は、『天下は一人の天下なり』といふ『天下爲家』の信念に於いて認證せられた。だが、皇國が天下を家となしたまふ國家であるといふことは、『民の父母』として　天皇に仁愛の德を要求しまつる意味ではなくして、さういふ支那的な觀念の影響をうけつつも、それは遂にわが國の國家構造は血緣的統一が血脈的一系に歸一するところの君臣血肉を分つ家族國家であるといふ意味にまで純化せられ、もはや『民の父母』たる仁愛政治を要請するものとはせられなかつた。　天皇は、王者に父母の仁愛を要求した支那的觀念をまつたく超越したまふところの、絕對威嚴を保有したまふのである。從つて、わが國に於ける政治の目的は『安民』といふ功利主義に歸せずして、君臣の大義を明かにする『明倫』または『明道』にまで深められなければならなかつた。政治とは遂に『皇國の正義』を確立することに歸するであらう。かくて、『眞に　天朝を愛ふる』精神を喚起し、この精神に於いて萬民をしてひとしく　朝廷にまつろはしめることこそが、日本的政治の目的であらねばならなかつた。要約するならば、『天下は一人の天下』であるところの皇國の國體を明かにし、皇國政治の大權は　天皇の保有したまふべきであることに徹せしめ、父祖以來蒙りきたれるその皇恩に感激し勃乎たる報効の念を喚起するといふことが、皇國政治の道標なのであつた。武力

的たると、金權的たると、黨派的たると、おそよ　御一人の大權を私することが許されぬことは當然のことであつた。或は支那思想の日本的轉回によつてこれを論證しようとする山鹿素行、そして垂加神道の繼述に出發する若林强齋、支那思想の否定的展開に於いてこれを論證せんとする國學の道統に立つ大國隆正、水戸學の學脈に觸れて目覺めたる吉田松陰や長谷川昭道に於いて、そのいくつかの典型をひとは示されたであらう。いづれにしても放伐革命思想によつて鎧はれた支那的原理としての『天下は天下の天下なり』といふ理論に對する自覺的檢討に於いて、かかる日本的原理の認證が明確に跡付けられえたといふことは、ひとの銘記すべきところでなくてはならぬ。

かくのごとくなれば、支那的原理を根據として構想せられた幕府主義が頽唐として崩壞し、諸侯以下士民に對する君臣の道德的身分關係をもつて絕對化せられた德川將軍の權威が、封建的因襲として分裂動搖せしめられるのは、必然であつた。かやうにして、儼たる君臣の大義は動かすべからざる尊嚴さをもつて萬古不易の　皇位のもとにのみ立つべきものであることが明徵にせられたとき、『匡國の正義』の確立される日はすでに近づきつつあつたのである。

有馬正義は「大疑問答」に於いて、

皇國は眞の神國にて　天皇命は正しく天津神の御正統に坐て、今宸極に現御神と照臨坐て、天下所知食し、各も余も同じく神の御裔なれば、誰か一人も　朝廷の臣民ならざる者有らむや、然れば今各國の臣

子らの、各其が主と仰ぐ所の國主城主達も、余等如き賤男も、　朝廷より看行す時は各　朝廷の臣民にて候、故に大君と申奉るは　天皇命御一人に限奉る御事にて、（世の儒者等、此の義を知らず、德川將軍のことを大君など稱することは、返す〳〵僻說にて候、）今各國君と仰ぎ、臣と畏は、小君臣の義とも可ㇾ申候、余等如き零落し賤男も、其が姓は　朝廷より賜へる姓にて、大君臣の大義たる大根元よりいえば、朝廷の臣なること明白に候、

といつて、幕府諸侯との關係を『近古因襲の習風』によつて『何となく君臣の如くなれる者』であると斷定した。天誅組の參謀伴林光平もまた、

抑君は、掛卷も可畏　天皇命唯御獨を申奉る時の名にて、公卿大夫等には、かけてもいはず、臣は天下の上中下の　天皇命に對ひ奉る時の名にて、將軍にまれ、大臣にまれ、わが私の主に對ていふ名にあらず、されば陪臣てふ名も　天皇命に對していふ名にて、己が私の主なる將軍等に對ひて、いふ名にあらず、もし將軍執政等に對はゞ、陪從といふべし、陪臣とはいふべからず、所謂將軍家の大名てふ者も、其元　朝廷の近臣陪臣等なりしを、征夷將軍の職務を補佐んとて、且く　朝廷を散けさせて、將軍に陪從せさせ給へるなり、朝散太夫などいへるにて、其義をさとるべし、かれ將軍勅命を奉りて、能く其職を勤め、よく世をまつりごたば、長に陪從して、忠情を盡すべし、もし勅命に背き奉りて、朝廷邊に射向ひ奉らば、速に幕府を去て、もとの　朝廷にかへるべし、

と文久二年に「おもひで草」に論定してゐる。將軍とはいまや道德的權威から完全に分離せられた政治上の

奉行權をのみわづかに保有する近古の因襲によつて成れる官制上の存在たるにすぎない。さうしてまた筑前の平野國臣は、文久三年二月獄中に稿した「大體辨」において、

> 辱くも　皇國の　帝は　天祖　天照皇大神の　天孫にまし〳〵て、異國にて猥りに帝と唱へ王と稱するものよりは、遙に尊くおはします也、臣民も又た　天祖のむかし君臣の誓をなせしより、挙々として相生相榮へ、今日に至て猶ほ　天孫を奉す、故に　天朝に忠を盡せば、先祖への孝道も立て、忠孝二つにして一つ、相離るゝに忍びさる大親義有る所、卽ち　神國の神道にして、巧ますして自から成れる精誠なれは、眞の天道とも云ふ可き故なり、是我　皇國は君臣の大義を主として利民を次とすれとも、萬世不易、千古一統の君ゆへ、萬民親服し　烈聖亦た憐を垂れ、上下能く和合して相恨みす、利を利とせされとも、大義の和にて、自から民を利するの實にもかなへり、彼の漢土の如きは、利國安民を宗として、君臣の大義を甚た重んせす、故に堯は聖しと云へとも、虞舜を民間より擧けて、革命の緒端を發き、武王紂を討ち、其弊後世に流れて、天下は天下の天下と異ひ、前狼後虎相斃れ、或は逐鹿、肉を爭ひ、終に長城外の胡と賤めたりし滿清の世となり、今に至て親服せす、紅巾賊、長髮匪等と云る明末の徒、屢起りて騷動未た鎭まらすと、利民の實政、果していつくにかある、出圖鳳來の國すら、今猶かくの如し、況んや情行利己の國西洋諸蠻は比するにたらさるをや、

と、日本的政治の本質が『君臣の大義を主として利民を次とする』ものであることを、嚴然として宣言した。

その「大體辨」によれば、『聖王一致』の國家は『共和政事』の國家とその原理を同じくする國家であつて、

> 屢易世革命、昨日の民は今日の君となり、今日の君は昨日の奴となり、又は共和政事とて、定まれる君もなく、智と力とを以て輪宰し、獸の角を爭ひ、矛を戰するか如く、強きか弱を制するを以て、天理公平と唱れとも、根元、さる政事の國は、君をも敬ふ可き道さへしらすして、其身々々の便利、勝手に惡しけれは忽ち位をも押奪ふ樣成る暴風故、無二餘義一其土の人氣に合ふやふにして、天理と詢ふとも、畢竟人智を以て巧み出したれは、人理權平とそ云へき、

と一蹴されなければならなかつたのである。日本に於いては、政治とはもはや單に『安民』といふ巧利主義的限界に鎖されるべきではない。『君臣の大義を明かにする』ことにこそ、それは出發し歸結する。

久坂玄瑞は文久二年正月同志武市瑞山に與へて、『竟に諸侯恃むに足らず、公卿恃むに足らず、草莽志士糾合義擧の外には迚も策これなき事と私共同志中申合居候事に御座候、乍失敬尊藩も滅亡して大義なれば苦しからず、兩藩共存し候とも恐多も　皇統綿々萬乘の君の御叡慮相貫き申さず候ては、神州に衣食する甲斐はこれなき歟と友人共申居候事に御座候』と道破した。數百年來割據せる封建勢力も、大義のもとには滅亡せざるをえない。これを廢絶することでさへ、尊皇の精神が透明誠實となればたやすく可能なのである。『時勢と申者能々相辨へ申さず候ては、志而已宜しく御座候共、事は出來申さず候、方今幕朝の大なりは、攝政とも申樣の勢にて、凡天下の事、全く引受にて御座候上、御大名方の國も、幕朝よりの配分に御座候故、何事

も專らに執行はれ候、是則君臣の様の見掛に相成候譯に御座候、固より尺土一民も、王朝の有にこれある儀は何歟の譯御座なき儀に付、御大名方は猶更　王朝に心を盡さるべき道理に御座候へ共、次第を經申さず候ては、却て不都合の筋に相成るべく候』（敬言草稿）とは、弘化三年三月にすでに眞木保臣の指摘したところであつた。人智の限りを盡しても、機構制度のごときは企劃通りに行はれるものではない。『名は上もなき貴きものなるが、實なければ、長く貴からず、はやく土地人民の權を收めさせられねば、名實全しといふに至らず』（勢斷勞三條）といはれたがごとく、それは尊皇の美名のみを唱へて政治の實權に預らぬといふ觀念論をもつて滿足するものでもないが、法刑制度をどうするかといふことは時勢の沿革によつて左右されることを免れない。しかし、政治の原理は、『尺土一民も　王朝の有にこれある儀は何歟の譯も御座なき儀』であるといふわが獨自の國家原理に基いて變はるべきではない。法刑制度がどうならうとも尊皇の原理がわすれられるならば、皇國の國體は立たないのである。そしてもし古き法刑制度がこの原理と矛盾し背反するといふことになれば、けだし變革は必然である。その革新は、しかし、當然この尊皇の精神を支柱としてのみ行はれなければならない。革新はつねに『匡國』として現れなければならないのである。わが國は三千年來『天下は一人の天下なり』とする原理に據つて立つ皇國であるが故に、他の諸國がいかなる原理に立つて新しき政治を創造しようとも、皇國の政治は萬古不易のこの國家原理に據るものでなければならない。この原理に立脚することを遺忘するとき、そこにはもはや天下の人心を一にして『天下一家』たるを期することは可能ではないのであつた。

ところで、かかる日本的政治原理の認證の過程に於いて、最も重大な出來事は近代的資本主義によつて飽くなき侵略的野望をかきたてられた歐米列强の東漸であつた。嘉永六年六月ペルリの浦賀侵航を轉機として、幕府は遂に勅許をえずして開港通商に應ずることをやむなくされ、ここに慨然たる攘夷護國の運動が展開されるに至り、日本的政治原理の積極的宣揚はかかる攘夷護國の運動との連携に於いて行はれるに至つた。日本的政治原理の發現は從つて外敵斥攘の態勢に於ける國家革新の運動として行はれた。いかにして金甌無缺の皇國を護るかといふ國防國家の態勢に於いて必然的に要請せられた革新運動として、それは具體化せられたのであつた。このことは、吉田松陰の場合に於いて論述したやうに、日本的政治原理の認證の過程を、一面に於いては實踐的に具體化せしめたが、他面に於いては一應實踐的に妥協化せしめた。擧國外敵に當るべきの對外的要請は、一應國内的問題を保留してとにかく擧國一致の態勢をとるべきことを必要とし、しかも、眞に擧國一致の體制を確立するためには原理的統一の必致性を必要とせしめるに至つたからである。吉田松陰に於ける『匡國の正義』と『强國の遠圖』との本末論に於いて、それは最も端的に示されたごとくである。

原理的認證に關しては、しかしながら、畢竟それは一に歸する問題であつた。『强國』の原理は所詮『匡國』の原理のうへに立つ。『夫れ國を强くするの道は、必ず先づ須らく政を正すべし』と喝破したのは平野國

臣であるが（對策草稿）、高杉晋作が、『强兵の本は人心を一にするに在り』（奉彈正益田君書、對策）といひ、『攘夷の第一策は則ち天下の人心を一にするに在り』（送田中子復序）といつたやうに、國難突破の要諦が天下の人心を一にし擧國一致して外敵を擊滅するの決意の確立維持にあることは論をまたないのであつて、眞に闔國の人心を一にして搖ぎなからしめるためには確乎不拔の護國の精神に於いて人心を統一することが必要であり、從つて幕府主義的封建政治を革正するの必要が必致的に考へられたことは、もとより當然のことであつた。しかも、すでに吉田松陰に於いて具體的に檢討したごとく、そのやうな報國の精神は、『天下は一人の天下なり』とする皇國に於いては、まさにその『一人の天下』なる國體に徹し湧然たるその自覺的感激に於いて勃然として湧きおこる報効の精神に求められるのほかはなかつた。いな、『天下は一人の天下なり』として傳統せられた萬古に易ふべからざる至尊の　皇位を仰ぎまつるところの、『眞に　天朝を憂ふる』精神に據つて動かざるとき、いかなる『外國支配』にも肯んぜざる不動の信念は確立せられうるのであつた。この烈々たる不動の信念に於いて湧然として報効の精神が喚起せられるとき、天下の人心は天日とともに亡びざる　天つ日嗣を仰いで眞に一に歸することができるのである。

『天下を一にするは、王室を尊ぶより善きはなし』とは、實に「尊攘英斷錄」に於いて平野國臣の道破したところであつた。そしてまた、『我れにして夷を攘はんとすれば、則ち宜しく尊王より始むべし、尊王とは卽ち物を尊び道を明かにする所以なり』とは「道辨」に於いて眞木保臣が喝破したところであつた。『王室を尊ぶ』の精神に於いて天下の人心一に歸するときとは、平野國臣によればそれは『王室勃興し溥天率土擧げて王土王臣たる』の實があがるときであつた。『尊王』の精神に於いて攘夷の態勢が確立されるときとは、眞木保臣によれば『尺土一民も　王朝の有』たるの『名實全き』のときであつた。實に尊皇の精神こそは『匡國』の原理であり、この『匡國』の原理のうへにこそ『强國』の原理も立つものなのであつた。

『扨、神州只今の勢にては、夷狄のものと成りて、君臣上下彼に使役せられ、胡服を着、胡言を言ふ歟、又は古の日出度御世に立かへる歟の界目に御座候』――眞木保臣はそこで彼我勝算の箇條を列擧して十中の十までかれにあるといへども、『然る處右の外に一つ我に算多きものあり、此一つにて彼の十のもの、卽時に算多きに至ることなれば、　神州は只此一つの算多きもの賴みにて御座候、其一つと申もの何ぞと申に恐ながら　至尊の聰明叡智英烈勇武に在らせられ候御事にて御座候』と斷言した（野宮定功卿に上りし書）。實際、駸々然として迫りきたつた歐米帝國主義の重壓をうけた當代の形勢は、わが皇國日本にとつて興廢の十字路に立つてゐたのである。あらゆる彼我の條件を考へるならば、近代的裝備によつて鎧はれたかれに對し頽唐たる封建的舊態に立つわれに勝算のある理由はまつたくみいだされなかつた。このことを十分に知りて、しかも眞木和泉守保臣は、絕對不易の　皇統をうけたまへる　聖天子を眞に敬仰したてまつることに於いて國皇の必勝不敗を確信しえたのであつた。元治元年六月、眞木保臣はまた久坂玄瑞等との連名をもつて、

大義の在るところにて　聖斷あらせられ候御事に付、戰の勝敗に御頓着はこれあるまじく、元來國家の

榮辱は勝敗にあらず、國體の立つと立たざるとにこれあるべく候

と絶叫して、攘夷決戰の悲願を吐露したてまつつた。かくして長州藩兵を引具して、かれらは山崎天王山に陣したが、そのときの悲願はひとへにこの大義を明かにして『國家の大警』を膺懲するの大機をつくらうとするにあつた。だが、そのとき、『器械の利鈍、夷域の廣狹、宇內の形勢、勝敗の利害』について、かれらはまつたく盲目的であつたのであらうか。『必勝の計策』について、かれらはまつたく無策無暴であつたのであらうか。いな、かれらの懸念は、『武器の充實』即ちいはゆる戰力增强を口實として姑息因循に陷るとき、やがて『恐らく醜夷の術中に陷り、正氣消滅、左衽の風に變じ申すべきは必然』であるといふこと、このことにあつた。かくて皇國の『獨立不羈』を固め『必勝の計策』を樹立せんがためには、ただひとつ『國體を立てる』こと以外にその途のないこと、換言すれば、皇國を護持するには『尊皇』の精神に賴る以外に途なきことを自覺し確信してゐたのであつた。『眞に　天朝を憂へる』尊皇の精神に於いて天下の人心一塊石となるとき、いかなる醜夷か、よくこの結束を破摧しえるであらうか。『攘夷の第一策は、則ち天下の人心を一にするに在り、天下の人心一なれば、則ち百萬の醜虜といへども、懼るるに足らず、人心一ならざれば、則ち數十軍の懼れも亦懼るべし』——田中子復を送つて高杉晉作が喝破したところ、たれかここに疑念を挾みえようぞ。『武器の充實』、それは物質主義の計算によらずしてかへつてここに漲る盡忠報國の精神によつてこそかちえられるものである。さうであるとすれば、皇國防衞の途は『眞に　天朝を憂へる』尊皇の精神を喚起涵養する以外にはない。かくのごとき尊皇の精神は、わが國が『天下は一人の天下なり』といふ原理に據つて立つ皇國であることを顯彰することによつてのみ、振起し長養することができるのである。ただひとへにそのやうな尊皇の精神を喚起長養することを目標とする政治こそ、眞に日本的なる政治なのである。

"The whole Fuedal power is profoundly moved, and their organisation, political and social, is crumbling under the shock of a sudden contact with Europe. Whether all this can take place, and a new social and political basis be attained, without an interval of disorder, violence, and bloodshed, must be very doubtful."

——英國公使オールコックの疑念にもかかはらず[七九]、鳥羽伏見の役以來多少の波瀾はあつたにしろ、あたかもその强權を誇つた幕府は朽木の倒れるがごとくに崩壞し、數百年來の封建勢力は天日を仰いで倒壞した。しかも、その變革は大政奉還及び版籍奉還といふ、よにもみごとな自發的意志に於いて行はれた。世界史上、かくもみごとなる變革の類例があつたであらうか。かくのごとく徹底的にしてかつ劃期的なる變革が、ほとんどいふべき革命的擾亂をみずして滔々たる流れのごとくに遂行せられえた所以を解明するにたる鍵は、しからば一體いづこにあつたのであらうか。すくなくとも、三百年來政治的及び道德的なる絶大至上の權力と威儀とをもつて士民の頭上に臨んだ幕府が、たちまちにして倒壞するに至つた所以の歷史的理由は、はたしていづこにあつたのであらうか。

事態の解明は、しかしながら明瞭である。本來內實をいへば家產國家的支配の擬制的イデオロギーであつ

たところの、『天下は天下の天下なり』といふ支那的原理よつて根據づけられた幕府主義理論の虚構性が、『天下は一人の天下なり』とする日本的原理の認證に於いて動搖暴露せられ、すでにして、幕府主義支配の道義的支柱が頽唐として朽廢せられ、幕府とは單に委任せられたる政治上の奉行機關にすぎず、從つて委任せられたる職責をはたしえなければ改廢は必然であるとせられるに至つてゐたといふこと、これである。言葉をかへるならば、その名義上の崩壞以前にして、事實上その政權を基礎づけたところの原理に於いて、それは崩壞せられてゐたといふこと、これである。大政奉還に於いて終焉をつげたのは、委任せられたる官制的な政治奉行の職權であつて、絶大至上なりし封建的幕府權力は、『天下を一にするは　王室を尊ぶより善きはなし』と指摘せられ、『我れにして夷を攘はんとすれば、則ち宜しく尊王より始むべし』と斷定せられたときに於いて、すでに倒壞してゐたのである。さうして、ひとはここに、『天下は一人の天下なり』といふ原理にして眞に明晰透徹ならしめられるとき、皇國に於いて政治上解決しえざるところのいかなる問題も存しないといふことを、かたく確信せしめられるであらう。

註

一　栗田寛博士「天朝正學」一三九頁以下、烈公より書を大久保加賀守に贈り山陵修復の事を問合せられし時、藤田東湖の公に申上げたる書。

二　拙稿「中興の御精神と革命思想」「後醍醐天皇奉贊論文集所載」一七九頁。

三　田中義成博士「足利時代史」參照。

四　單に『天下は一人の天下にあらず天下の天下なり』といふ抽象的に切り離された思想としては夙に輸入せられ、異例としては、道元が「正法眼藏」の佛道第四十四に六韜より轉用して、杜撰の長老等が恣に宗派を樹立することの非難の論據に利用してゐるし、また征西將軍懷良親王が明の脅迫的外交に對し毅然として道義的外交をもつて應へたまうた有名な外交文書が、『天下は一人の天下にあらず天下の天下なり』といふ大文章をもつて中核とせられてゐることが、「明史」の記載するところであることは、有名である。

五　たとへば、辻善之助博士著「信長・秀吉・家康」。

六　黒板勝美博士「國史の研究」各說　下　三五〇頁。

七　桑田忠親氏「豐臣氏の五奉行制度に關する考察」史學雜誌　第四六編　第九號。

八　渡邊世祐博士「豐太閤の私的生活」第六章秀賴　一一六頁以下。

九　「東照宮御實紀附錄」卷一六。また「台德院殿御實紀」卷四二には元和二年四月四日の頃のこととしてこれを載せてゐるが、文句に多少の異同はある。

一〇　羅山が最初に家康に面謁した時日については、平泉教授が東京帝國大學昭和十三年度「日本思想史」の講義に於いて指摘せられた。なほ羅山登庸の際に於ける狀況は、松本純郎氏の論文「林羅山の學問的成長」（歷史第一八卷第三號）に詳しい。

一一　林羅山文集　卷七二　隨筆八。しかも、羅山が現存「六韜」そのものに對する疑問をもつてゐたことは羅山年譜によつてしられる。また家康は羅山引見以前に世に伏見版といはれる「六韜」を慶長四年及び五年、さうして引見後の十一

年には「武經七書」を上梓せしめてゐるので、羅山引見前に於いて家康はかかる政治思想に對する留意をすでにもつてゐたともみられるであらうが、羅山がこれを鼓舞して近世的政治理念として構想せしめるに大きな役割をはたしたであらうことは確かであらう。

一二　辻善之助博士「佛教史の研究」一八澤庵和尚と將軍家光　七六八頁。

一三　德重淺吉氏　「維新精神史研究」　第一八章尊王論より民權論に至る忠義觀念の展開　六二九頁。そして氏のこの思想史的展開に對する全體的な觀かたに於いて、私見は氏と多少見解を異にするであらうことは、本稿の全體についてみられたい。

一四　「家康百箇條」のこれらの條項を引用して、『當時の支配者の間には、儒教的支配意識が行はれてゐたことは極めて明白である』と指摘されたのは、野村兼太郎博士である（「德川封建社會の研究」第三篇　四〇九―四一〇頁）。しかし、博士がこれを「御定書百箇條」にみたるものとされてゐるのは勿論何か思違ひであらう。この思想が單純に儒教のものではなかつたことは前章に檢討したごとくであり、池邊義象博士や（「日本法制史書目解題」一二〇二頁）三上參次博士が（「江戸時代史」上卷　二〇八頁）つとに指摘されてゐるやうに、この百箇條は明かに後世の僞作である。

一五　栗田寬博士「天朝正學」前揭　藤田東湖の上書。

一六　野村兼太郎博士「德川時代の經濟思想」第二部　第一章　一四四―五頁。

一七　仁齋に於けるこの思想はかつて伊東多三郎氏によつて指摘せられた（「國體觀念の史的考察」第三章儒教と國體論　四八―九頁）。

一八　「新蘆面命」（三十輯所收）に、仁齋が紀州侯に、『天無二日一と申候、日本にては二日の日あり、是れによりて號令一ならず、宜しく帝位を將軍御踐なされ、天子を大和公に封じなさるゝ樣にと申上候、紀州樣殊の外御怒りなされ、箇樣なる妄言江戸へ申上候はゞ死刑にも可被仰付候云々』といふ話をのせてゐる。井上哲次郎博士は、『全く誣妄』であるとせられたが（「日本古學派之哲學」二六三頁）、河野省三博士は『畢竟儒者の思想に非國家的な觀念が伏在してゐたる事を摘發したもの』であるといはれてゐる（「國學の研究」五二頁）。また三上參次博士は、その仁齋の說といふのは『天子は宜しく伊勢へ迎へ太廟に侍せしめ奉るべし、之れ安全の法なり』といふのであつて、はたして仁齋の說なりや否や疑問とせられつゝ、『皇室をして御安泰ならしめんには、宜しく政治以外に超然たらしめ申すべきなり』といふ『消極的尊皇心』の發露であると逆に解釋してゐられる（「尊皇論發達史」一八頁）。

一九　拙稿「徂徠學辨析」史學雜誌　第四七編　第一二號。

二〇　太宰春臺の著と傳へられる有名な「三王外記」は前澤彌月氏著の「太宰春臺」はじめ春臺著作說を否定する說もあるが、すくなくともかかる著述が太宰春臺に名を冠せられても決していはれなきことではなかつた。

二一　井上哲次郎博士は、これについて『吾人鳩巢が革命の議をなし、事を信ぜず、然れども彼れが皇室を眼中に置かざるが如き弊ありしは蔽ふべからざるなり』と論じてゐられる（「日本朱子學派之哲學」二二二頁）。しかし、三宅觀瀾の記述を裏書するものは、鳩巢が遊佐木齋に與へた書翰に、面議の藤井懶齋が『孟子が王を以つて齊梁之君に說ける』ことを懶齋が心に慕ひ、平生より江都若し命ありて隱士を召さば行に老死すと雖も必ず往き、此の義を以つて陳すれば可なり、一言の後京の縉紳をしてこれを聞かしめば爲めに舌を斷たると雖も亦悔ゆるなし』といつてゐることを告げ、鳩巢がこれに同意を表してゐることである。「鳩巢文集逸書」鳩巢の遊佐木齋に與へたる第三書。平泉澄博士「萬物流轉」一七〇頁以下、及び、日本學叢書「神儒問答」參照。

二二　穗積陳重博士「神權說と民約說」第二章　一〇三―六頁。なほこの鳩巢の君民契約論は內田繁隆氏によつて夙に指摘せられてゐる。(「日本政治社會思想史」第一一章)。また河野省三博士は鳩巢の說をもつて『一種の民約說であつて、全く、デモクラシーの思想である』といつてをられるが(「國學の研究」第二章　五三―四頁)、鳩巢はしかし君主を認めないのではなくこれに合理的說明をあたへようとしたものであつて博士の說は正確ではない。

二三　それはまた獨立して『天下天下論』として傳へられ、舊安中藩藏版の甘雨亭叢書にも收錄されてゐる。勿論、多少字句に異同あるほかに、大異はない。

二四　それは明治以後に於ける租稅觀念の轉換を媒介せる思想として現れてくるものであつて、特に記憶される必要がある。別の機會に言及されるであらう。

二五　前述鳩巢が遊佐木齋に與へた第三書。

二六　龜田次郎氏「山片蟠桃」一四頁及び二八頁。

二七　「日本經濟大典」所收の「夢の代」に對する瀧本誠一博士の解說、並びに本庄榮治郎博士の「山片蟠桃の米價論」(「日本經濟思想史研究」所收)に紹介されてゐる。

二八　前揭　山片蟠桃　一七一―三頁。

二九　土屋喬雄氏　近世社會經濟學說大系「山片蟠桃集」解題。

三〇　この封建制度讚美論は、その師中井履軒が「封建論」を書いて、『封建者自然之勢也、郡縣者一人之私也、故天愛ニ封建一、憎ニ郡縣一、(中略)壹戒衣而有ニ天下一、武王之後、唯吾邦一見レ之、不ニ亦偉一乎』(「弊帚雜編」)といつた思想を、そのまま繼承せるものであつた。

三一　牧健二博士「日本國體の理論」第四章　武家政治と國體思想との關係　二〇五頁。

三二　「廣瀨淡窓全集」、卷下　懷舊樓筆記　卷一八　文化十五年五月二十六日の條。

三三　長島俊三郎氏所藏　佐久良東雄の長島仁齋宛書翰。

三四　三上參次博士「尊皇論發達史」第一編　一四九頁以後。

三五　松平定信の輔佐役就任に關しては、井野邊茂雄博士の論文「松平定信輔佐役就任に關する研究」(「歷史地理第四四卷第四號」)がある。

三六　三上參次博士「白河樂翁公と德川時代」(日本文化名著撰所收)第三章　四六―七頁。

三七　丸山國雄氏「松平定信の外交政策」日本學研究　第三卷　第六號。

三八　その願文とは次のごときものであつた。――『天明八年正月二日松平越中守義奉レ懸ニ一命一心願仕候、當年米穀融通宜く格別之高直無レ之、下々難義不レ仕、安堵靜謐仕、幷金穀御融通宜く御威信御仁惠下々へ行屆き候樣に、越中守一命は勿論之事、妻子之一命にも奉レ懸候而必死に奉ニ心願一候事、右條々不ニ相調一、下々困窮御威信御仁德不ニ行屆一、人々解體仕候義に御座候は、只今之內に私死去仕候樣に奉レ願、生ながらへ候ても中興之功出來不レ仕汚名相流し候より は只今之英功を養家之幸幷一時之忠に仕候へは死去仕候方反て忠孝に叶ひ候義と被存候。右之仕合に付以御憐愍金穀融通下々不レ及ニ困窮一御威信御仁惠御屆、中興全く成就之義偏に奉ニ心願一候敬白』。

三九　牧健二博士「東亞的政治思想の傳統」、東亞人文學報　第三卷　第一號　九九頁。

四〇　牧健二博士「公の理念」法學論叢　第四三卷　第五號。

四一　牧健二博士「日本國體の理論」四三四頁以下。

四二　「徳川慶喜公傳」　巻二　第一一章　二五三頁。この點は瀧川政次郎博士が『幕末時代の史料には、將軍が事實上の主權者として國政を總理する權利は、朝廷よりの御委任にもとづくと考へられてゐた事が見えてゐるが、斯やうな考へ方は勤王論の發達した幕末に至つて初めて其の發生を見たものと觀察すべきであらう』といはれてゐる方が、歴史的に正確である（「日本法制史」第六編、四〇六頁）。

四三　拙著　傳統復興。

四四　かくのごとき理論は、素行にとつて日本的自覺以前に於いても注目されてゐたものであつて、例へば慶安三年の著にかかる「兵法神武雄備集自得奥義」にも、『天下は天下の天下一人の天下に非ざるなり、自己一身の間天地あり、日月あり、森羅萬象あり、百姓萬民あり、明徳正しからざれば日月落ち、天地處を易へ、百姓安からず云々』といつてゐる。

四五　内田繁隆氏　日本政治社會思想史　第一一章變革主義の政治思想　四一二頁以下。

四六　家康の遺訓百箇條に『武威に傲り帝后を蔑にし天地君臣の禮を濫るべからず』とあることは、この素行の主張と表現をひとしくする。しかし、これは幕府の政治權の維持を目的とする立場から出てゐるのであつて、素行のそれとは同一視えないであらう。

四七　『天下を以つて家となし中國を以つて一人となす』とは、すでに元來支邦的中央集權を表現するものであつたことは、前言した。が、素行の場合は、これが含む意味はもはや決して支那的ではない。このことは、「謫居童問」や「中朝事實」さらに「治平舊事」に繰返し、郡縣封建論をかゝげて、たとへば、「謫居童問」に、『後儒各、封建を以て利とす、其ゆへは、封建は天下を天下の天下とす、故に天下利二其利一、郡縣は天下を以て一人の利とす、君子の所レ致に非ずと也』といへども、かならずしもしからずと論じ、中朝事實神治章に、『愚謂、封建者如レ公二天下一而私二天下一、如レ世二王侯一害二王侯一、如レ利二百姓一而毒二百姓一、如レ護二王室一而敵二王室一、上雖レ有二政令之正一、下必存二跋扈之志一』といつて、郡縣制度を可とし、しかもわが上古の郡縣制度をもつて、王統連綿絶えざると秦の郡縣にして二世にして滅べるを比較し、暴秦の郡縣をもつて『其實私二天下一也』と看破してゐることが注意されてよいであらう。さうして素行は公私の二を區別して遂に『公と云は、天下國家人民のため、後世の道となりなんことを云、私と云は、唯我身のたため計にして、其及ぶ處せばく、時に取て一時のはかりごとにして、長久なるまじきことは、皆私と云ふべし』（「謫居童問」）といつてゐるから、公私の區別は根柢に於いては有道と無道との別として考へられてゐたことを注意すべきであらう。

四八　いはゆる崎門三傑の闇齋との關係及び神道に對する態度などについては、畏友鳥巣通明氏が「崎門三傑論に關する一考察」（史學雜誌第五三編第五、六號）と題して詳細明晰に分析せられた。この頃、この論文に負ふところが甚だ多い。

四九　佐藤直方全集　韞藏錄續拾遺第三　六二七頁。佐藤直方が神道をかつて傳授されたことは鳥巣氏の提出された資料のほかに、淺野明光氏によつて名古屋市立圖書館所藏の「神道討論神代講習」なる吉見幸和の自筆本がその一資料として紹介され、結局直方が神道を遂ざかつたことが論述されて、その理由として、『彼等が徹底せる道學先生にして、宗教家にあらず、神祕主義的體驗に缺如せる徹底的合理主義者であつた事』が擧げられてゐる。（佐藤直方と神道　文化　第五卷　第一二號）

五〇　鳥巣通明氏「崎門三傑論に關する一考察」。

五一　同右。

五二　續編日本儒林叢書　隨筆部及雜部　啓蒙辨　三宅重固より竹内式部への復書。このことは、然識錄卷之二道體の條にも、『我邦君臣之義、其明過二於萬國一、蝦夷夫婦之別、其正亦非二他國所一レ及、此皆偏國之所レ致、孤能使二己神一、瑩能自照、人反不レ可レ及蓋失二中和一者、反一路明、有二偏長一者』といつてゐる。

五三　これについて神習文庫に「聖人優劣說」と題して「享保戊申(十三年)五月十二日與或人論湯武革命事」といふ寫本を藏してゐるが、或人の議論は『天地全體之心』よりみれば君臣之義は一行の金氣にすぎず『大倉之一粒』であるとして伯夷は『小量』であるとしたが、その六月に三宅尚齋は批評して、『前聖後聖其揆一也』ことを强張し、共に偏するの弊をのべ、『今世學者、以二湯武一藉口、伯夷爲二小量一、我恐所レ蔽二於功利之欲一、而忘二名教之大一、視勢之强弱一、而爲二取舍一』といふことあらんを憂慮してゐることが、ここに想起されてよいであらう。

五四　鳥巢通明氏　崎門三傑論に關する一考察　第六號　七三―四頁。

五五　若林强齋の思想的經歷については、井畔秋芳氏の「望補軒の創設に關する研究」(史學雜誌　第五二編　第九號)に詳述されてゐる。

五六　强齋の神道思想については小林健三氏の「垂加神道の研究」及び「垂加神道」參照。

五七　池田榮氏　日本政治學の根柢　四一頁及び一二〇頁。

五八　高皇產靈神に對する垂加派のかかる確信については、拙稿「ムスビノ神と日本思想」(史學雜誌第五三編第三・四號)に詳述した。

五九　久保田收學士所藏の「玉篋集一の「神籬磐境之傳」にみえるこの思想こそが根本義であることについては、小林健三氏が「垂加神道の研究」二六九頁以下に指摘せられたところである。

六〇　山田孝雄博士　國學の本義。

六一　難波田春夫氏が「國家と經濟」第三卷に展開された學說は、この點異論はないであらう。

六二　村岡典嗣氏　日本思想史研究　思想家としての賀茂眞淵と本居宣長。

六三　野村兼太郎博士　德川時代の經濟思想　第二部各論　第七章本居宣長　三九八及び四〇八頁。

六四　この點は、井上豐氏が『眞淵は確信をもつて德川氏の幕府政治を肯定したとみてよからう』といはれてゐることが、正確である。(賀茂眞淵の學問、後篇體系四六〇頁)。

六五　竹岡勝也氏　日本思想の研究　七近世神道の中心問題　一〇四頁。

六六　野村兼太郎博士　前揭著書　四〇六頁。

六七　坂本太郎博士は「大化改新の研究」に於いて、大化改新の歷史的意義が明確に自覺せられてきたのは明治維新以後に屬するやうにのべられてゐるが、會澤正志の「新論」は藤田東湖の「弘道館記述義」とともに、その意義の自覺について於いて劃期的なものであつたことを認めてよいのではなからうか。

六八　松陰の齋藤榮藏の論文に對するこの評論は、吉田松陰全集第三卷に載せる幽室文稿所收の「評齋藤生文」または同第四卷詩文評に收めるものによつたが、全集編者の附說するところによれば、萩市居田氏所藏眞蹟本との間には多少語句に異同がある。

六九　明倫館學頭沿革(毛利家所藏稿本)、近藤清石編溷城明倫館學頭次第、山田北海著北海集等による。

七〇　佐々木龍原　龍原先生文集　卷四　送南溟先生之東都序。增補防長人物誌　山根南溟。

七一　長州藩政改革については、拙稿「村田清風の海防論に就いて」(軍事史研究)にのべた。しかし、明倫館再建が明倫館再建を指導することになつたことは、その改革が紆餘曲折をへた結果によるのである。

七二　この應酬も、吉田松陰全集、第四巻、詩文評による。

七三　太華の講孟劄記に對する評論は、吉田松陰全集第二巻所收の「講孟餘話」附錄として載せられてゐる。そのうち、二種類のものがあり、第二附錄は全集編者が太華の評論として推論せる寫本であるが、すくなくとも太華の所說を敷衍するための資料として用ふるにはたるとおもふ。

七四　萩の故安藤紀一翁が所藏せられ、わたくしは廣瀨豐氏の紹介をえて訪ねたのであるが、病すでに篤くして問ふことをえなかつた。因に廣瀨氏の筆寫せられたものがあつて、これに恩惠をうけた。

七五　山縣周南及び太華の論著は、主として山口圖書館所藏のものに據つた。

七六　たとへば、安政五年三月堀田正篤退京の後、天勅を奉じて蹶起せんとしたとき、松陰の想起したのは獸霖であり、六年三月復原又四郎に贈つた書翰には、『深哉霖思、深哉霖思、僕實銘二之肝一矣』といつてゐる(吉田松陰全集、第四巻、己未幽室文稿所收)。なほ、獸霖との論爭の詳細については、拙稿吉田松陰先生と維新の精神(雜誌建武第二巻第一—六號)をみられたし。

七七　飯島忠夫博士　長谷川昭道と其の學說　長谷川昭道全集　上巻　二一頁。

七八　平田俊春氏の論文「枝吉神陽」(中央公論　昭和十八年九月號所載)參照。

七九　S. R. Alcock; The Capital of the Jycoon, A Narrative of Three Year's Residence in Japan, 1863, P. 439.

第三章　明治維新の意義

第一節　概　觀

政治とは特定の制度や法秩序の埒内に於ける國家活動を意味するにとどまらず、その制度や法秩序そのものを更新することをも意味し、そのやうな革新を嚮導する力として自己を顯現するときかへつて政治は威嚴をたかめてくる。政治とは力であるといはれる所以である。暴虐的な革命に於いては、しかし、政治は國家と決裂し、國家活動としての政治は自己破裂してゐるのである。かくて萬古革命をみざりし皇國に於いてこそ、勝義に於ける政治のみごとなる意義を考へることができるであらう。その解釋に於いて由來種々の立場が考へられたにしろ、わが明治維新が本質的には日本的政治原理の力強き自己發現として、日本的なる政治の本義を積極的に顯現するものであつたことは、いふまでもない。

勿論、明治維新がふくむ內實は種々廣くかつ深い。從つて、明治維新が歷史的にどれほどの期間をさすべきものであるかについても議論は分れうる。そこで明治維新の『幅』といふことを考へ、またその內實の重點をいづこにみるかといふことに從つて、その『厚さ』ということも考へられるであらう。[二] そしてまた明治維新に加はつた力は、單純に國內的なものではなく、近代的列強の侵略的壓力に對する國家的反撥として展開

されたのであるから、明治維新の主潮はさうした近代的列強への追隨模倣としてみられるべきであるともせられる。(二)だが、明治維新の核心となる事件が、慶應三年十月の大政奉還から明治四年七月の廢藩置縣に至る諸變革にあることは、異論がないであらう。就中、慶應三年十月十四日の大政奉還から十二月九日の王政復古の大號令の渙發をみるに至つたことは、まさにその回轉軸であつた。かかる政治的變革が、要するに日本的政治原理の自己實現として推動されたものであることは、疑ひない。明治維新の精神史的原動力はここにきはめて明瞭に窺はれるのである。この場合、特に銘記すべきことは、しばしば縷說したごとく、日本的政治の目的は、單に『安民』もしくは『利國安民』といふ國民生活の安定向上といふがごとき功利主義的なものにとどまらず、『明倫』もしくは『君臣の大義を主として』國家の道義を明かにするとせられたことである。單なる『强國』にあらずして、『匡國』、『眞に　天朝を憂ふる』尊皇の精神に根源をもつ『匡國』といふことが、日本的政治の第一義であつたといふことである。「幕府政治の倒壞はその必然の歸結であつた。けれども、明治維新の歷史的意義は絕大をきはめた幕府の政治權が、革命的衝擊によらずして、大政奉還といふ自發的意志に於いて行はれたこと、從つてまた數百年の因襲をもつ封建制度が版籍奉還といふ自發的意志に於いて廢棄されたといふ事實にみられる。歷史に比類なき明治維新の日本的政治原理の自己實現としての意義を闡明しようとするならば、その第一着目すべきは、この事實であり、この劃期的なる變革がかくもみごとなる方法に於いて行はれえた所以に對する研究であらねばならない。」かくて、ここにはまづ主として大政奉還に重心を置いて、かかる目的をもつてこの研究をはじめようとおもふ。しかるに、かかる着目に於いてなされた大政奉還の研究としては、私見とはまつたく別個の立場にたたれる憲政史的研究が世に行はれてゐる。そこで尾佐竹猛博士によつて開拓せられ代表せられるところの、さういふ研究を對象としつつ、ここに私見をのべようとおもふ。

慶應三年十月十四日將軍慶喜は遂に意を決して大政奉還の上表文をたてまつり、翌十五日勅許あらせられた。慶長八年二月　後陽成天皇より家祖家康が征夷大將軍の宣旨を賜うて以來實に二百六十年に當る。上表文は次のごとくである。

臣慶喜謹て皇國時運之沿革を考候に、昔し王綱紐を解き相家權を執り、保平之亂政權武門に移りてより、祖宗に至り更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相受、臣其職奉すと雖も、政刑當を失ふこと不レ少、今日之形勢に至り候も、畢竟薄德之所レ致不レ堪二慙懼一候、況や當今外國之交際日に盛なるにより、愈朝權一途に出不レ申候而者、綱紀難レ立候間、從來之舊習を改め、政權を朝廷に奉レ歸、廣く天下之公議盡をし、聖斷を仰き、同心協力、共に皇國を保護仕候者、必す海外萬國と可二並立一候、臣慶喜國家に所レ盡、是に不レ過と奉レ存候、乍レ去猶見込之儀も有レ之候得者可二申聞一旨、諸侯に相達置候、依レ之此段謹而奏聞仕候

因に、これは『政權』の奉還であつて、『將軍職』の辭退ではない。將軍職は十月二十四日に至つて辭退の

上表を次のごとく捧呈してゐる。

臣慶喜昨秋相續仕候節、將軍職之儀固く御辭退申上、其後厚蒙ニ御沙汰一候付、御請仕、奉職罷在候處、今般奏聞仕候次第も有レ之候間、將軍職御辭退奉ニ申上一度、此段奏聞仕候

その後二箇月、政情混沌として動搖し種々運動するところもあつたが、十二月九日に至つて、王政復古の大號令が渙發せられ、諸事神武創業の始めに原づくべきことが決せられた。その大號令は次のごとくである。

德川內府從前御委任大政返上、將軍職辭退之兩條、今般斷然被ニ聞食一候、抑癸丑以來未曾有之國難、先帝頻年被レ惱ニ宸襟一候御次第、衆庶之所レ知に候、依レ之被レ決ニ叡慮一王政復古、國威挽回之御基被レ爲レ立候間、自今攝關幕府等廢絕、卽今先假りに總裁議定參與之三職を置れ、萬機可レ被レ爲レ行、諸事神武創業の始に原つき、摺紳武弁堂上地下の別なく、至當の公儀を竭し、天下と休戚を同可レ被レ遊叡念に付、各勉勵舊來驕惰の汚習を洗ひ、盡忠報國之誠を以て可レ致ニ奉公一候事

大政奉還及び王政復古は、

一、『舊習』によつて『委任』せられきたつた武門政治が『政刑當を失ひ』たる責任を『慙懼』し政權を朝廷に奉還されるものである、――爾今、幕府を廢絕し『朝權一途』に歸して、神武創業の始めに原づき、萬機親裁したまふべきこと、

一、將軍のみが皇國家を保護しうる所以ではない、――爾今、摺紳武弁堂上地下の別なく『同心協力』し『天下と休戚を同じくし』て『共に皇國を保護』すべく、將來の政治は『公儀を盡す』べきものであること、

といふ二つの意義をもつものであつた。從つて、それでもなほ將軍が政權を掌握することは擅に天下を私するものであるといふ根據によつて、それは行はれたものであつた。要約するならば、皇政復古といふことは幕府政治の廢絕と公論政治の確立といふことをその內實としたのである。

そこで第一には幕府政治の廢絕が多年將軍が掌握してきた政權を自發的に奉還するといふみごとな方法によつて行はれたところに、明治維新のたぐひなき精華が仰ぎみられたのであるが、いかにしてかくみごとな方法によつてこのことが行はれえたか、といふことが、問題になる。第二には、しかしながら、萬機親裁あそばされるべき皇政復古がその內實として何故に公論政治の實現といふことを必要とし、そしてこれがいかなる關係に於いて明治維新の意義を形造り、いかなる關係に於いてその將來に發展したかといふこと、從つてさうした公論政治とは一體どのやうな意味をもつものであつたかといふことが、重大な問題となるであらう。何故にそれらが重大な問題であるかといふことすら、實は從來深刻に問はれなかつたのであつて、明治維新の意義に對する深刻な反省が加へられなかつたといふことは、すでにこの點から發してゐるのである。或はまた今日に至る政治革新問題が遂に模糊として明快な裁斷をえざる所以もまたおよそこの點か

ら發してゐるといふこともできるであらう。

ところで、ここにまづ想起せられることは、大政奉還が慶喜自身の深い決意のもとに行はれたものであるといふことである。十月二十一日老中板倉伊賀守が松平慶永の使者酒井十之丞に語つたところによれば、

元來此度の御一擧、土州に御迫られ、無二御據一此場に被レ爲レ運候樣にも相聞へ可レ申候得共、決して左樣の譯には無レ之、政權一途に歸せずしては、御國內治り兼候と申は、前日よりの御着眼にて、時機を御見合せ被レ遊候處、此度時勢に乘し、土州之建白好機會到來に付、日比持滿の强弩を御切發ち被レ遊候御儀にて、實に公平正大只管天下之安全を被レ爲レ量候台慮にて、一毫御鄙吝之御念頭は不レ被レ成二御座一候

丁卯日記

と、それは『日比持滿之强弩を切發つたもの』であるといはれ、越えて十一月十九日慶喜の腹心梅澤孫太郎より中根雪江に告げた談話によつても、大政奉還の決意は『決して昨今の事にては之れ無く、根底深く之れ有り候』ものであり、將軍職の辭退は『憤然自ら反して己を責め、私を去り、從前の非政を悔革し、至忠至公之誠心を以、天下と共に　朝廷を輔翼し奉り候義』であるといつてゐる同上。

しかしながら、有名な土佐藩の建白が慶喜のこの決意を斷行せしめる絶好の動機となつた事實は、否定しえざることであらう。その土佐藩の大政奉還運動にも實は二種の思想的潮流がみられる。その一は、慶應三年十二月二十六日に後藤象次郎が伊達宗城を訪れ、

今日に至り上下議事院の紀律早々相立不レ申候ては、王政復古も有名無實、且私論偏黨を不レ免候故、昨日も反覆陳論仕置候　御手留。日記

このやうに、王政復古の意義は上下議院制度の設立にありとみ、幕府政治の撤廢が必致的に公論政治を議院制度によつて實現せしめるものであるとする思想の潮流が、それである。これに反して、大政奉還前日の十三日、坂本龍馬が後藤象次郎を激勵して、

御相談被レ遣候建白之義、萬一行はれされは固より必死の御覺悟故、御下城無レ之時は、海援隊一手を以て大樹參內の道路に待受、社稷の爲め不戴天の讐を報し事の成否に論なく、先生に地下に御面會仕候、草案中に一切政刑を擧て　朝廷に歸還し云々、此一句他日幕府よりの謝表中に萬一遺漏有レ之歟、或は此一句前後を交錯し政刑を歸還するの實行を阻障せしむるか、從來上件は鎌府以來武門に歸せる大權を解かしむるの重事なれは、幕府に於てはいかにも難斷の儀なり、是故に營中の儀論の目的唯一款にあり、萬一先生一身失策の爲に天下の大機を失せば其罪天地に容るへからす、果して然らは小弟亦薩長二藩の督責を免れず、豈徒に天地の間に立つへけんや、坂本龍馬關係文書

と論じ、後藤象次郎またこれをうけて、登營直前『文中政度を　朝廷に歸還云々の行はれざる時は勿論生還するの心御座なく』同上と答へてゐるがごとく、大政奉還はあくまでも『鎌府以來武門に歸せし大權を解かしめ』政刑一途に　朝廷よりいづる萬機御親裁の政治を復興せしめることであるとする思想の潮流が、その二

である。山内容堂の名に於けるかの有名なる大政奉還の建白に、『幾重にも公明正大の道理に歸し天下萬民と共に皇國數百年の國體を一變し至誠を以て萬國に接し王政復古の業を建てる』といひ、神山佐多衞以下の名に於けるその別紙に、『皇國興復の基業を建てむと欲せば、國體を一定し政度を一新し王政復古萬國萬世に恥かしからざる者を以て、本旨とすべし』として、具體的には、『天下の大政を議定する全權は　朝廷に在り、乃我皇國の制度法則一切萬機必ず京師の議政所より出づべし』といつてゐるやうに、そこでこの二種の思想は一に合して國體皇政に復し政體議院の制度に一新するとせられてゐるのである。これは討幕派たる薩長に對する關係と、幕府に對する關係との間に立つ土佐藩の特殊な立場にもとづくものであり、やがて大政奉還後に於ける土佐藩をして『進退兩難の窮境』に陷らしめた所以であつたといはれうるのである。[三]だが、幕府政治の撤廢によつて復興された皇政卽ち　天皇親政は何故に必須的に議院制度を採用しなければならないのであるか。何故に　皇政復古は　議院制度を　開かなければ『有名無實』とならねばならなかつたのであるか、本來、これは重大な疑問であらねばならない。

土佐藩の建白が慶喜の大政奉還の決意を決定せしめる動機となつたといふことは、土佐藩の議論が皇政復古は必須的に議院制度を開かしめるべきものであると說いてゐたからである。尾佐竹博士は繰返しこのことを論じて、土佐藩の建白が上下議院論をもつてせられてゐたが故に、慶喜はここに『我意を得たりとして政權奉還の上奏に及んだのである』といひ、[四]さうした意味に於いて慶喜の大政奉還は『上下兩院が條件附である』と說かれてゐる。[五]さうして上下議院論がさきにいはゆる公論政治の具體的制度化を意味するものであることは、論をまたないであらう。從つて、慶喜その人よりも一層積極的な大政奉還論者であつたはずの春嶽・松平慶永ですら、土佐藩の議院制度論に十分の確信をもちえなかつたかぎりに於いて、

象二郎は御承知之通、西洋法を信じ議事院申立、是は忠直可レ感候得共、象二郎忠直西洋法之論を借て私說を恣にせんか爲議事院を開かんとする覺も隨分可レ有レ之哉候へは、若々其向より　朝廷へ議事院建白出候ても、輕卒御採用被レ爲レ在候ては、天下之一大變動眼前に生じ可レ申は勿論と、深く心痛仕候

と老中板倉伊賀守に報じた不安がみられ（丁卯日記）、またさらに積極的に、

畢竟　王政復古と申議、近年通議にて尤之樣には相聞候得共、數百年前之舊制にて御體裁之所も一向に相心得不レ申、郡縣封建の差別を始、國體時勢の變遷も亦霄壤之懸隔に相成候事故、二百餘年來開闢以後、地球上無比之太平を唱候御盛業實近之轍跡を履まずして茫乎たる王家之舊制に相復候儀は、局量淺識之私輩にては、更に根柢も相立不レ申、不レ及二了見一儀と素より相決候得は、容堂之書面一應二應にて中々濟底致兼候得は、御採用相成候ても可レ然儀とは難二申上一候

と、土佐藩の建白を報ずる板倉閣老に對する慶永の疑惑が殘されてゐた所以がみられる。[同上]かかる危懼はややくより慶永の抱いてゐたところであつたことは、慶應三年七月十六日の伊達宗城との對談によつても窺はれる（續再參紀事）。勿論、慶永の不安は、土佐藩の背後に動く薩長の勢力と慶喜自身の決意に對する確信ある見透しが

つかなかつたことにも起因するが、一方議院制度に對する懐疑に發してゐたことも考へられる。議院制度については橋本景岳や横井小楠を通じて慶永は相應の知識をもつてゐたことであらうが、この制度を『西洋法』の模倣であるといつてゐる點は注意を要する。これに對して、慶喜はたしかに大政奉還後に來るべき政治形態として公論政治を具體化するものとしての議院制度の展開を考へることによつて、奉還を決斷したのであつたし、その新しい政局に於いて『議院又は政府の主長として依然實權を掌握する事が出來る、卽ち名を捨てて實を取ることが出來る』とさへひそかに考へてゐたのであつたであらう。[六]

だが、しかし、幕府政治を廢絶することによつて實現された皇政復古は將來何故に議院制度として具體化せられた公論政治を展開しなければ『有名無實』となるのであるか。或はまた大政奉還による皇政復古はさういふ議院制度を展開することによつてのみ時局を拾收しえると考へられたのであるか。のみならず、『從來の非政を悔革』すべく政權を　朝廷に奉還して、しかもなほ慶喜は政治の實權を維持しえると考へることができたのであるか、またいはんや西洋の模倣である議院制度の設置が、國體を確立し朝權を一途に歸する日本的政治原理の實現であるべき皇政復古に於いて必須とせられえたのであるか。かくて皇政復古と公論政治の實施といふことの關係を究明することは、明治維新の意義を明かにするための根本命題たらざるをえないのである。さうしてまた、この問題は、明治維新の發展動向を稽査すべき根本命題としてひとびとのまへに展開されるであらう。

第二節　幕府政治の廢絶

一

未曾有の政治的革新であつた明治維新が歷史上類例をみざる盛業としてたたへられる所以は、幕府政治の廢絶が大政奉還といふ自發的意志に於いて出發せられたからである。さうすると、家康以來馬上に獲得せられた政權を自發的に放棄奉還するといふ大政奉還の思想はいかにして成長し、さうしてそれを必至とする情勢がいかにして釀成せられたか。さうしてまた將軍慶喜はいつの日いかに考へて大政奉還を決意することを餘儀なくせられたか。旗下八百萬石親藩譜代幾百萬石の武力と數百年來の勢望は、かかる幕府政權の崩壞に對して、何故にその巨大なるべき拮抗力をもろくも失はねばならなかつたのであるか。要するに、數百年來その堅壘を誇つた幕府政權が自發的な政權返上といふ方法をもつて、一朝崩れるがごとくに壞え去つたのは、何故であるか。このことは、ひとびとは當然の出來事のやうに思ひならされてはきたけれども、巨大な武力を背後にし、合理的な理論的支柱をもつて維持せられてきた幕府の擅制的支配力を想ふものにとつて、それはほとんど解すべからざる疑問であるべきものではなかつたであらうか。前述のごとく、尾佐竹博士がそれを『名をすてて實をとらう』とするものとして理解しようとせられたことは、流石に冷徹なる眼識とすべきであらう。だが、結論的にいへば、この疑問に對する解明の鍵は、將軍慶喜をはじめ幕府內部の指導者

に於いては、大政奉還の擧をもつてもとより劃期的な措置ではあるが、それをもつて單なる官制上の變革としての政治的措置であると思惟してゐたといふことの認識にある。それにもかかはらず、幕府政治の廢絶は、幕府外部に於ける倒幕運動の指導者にとつては、それは單なる官制的政治的變革であるにとどまらずして、皇國君臣の大義を明かにして國家を匡さんとする運動の最後の目標であると思惟せられた。大政奉還といふ往古にたぐひなき盛業によつて當然賞讃せられるべき前將軍慶喜が、しかもなほ蕭然落莫として流轉の身を孤舟に托して大阪を脫出しなければならなかつたといふ敗殘の悲劇は、幕府廢絶の意義に對する解釋の、このやうな齟齬背反に由來したのであつた。從つて、最後まで頑強に武力的反抗を固執しつづけた唯一の勢力は、あくまでも德川氏との道德的運命的な身分關係を主張してやまざる一派に限られたのであつた。なるほど、新政府に對する反動勢力は、これと結合して執拗に續けられ擴大せられたが、かれらとて所詮天皇親政の復興による幕府政治の廢絶による皇政復古に對して拮抗したのではなくして、表面的には皇政のありかたに對する疑惑に發するものであり、具體的には薩長專制に對する攻擊であることをしか、標榜しえなかつた。このことがこの反動運動を同情的にみる解釋を可能にしてゐる所以である。さもあらばあれ、天皇の御稜威に對したてまつつては絕對にまつろひたてまつるといふ大義の道が國民全體のうへに明徵にせられてゐたといふこと、換言するならば、幕府主義政治理論が全面的に否定せられ、學問的に認證せられたところの日本的政治原理が一般的に明徵にせられ、『天下は一人の天下なり』とする自覺的信念が消極的及び積極的に扶植せられて、事實上幕府政治がすでにして幕府主義の思想的支柱を失ひ日本的原理の基礎のうへにしか立たしめられてゐなかつたこと、このことの故にもはや抗しえざる當然性をもつて幕府政權は崩壞せられるをえなかつたのである。

二

以下、如上の結論を具體的に論證すべく大政奉還の經緯を跡付けようとするならば、まづ考へられることは、かつて岡田實氏が指摘されたやうに[七]、外交問題によつて觸發されたところの二重主權と委任政治の觀念の發達といふことであらう。さらにまた尾佐竹博士から指摘されてゐるやうに、『本來、德川氏と、將軍職と、政權と三位一體、不可分と信ぜられて怪まれなかつた概念』が分離してゆき、その一體を合法化ずる方法として『委任』の概念が發達したといふことが[八]、留意されるであらう。

ペルリの來航によつて外交問題は不可避の勢ひをもつて國是の確定を迫つた。しかも、幕府は遂に專斷もつて事に處すること能はずして、朝廷に奏聞し諸大名以下の意見を聽取した。しかもやむなく和親條約を締結し、代つてハルリス來朝して通商條約の締結を强要するに及び、安政五年四月堀田正睦上京してその勅許を奏請して斷然容れられなかつた際、この情報に接するや高杉晉作は、『是れ此時日本の日本たらんと欲するの日なり』とその感慨を吐露した。やがて、井伊大老いでて專斷開國を決し通商條約を締結するや、勅許を得なかつたことのために　天皇宸怒したまひ、世論囂然として勃興するに至つた。このやうにして　勅許を

えざるかぎり幕府はその政治的權力をもはや擅に行使することができず、擅權の沙汰として忠義血肉をもつてする糺彈をうけなければならないといふことは、すでに政治の大權が天皇のもとに恢復せられつつあることを證據だてるものであつた。文久二年十一月、條約調印の責任者井伊大老以下の幕府有司が　朝廷御遵奉の筋を誤つたといふ名義によつて追罰せられ、櫻田事件以後幕府糺彈の旗を擧げて罪せられた先覺が『京都より仰出れ候厚き御趣意によつて』大赦せられたとき（續再夢紀事）、それはすでに明瞭に政治の權威が　朝廷に復歸せることを物語つてゐるのである。大政奉還の思想はまさにこの當時よりして幕府內部に成長したものである。たとへば、松平慶永が政事總裁職のころ文久二年に一翁大久保忠寬が政權奉還論を唱へたといふことは、有名な話である（閑窓隻筆。逸事史補）。

文久二年といへば、前年九月に『當今の朝廷は微弱にまします』に似たりと云へども、天下の人心仰ぎ慕ふて歸嚮することの切なる所』なれば、『幕府の滅亡せんこと、決して遠きことにてはなく、近く十年の間に有んこと、鏡にかけて明白なり』と喝破し、斷然として政權を朝廷に御恢復あそばされるべきことを密奏したてまつつた大橋訥菴が（政權恢復秘策）その正月に捕へられ、同時にその門人たちによつて坂下門外に老中安藤信睦が襲撃せられた年であり、全國脫藩の志士翕然として京を望み、六月島津久光が勅使大原重德を奉じて將軍家茂の上京を促さんとして江戶に下つた年であつた。十月さらに三條實美・姉小路公知が別勅使として下り、將軍の上京攘夷決行を促がさしめたのであつた。いふまでもなく、將軍をして　朝廷を仰ぐの道に就かしめんことを期し、攘夷の兵一轉しては討幕に向はしめんと謀つてゐたのである。

その文久二年五月十三日、松平慶永は老中水野忠精及び板倉勝靜に向ひ、『今日と相成ては薩長を始め名分を論じ章莽といへども志士は正名を唱へ紛然たる場合に立到』り、事態を拾收する途としては、『內の御政道は幕私を御改革、外の體面は御上洛の盛典を擧られ御崇奉の大義を天下に明示』するのほかはなしと論辯し、十六日にも『持論』を發して『德川氏の私政』を改良し『臣事の名分』を天下に明示するのほか『罪責』を謝するの道なきを陳辯し、七月政事總裁職就任に際して政見を發表し、『從前は國初已來天下の威權を擧げて德川家の幕府に歸せられたる御私を棄てられ御非政を改められ天下と共に天下を治められ候より外はこれあるまじき』むねを力說した（再夢紀事）。そのときの慶永の說明によれば、『幕私の非政』とは、『畢竟日本全國へ關係の大事を幕府一己の御裁決に相成、　朝廷を初天下の億兆を愚蒙とし、幕府閣老諸有司而已大賢にして大智ある如き形勢』にして、もしこれに對する欝憤を『言行の上に發する者あれば、忽ち幕府の勢力を恣にして上三公を黜辱して下草莽を斬戮せる』がごとく、『たとひ天下の爲に忠なりとも幕府の爲に不便宜なれば、罰を殛誅を廻らさすして至るか如き』政治をいひ、『天下と共に天下を治る』政治とは、『唯天下の人心に隨ひて治むる事にて天下の見て私とする所を去り非とする所を改むるの外に出ず』といふことであつた。それはいまだ抽象的な議論たるをいでないが、政事總裁職として幕府主義の政治を『幕私』の『非政』と斷定してゐるところに重大な意味がある。當時橫井小楠は、進言して、『二百年來、京師を押付し大弊病此節一時に御改正

に相成』り『賴朝公以前の君臣に復し申さずては天命人心の正理に背き日本全國大亂の外は御座無』き情勢であり、政事總裁職就任第一の處置は、『幕府是迄の私を御去り天下公共之正理に御順ひ成され候樣、其實は、京師御尊奉第一にて一切是迄の御仕來り御改正、君臣の大義を御立成され候事に之れあり』といつてゐる（文久二年十月二日付書翰）。

幕府の狀況は、しかしながら、舊套依然たるものがあつた。のみならず、幕府の立場に於いていまさら攘夷が決行しえられるはずはなかつた。事態を知悉せる一橋慶喜はこの間に苦惱してゐたのである。慶永はそのとき慶喜の『開國主義』に同意し、別勅使を迎へてその『開國主義』をもつて闕下に上奏せんことを期したのであるが、『此際更に貴卿が上奏せらるる開國主義若　朝廷に於て容られざらば、幕府は斷然政權を返上せらるる事に覺悟を定め、さて此覺悟を以て人心を鼓舞する事にしては如何』と申入れ、慶喜もこれに同意したが、その事實が決行せられうるやいなやを疑惑してそのまゝに過したといふことが、「續再夢紀事」の記載にみえる。井野邊博士はこれをもつて、慶喜が『德川氏の社稷を犧牲に供して國利民福を增進せんとの大なる決心を固められし』最初の機會であるといはれてゐるが[九]、それは明瞭にその『覺悟を以て人心を鼓舞する』手段として考へられたのであつて、當時それが『德川氏の社稷を犧牲に供する』結果に立至るとは考へられてはゐなかつたともはれる。

しかるに、その十月十三日、松平慶永は、幕府在職の輩は舊來の私を主張し、朝廷遵奉の意は毫もなきことを慨歎して辭職を決意し、『是迄幕府御政事の御模樣、二百年來昇平の因循に馴致の儀に候哉、京師を度外にし諸侯を輕んじ覇府の御私意を以御取計これあり候舊染の汚習』を除却し、『第一には君臣の大義を明らかにし御祖宗以來の御規則もこれあり候得共、都て天下の御政道、叡旨御遵奉これあり、從て幕府は臣道を以何事も御遵奉在せらる』べきことを反覆諫告してゐるのである。

依之、畏强壓弱之手段之外は乍恐不レ被レ爲レ在、外國御處置も偸安に出て、第一たる　天朝御遵奉君臣之大義を明らかにする事も不レ被レ爲二出來一、諸侯を鎭服する事も不二相叶一候得共、日々尙舊染之氣習に流れ、日本國內之事に就而は御氣儘之儀而已多く、　天朝は幕府あるに依て相立候との御私心兎角消却致兼候故、日本國中人心不平憤激を生じ幕府之御大政を不受ゆゑん此處に在と奉レ存候

とそこに指摘してゐるごとく、幕府が天朝を遵奉し君臣の大義を明かにしてその私政を改めるにあらざれば、もはや天下の人心は到底幕府の權力に屈從せざる事態にむかつてゐた。さうしてこの辭表中に一橋慶喜との間に於ける前記開國論の趣旨を說明して、開國主義の堅持が『必しも是迄通り京都を壓付候て開國の論致候』ものではなく眞に皇國のためをおもふ『眞の尊王』にいづるものであるが故に、

今日迄政權御委任相成候幕府にて皇國之御爲を存候へば鎖攘之御請被レ遊兼候段、泣血漣々被二仰上一候ても、天使御聞入無レ之於二當今一拒絕攘夷に無レ之候而は難二相叶一段、遽而被二仰出一候はゞ、其節は實に無二是非一御次第に而、最早被レ成方無レ之候得ば、東照宮以來二百餘年關東へ御委任相成候政權を京師へ

御指上に相成、皇國の安危を天意に被レ任、徳川之御家は一諸侯と被レ爲レ成候上に而、掃攘之叡慮御遵奉有レ之、列侯と共に御忠勤を可レ被レ勵、左様にも無レ之幕府之職任に在て無謀に二百餘年太平之化を損ひ生靈を塗炭に陷候義は天理に違ひ候事故、御請に被レ及兼候と御決心無レ之ては難二相成一儀と奉レ存候、といつてゐる。慶喜は、これに對して、あくまでも開國主義を堅持し、將軍の上洛を實行しようとの見込みによつて『今更大權を返上し奉り候と申す場合』ではないとし、老中のうちには今度の勅使も實は薩長以下浪人の策謀にかかるものであるが故に、『彼等の爲に二百年來の大權を返上候事甚以て然るべからず』と理由づけて、『迚も幕府を捨て　叡慮遵奉の念頭は毫もこれなき樣子』であつたといつてゐる（再續夢紀事）。即ち、ここにいはゆる政權返上論は幕府有司の間では毫も贊成せられなかつたのみならず、攘夷は世界の大勢上到底不可能のことであり、開國こそ『眞の尊王』にほかならぬ所以をむしろ將軍職を賭して忠諫したてまつるべしとする政治的手段として考へられたものであつた。換言すれば、それはむしろ責任者が辭表を提出してもつて所信を敢行せんとする政治的手段なのであつて、世上往々にみるがごとき策謀的な非常手段ではなかつたとしても、徳川氏の政權そのものを奉還せんとする單純な意味ではない。前述のごとく慶永はそれ故に土佐藩の建白上提後に於いても、大政奉還の實行については非常に憂慮してゐるのである。しかしながら、ここに將軍もまた　朝廷に對しまつりては同じくこれ臣下であるといふ君臣の大義の自覺がすでに明かにされてをり、將軍の保有する政權は　朝廷から『委任』せられてゐるにすぎないものであるとする思想が實際政治上に具體化されてゐることは、特に注意を要する。

やがて文久三年正月、一橋慶喜まづ入京し、三月將軍家茂もまた入京した。幕府にとつては二百年來の劃期的盛擧であつて、將軍といへども、王臣なることをそれは事實のうへに自證せるものではあつた。かくして文久三年三月五日徳川慶喜が將軍の名代として參內し、奏問して、『是迄も都て將軍へ御委任の儀には候へ共、猶又御委任成下され候儀に御座候はば、天下へ號令を下し外夷を掃除仕度』と伺ひたてまつり、改めて政務御委任の御沙汰を賜うたのであつた。それは政權返上をもつて幕府の立場を貫徹せんとする上述の政治的手段を、逆に改めて庶政委任の勅諚をうけることに代置したものであることは、明瞭である。だが、しかし、それは、『徳川慶喜公傳』の著者が、『抑幕府は其創立と同時に、事實上政治を總攬せるものにて、後に稱して庶政御委任といふといへども、鎌倉幕府以來、未だ曾て朝廷より御委任の御沙汰ありしを聞かず、徳川氏政權を掌りてより二百餘年、今にして事新しく庶政御委任の朝旨を請はざるを得ざるは、これ却て覇者の實權を失へるを證明するものにして、幕府が此勅許を得て、一時なりとも其地位を固くしたるは、又明に朝威の發展を證明するものなり』と評論したごとく[一〇]、それは幕府の立場に於いては幕府政治の合法的基礎を獲得したものであると思惟されたけれども、『委任』といふ形式によつてはじめて幕府が政治的權威の根據を合法化しえたといふことは、幕府自體が構想してもつてその根據づけをなしえた幕府主義の理論の事實上の放棄を意味し、明かに朝權の恢復を自證してゐるのである。

そのとき慶喜は事前に松平慶永と相謀り、『斯かる次第に至れること、畢竟政令の二途に出づるが爲なり、今は斷然大權を朝廷に返上せらるるか、朝廷より更に大權を幕府に委任せらるるか、其いづれかに決せられずんば、到底天下の治安は望むべからず』と相考へ、強硬に御前に於いて宸裁を仰がんと相謀り、遂に近衛前關白より『尤も庶政關東へ御委任あるべきは勿論の事にて、將軍上洛の曉には改めて仰出さるるやう計らふべし』といふ言質をえてゐたのであつて、[一一]將軍上洛に際しこのやうにして庶政委任の　勅諚を拜するに至つたことはこの運動の結果であつた。從つて、それは前述の政權奉還論の眞意を露表するものであつて、かかる形式的措置をとらなければもはや反幕府的情勢を緩和しえなかつた事態をおもふべきであるとともに、幕府の間にその政治的な實力に對する自信がいまだ失はれてゐなかつた心理を、そこに看取しえるのである。水戸藩士豐田亮が手記してゐるやうに、もし將軍職辭任の曉、萬一他家へ新將軍を命ぜられ八百萬石の所領を減石せられるやうなことがあれば、もはや回復の道は絶望的であるとする不安がそこにみられるとともに、『御所より將軍職御脫剝相成候共』、『御先祖弓矢の御力を以て御所領相成候』八百萬石の力さへあればなほ回復の道はあるとする自信が、そこにみられるのである。[一二]だが、文久より元治への改元の幕議に於いて、『元治』とともに『令德』の年號が問題になつた際、慶永はすでに、

抑天下の政權は德川家の物にあらす、卽ち　朝廷に復せらるる事も日本の光輝を增すべきなれは、いづれも忌み嫌ふべきにあらず　續再夢紀事

と斷言して憚らなかつたのである。

これを要するに、文久三年三月に於ける庶政委任の御沙汰は、形式的には幕府が從來の幕府主義理論の支柱を放棄して、はじめて天皇政治を翼贊奉行したてまつる政治機關として日本的に正しく位置づけられたことを意味する。では、實質的にはどうであつたかといふと、庶政委任の拜任が幕府專制力の補强を意味するものであつた事實、卽ちこれをもつて政治の全權を將軍に委任せられ　朝廷は依然として政治の圈外に立たせたまふことを確認したまうたものであるといふ事實の、認證であると思惟してゐたことに於いて、實質的には幕府の政治權に變化はないとせられてゐたのである。[一三]しかしながら、たとへ形式的であつたにせよ、幕府がその政治權力の絶對化のために構想した幕府主義理論をここに事實上放棄しなければならなくなつたこと、將軍といへども一個の王臣にすぎずして、この名分は斷じて犯すべからざるものであること、さうしてまた日本國の政權は本來　天皇の掌握したまふものであつて　天皇の御委任を拜してのみ幕府はその政權を行使しえるものであることが、ここに自證せられたといふことは、政治思想史上の劃期的變革として注目しなければならないのである。それは日本政治原理に則つて先哲志士が幕府の存在を是認しえるとなした絶對條件であつた。このことは、積極的には一層徹底的にこれを實質化するために幕府の存在自體を撤廢することを必至とする倒幕運動を、消極的には幕府はいまやかかる庶政委任の御沙汰を拜しえたことによつて是認せらるべき正當な政權行使の合法的根據を確保したものであるとせられて、今後慣例的にかかる御沙汰を拜

することによつて無力化する幕府政權を補强しようとする運動を、相平行的に展開せしめた。その積極面と消極面の進展が極點に達したとき、大政奉還は討幕の密勅の降下と時を同じくして決行せられたのである。それは卽ちあくまでも君臣の大義を究明してやまざるその積極面に對して、その消極面に於いては、幕府政治がまつたく實質的に委任せられたる政權の奉行を意味し、幕府制度が有名無實の形式に陷つたところの、歷史的段階に於ける出來事である。だから、大政奉還によつて德川慶喜は『名を捨てゝ實を取る』卽ち新しい公議政治制度に於ける無名の實權を執らうとしたのだともいはれうるのである。

三

さうした歷史的段階に到達する第一の段階は、文久三年八月十八日の政變後、天誅組及び生野の義擧も空しく潰え、この形勢逆轉を轉機とする公武合體運動が擡頭したのを好機として、この形勢を利して幕府の勢望を挽回すべく元治元年正月將軍家茂が第二回目の上京をなし、正月二十日右大臣宣下の內旨を賜ひ、再び一切庶政委任の勅諚を拜し、家茂奉答して盡力勉勵を誓ひ『但國家の大政大議は奏聞を遂ぐべき事』を奏したてまつつたことに始まる。殊にその二十七日には將軍家茂が諸侯高家を隨へて參內するや、孝明天皇は小御所に於いて謁見をたまひ、

嗚呼汝將軍及び各國大小名、皆是朕か赤子也、今より天下の事、朕と共に一新せんことを欲す、民の財を耗すこと無く姑息の奢を爲すこと無く、膺懲の備を嚴にし祖先の家業を盡せよ、若し怠惰せば特に朕か意に背くのみに非す、皇神の靈に叛く也、祖宗の心に違ふ也、天地鬼神も亦汝等を何とか云はんやと勅して仰せられ、將軍家茂は恭しくこれに奉答して、

至仁之恩諭を以、臣家茂竝大小名を赤子の如く御親愛、將來を御勸誡被ㇾ爲ㇾ在候條、臣家茂一身之上に取り海岳之鴻恩、實以可ㇾ奉ニ報答一樣も無ㇾ之候、自今以後萬事の舊弊を改め、諸侯と兄弟之恩を爲し、心力を合せ、臣子之道を盡し、中略武臣の職掌固守仕、大計大議者悉く國是を定め宸斷を奉仰、皇國之衰運を挽回して、外は慢夷之膽を呑、內は生靈を保ち、奉ㇾ安ニ叡慮一、上は皇神之靈に報ひ奉り下は祖先之遺志を繼述仕度奉ㇾ存候

と答へたてまつつた。いまや再度庶政委任の　勅諚をかたじけなくしてもつて將軍はその政權を補强しえた。しかしながら、そのとき將軍は諸大名と同じく　天皇に對したてまつりては同じく『赤子』であり、從つて將軍の將軍たるべき道は　天皇に對したてまつりて『臣子之道』を盡すべきことにあることが確認せられ、政治的にも大政大議は悉く宸斷を仰ぎたてまつるべきことが誓盟せられたのである。かくて將軍はいまや　天皇に對したてまつりては諸侯以下の士民同樣に『臣子』にすぎず、その政治的地位は　天皇の御委任によつて庶政を奉行するものたるにすぎないのである。將軍が諸侯及び士民に對して保有してゐた道德的な、いはゆる君臣の身分關係はもはや完全に失はれてしまつてゐるのである。もしそこで將軍が政治上の絕對權を主張し、それ以上の道德的權威を主張するならば、政治奉行權をすら保つことを許されざる事態に立至ら

ざるをえなくなつてきたのである。福地源一郎はかつてこれを評して『嗚呼この奉答書は果して幕府の眞意なりしか、幕府を保持せるの政策を得たりしもの乎、その自ら欺き人を欺き望む可からざるを望み約すべからざるを約したるの虚言たる、一目して明白なりとす、幕府か太政返上は慶應三年に行ひたれども、其實は正しく此時にありて、余は此の奉答書を以て太政返上豫約書と云ふを憚らざるものなり』と斷じたのであつた。[二四]

事實、將軍今次の上京もまた結果に於いては雄藩大名をして朝幕の間に立ち公然朝議に參與するの機會を生起せしめ就中薩藩の勢力擴大を誘致し、進んでは寺田屋池田屋事件にみるがごとき討幕派志士の活動契機をあたへ、やがて眞木和泉守久坂玄瑞等に指導せられる長州藩の蹶起をうながさしめるに至つた。公然たる討幕運動の積極的展開を誘發せしめるに至つたのであつた。しかるに、元治元年七月の禁門事件によつて、しかもなほ幕府の實力の堅きをおもはせ、八月幕府は　朝廷に請うて征長の軍令をくだし、遂に關係家老以下を處斷せしめ、幕府の勢望いまだに世を壓するがごときをおもはしめたのであつた。

その第二の段階は、しかるに長州藩の高杉晉作が吉田松陰同門の同志久坂玄瑞等の志を繼いで慨然蹶起するに及んで形勢再轉する段階である。長州藩が幕府に反抗する意志を示すに至つて、幕府は長州再征を決し慶應元年四月その令を發し、閏五月家茂は反幕府勢力の根據を掃滅せんとする意氣込をもつて第三次上京の駒を進め征長の勅許を請ひたてまつつた。しかるに勅許は容易にくだらず、やむなく大坂に帷幄を張つて善後策を圖らうとしたのであるが、たまたまそのとき發生したのが英米佛蘭四國聯合艦隊の攝海侵航であつた。長州藩の馬關砲擊問題の代償として假條約勅許及び兵庫開港問題を一氣に決すべく、當時諸外國は英國公使パークスの首唱によつて將軍の上京を好機會として强硬に四國聯合艦隊の大坂灣侵航を企圖してゐた。九月十三日急使外國奉行山口駿河守及び目付小笠原刑部が、この報知を大坂にもたらしてより四日目、攝津兵庫總代より英佛蘭聯合艦隊九艘のうちに米國人も乘組み和田崎より湊川崎まで地方より二十町ばかり沖間に侵入碇泊せる旨が報ぜられた。老中松前崇廣及び阿部正外は條約勅許を到底至難とみて兵庫の卽時開港をもつてこの際取りあへず事を收めようとした。九月二十八日薩藩の大久保一藏が　朝廷に於かせられて外艦の强請によつて動搖したまふに於いては、『皇國の存亡、未曾有の御永恥、千載御取返の期御座あるまじく、實に人心の向背に拘り、莫大の御後難此一擧と存じ奉り候』といつて、兩閣老の方針を彈劾したのをはじめ、世論囂然としてあがり　朝廷に於かせられては　遂に前例を破つて斷乎兩閣老の官位褫奪を命じたまうた。けだし、薩藩の政情やうやく變化をみんとし、長州再征の擧を非として幕府の行動を阻碍し、進んでこれを打倒しようとする運動のやうやく顯著となつてきたことを示すにたるであらう。[二五]十月朔日閣老罷免の報京都傳奏より傳へられるや、靑天の霹靂のごとく滿城色を失ひ幕議沸騰して鼎の沸くがごとくであつた。小笠原壹岐守及び山口駿河守、向山榮五郎等は主唱して、『閣老は將軍の任使する臣下なり、故に其の黜陟褒貶は將軍の權內に在り、然るに此の如き朝令を發す、是れ將軍の職事を制し、職權を奪ふなり、且つ夫れ長防

の處置、外國の要請共に目前に迫り、一日も忽せにすべからず、此の際に當り、他より容喙して主司を廢するは、將軍をして其の職責を盡すを得しめざるなり、斯くの如くば速に大任を解き、東歸せらるゝこそ當然なれ』と激論し、將軍家茂またこれに贊して、向山榮五郎に命じて將軍職辭任の疏を草せしめ、『慶喜儀年來[一七]閣下に罷在、事務にも通達仕、大任に堪え申すべしと存じ奉り候に付、臣家茂退隱慶喜に相續仕らせ政務讓り候間、家茂の時の如く諸事御委任成下され候樣、偏に希ひ奉り候』といひ、これに副へる別紙に條約勅許を奏請しまつり、

臣家茂に於ても職掌相立不レ申候間、右等之處、篤と思召被レ爲レ分、乍レ恐衆口に御動搖無レ之、斷然と御卓見を被レ爲レ立、何卒改て條約に付去レ慮存レ實、至當之談判仕候儀、判然と勅許被二成下一候樣仕度、左候ばゞ如何樣にも盡力仕、外は外夷制御の實備を立、內は 防長追討之功を遂、上宸襟を奉レ安、下萬民を安堵せしめ、臣祖先之志に報ひ可レ申志願に御座候 開國起原

といふ上奏文を尾張慶勝をして二條關白に上提せしめ、十月三日將軍は大坂を發し伏見に移つて東歸の姿勢をとつた。卽ちこれ幕府が政權御委任を拜してもつて幕府政權の補强を企圖した第二の段階であり、しかもこの度は事實上辭表を上提し辭職をもつて政權御委任と同時に幕府攻擊の銳刃となつてきた假條約の勅許を奏請し、幕府攻擊の武器を尊攘派の手から奪はうとしたのであつた。

そこには、條約勅許によつて幕府の立場が承認せられるならば、『外は外夷制御の實備を立て、內は防長追討の功を遂げん』と揚言するといふ幕閣の獨斷的蒙昧が指摘せられるであらう。しかしながら、この非常手段は功を奏した。安政四年井伊大老が專斷假調印して以來、幕末政局に大波瀾を投じた假條約はここに於いて勅許を仰せくだされたのである。時に慶應元年十月五日であつた。幕府はかくして遂にその開國主義を貫徹し、尊攘派から幕府攻擊の武器を奪つたのみならず、將軍職辭表の却下によつて政權確保の合法的根據を强化しえてその實權を補强しえたかのごとくであつた佛國公使ロッシュでさへ、この事件によつて實はかへつて朝廷の御威嚴をいやさらながらに痛感せざるをえなかつたのである。『條約勅許の重大性は夙に覺つてはゐたが、今實際に當つて其重要なるに驚嘆するを禁じ得なかつた、それは數百年以來政治の實權を將軍の手に委ねられた結果、當然衰微せられてゐると思はれた　天皇の稜威が少しも衰退してゐない、御門は今日も尙二千年前と同じく諸侯及び國民の眼には、此國の守護神であり、大黑柱であり、又政治の中心であつて、此存在なくば日本は直に無政府狀態に陷ると考へられてゐる』とは、大塚武松氏が引證せられたごとく、實にこのときに於ける佛國公使ロッシュその人の感慨であつた。[一八]將軍はいまやもし　朝廷の御同意をうけることができない場合に於いては、辭職するのほかはないこととなつたのである。このときにして、松平慶永は『幕私幕利』を『脫却』し『幕政洗淨の時に御座候』と心中深く期せざるをえず、勝海舟は『不忠者とも叛逆者共と申すべく候得共』『別に一大政法』なきに於いては『瓦解は目前』と論ぜざるをえなかつたのである。續再夢紀事。事實、その辭表起草の責任者向山榮五郎に廢

勦の朝命がくだされたとき、このことが幕權の補强を意味せずして、朝權の伸張を意味するものであつたことは、露はにせられてゐた。

そのやうな事態を具體的に表現する事件は、條約勅許によつて國法の違背者であるとみられてゐた幕府がその擁護者たるの側に立つたすぐその脚下に於いて、發生してゐた。長州再征の擧に對する翕然たる幕府糺彈がそれである。伊達宗城以下の建白に『防長再討の御一擧より物議沸騰天下離叛の姿に相及候次第に御座候』（伊達宗城在京日記）といはれたごとく事態は急激に惡化し、この失策をもつて『今日にては御委任は止めさせられ、長防の儀は　朝廷より御沙汰に相成度布告』すらもあるとは、同じく宗城のいふところであつた（同上）。當時長州藩にあつては、たとへ『大君政府の私に與へし』稱號は剝脫せられるとも、『我君家數百年の久しきより帝朝に勳功あるを以て下し賜ひし　勅感の書類尊貴徽章官位等は依然として猶存す』と揚言し、『是に加ふるに領する所の兩國は大君政府の賜物に非ず』と外國人に對してさへ高言してやまなかつた（淀稻葉家文書）。その數年前に於いては一藩の文柄を握りし老先生が、「今諸侯非二王臣一辨」を起草して、『今の諸侯は世々幕朝より高祿を受けて恩誼深重なり、君臣の義尤厚しといふべし』と論じ、もし長州藩にして王臣にして幕臣にあらずといへば『幕府怒り、且罪し玉はんこと測るべからず、若し臣に非ずと思はゞ、兼て與へ置きたる領地を世々の御朱印に相添へ返上すべしと仰せ出されなば、其時の處置如何にすべきや』と危懼したといふ事實を想起するならば、情勢の變化は思ひなかばにすぎるであらう。さうして薩州藩は木場傳内の名をもつて無名の師は動かすべからずと、あからさまに幕命に抵抗し、この長州藩と連繫しつつあつた（西鄉隆盛文書。當時また岩倉村に閑居してゐた岩倉具視は慨然として濟時の策議を千種有任に託して密奏し、『幕府伐長の師を興すは卽ち幕府の私を遂げんと欲する者に非ずして何ぞ』と喝破し、

防長二州は素より　皇國六十餘州の中なり、其士民は　朝廷の士民なり、幕府何ぞ擅に干戈を動かして之を塗炭に陷れんとするや、昨年條約勅許を力請するや、徹宵宮中の會議に於て一橋黄門始め其口には治國安民の理を主張して已まず、終に其勅許を得て之を外夷に通告し、一時の破綻を彌縫したり、此の如く公戰すべき外夷に對しては振慴其怯を示し、私鬪す可からざるの防長に對しては傲然として其勇を示す、本末を誤まること何ぞ其れ甚きや、是れ幕府が已に其實力衰弱の極に達するも仍ほ虚威を誇張し、陽に　朝命を假りて陰に其權勢を回復せんと欲する者にして、皆公義を捨てゝ私利を營むに過ぎず（岩倉公實記）

と極論したのであつた。

いまや岩倉具視は「叢裡鳴蟲」及び「續叢裡鳴蟲」を起草してそのとき幕府の廢絶を唱へ、さらに「全國合同策」及び「續全國合同策」を提げて蹶起してゐたのである。

事態はかくのごとくに急變したのである。慶應二年一月慶永の謀臣中根雪江は慶喜に意見書を提出し、

方今之形勢を論試候へば、畢竟幕府之御威權は　朝廷之御依賴と天下諸侯之服從とにより成立候御義に

候處、此度之御親征は亂臣賊子之罪狀分明に御開示無二御坐一候故、　朝廷にても御憤然御誅伐を被レ爲二思召一候程之御樣子にも不レ奉レ伺、天下諸侯におゐても御名義不明之物議紛興に及び、恐多き申條に御座候得共、幕府は御孤立の御模樣にて御實體之御威權は御離散とも可レ申場合に被レ爲レ臨候（續再夢紀事）

と論じたが、そのやうに、事實上いまや幕府の威權は『朝廷の御依賴と天下諸侯の服從』とによつてのみ成立するものであるにかかはらず、はやこの支柱をさへ失つて『孤立』の狀態となり、『實體の威權は離散』するといふ狀態に立至つたのであつた。『天朝は幕府あるに依て相立候』と思惟した幕府主義の立場がすでに頽然として崩壞してゐることを端的に物語るものであつた。勅諚による『委任』をもつて幕府政權を合法化し基礎づけようとした趣旨は、事ここに至つては『陽に　朝令を假りて陰に其權勢を回復せんと欲する者』であることが、明かに看破せられてゐる。かくて『畢竟幕府の御威權は　朝廷の御依賴と天下諸侯の服從とにより成立』するものであることが露はに指摘せられたのである。そのやうな政治的措置すらもいまや徒に幕府の弱體を暴露し、かへつて將軍といへども　朝廷に對しまつりては一個の『臣子』にすぎざることを自證し、いまや『君臣の大義』は儼として人心に深く刻印せられることとなつた。普天の下悉くこれ王土であり率海の濱悉くこれ王臣にほかならぬ。臣子たる將軍が保有せる政權は、單に　朝廷の御依賴によつて委任せられたものにすぎない。それはもはや思想上の問題ではなくして、儼然たる事實である。だから、もし將軍がなほもその權を擅にせんとすれば、當然その職を剝脫されねばならず、兵威をもつて抗すれば斷乎討滅せられなければならぬ。もしも將軍が御委任の重責を果しえないとすれば、いまや大政奉還の一途あるのみである。大久保一翁が『國家百年の大計』を立てんとすれば『幕府限の枠議を以て革新せられても、目下天下の人心幕府を疑ひ居れば、容易に行はれざるべし』と論じて『天下の公論』をもつて『大政革新』をはかるべしと說いてゐるのは、この際のことであるが（續再夢紀事）、それがすでにこのやうな觀念に立脚するものであることはいふまでもない。幕府の威權を幕府自體の立場に於いて立てんとするも、もはや無意義であつたのだ。

そして　朝廷の御委任によつて幕府は政治權を行使するといつても、もはやその全權が幕府の自由意志に委任せられたものとは解せられなかつた。委任せられてゐるのはいはばその行使權なのである。だから、もし委任の內實が政治の絕對全權そのものであつて　朝廷はそれ故に政治には關係せられないものであると考へるならば、百尺竿頭一步を進めて幕府の存在そのものが否定されなければならぬ。そのころ藤井良節が岩倉具視に提して『皇國の大權　朝廷を離れ專ら武家にこれあり候、仍て不明の武臣崛起致候時は、天下は儼然たる我　天子の天下たるを知らず、妄に己れの天下の樣に心得違ひ候て、或は　天朝へ迫り奉り言語同斷暴逆の擧動に至り候事、國史に歷々たるやに存じ奉り候』と喝破し、『公武御合體の名實』は『確乎不拔の御基本』より起らなければならないが、『其御基本は則文武一致大權　天朝へ御復古にこれあるべしと存じ奉り候』と『所謂日月の眼を以て』論斷したことが、ここに感慨深く想起せられてくるのであらう（岩倉具視關係文書。）

次にその第三の段階、さうして德川將軍がかかる慣例的措置によつてその政權を維持しようとした最後の

段階は、將軍家茂の薨去によつて一橋慶喜が宗家及び將軍職を相續したときのことであつた。

慶應二年七月二十日、十四代將軍家茂は第二次征長の半ばにして濫焉として大坂城中に薨じた。時に齡ひ二十一、いまだ後嗣者なく、幕府にとつてはまさに累卵の危機を迎へたことであつた。當然繼嗣問題が起つたが、この重大時局に際會して一橋慶喜に衆望が集うたことはいふまでもない。家茂自身は當時四歳の田安龜之助（後の家達公爵）を推さうと側近に洩してゐたし、大奥を中心として安政以來の感情問題があつて慶喜を善しとせざる空氣も濃厚であつたが、斷然慶喜擁立の大勢を決せられたのは御英明にましました和宮であらせれたことは、周知に屬する。しかるに慶喜は幕閣一統の推擧に應ぜず、固辭して受けなかつた。「徳川慶喜公傳」はその原因をあげて、第一には慶喜がその聰明すでに幕府の威權地に墜ち家茂の薨去こそ國家の主權を統一し王政に復古すべき千載の一遇と考へるに至つてゐたこと、第二に徳川氏の運命すでに窮まれる際を知つてこれを繼統するも遂に書謀なきを熟知するに至つてゐたこと、第三には大奥その他に往年安政以來の反感あることを憂慮してゐたこと、この三を擧げてゐる。[一九] 文部省維新史料編纂事務局の「維新史」は、その理由を說いて主としてこの第三に求めてゐる。[二〇] 慶喜自身は、『予が政權奉還の志を有せしは實に此頃より の事』であるが、原市之進の上說によつて奉還後の處置に對して確信をえず、やむなく宗家相續をのみ承諾して後圖を計らうとしたのであると述懐してゐる。昔夢會筆記。

けだし、慶喜の聰明は徳川氏が舊のごとく政治の全權を掌握することはもはや不可能である。まして將軍といへども、天皇に對したてまつりては『臣子』の大分あること、かやうにして薩長以下の討幕運動が進行しつつある際もはや舊のごとく政權を維持する能はざることを知悉してゐたであらう。であるから、できうるかぎり適切な方法をもつて、この維持する能はざる政權を奉還し新しい政治への移行を計らうとしたであらうことは、推察に難くない。しかも、なほこれによつて徳川家そのものを犧牲にすることを豫期してゐたとは、考へられないであらう。將軍の突然たる死に直面して、慶喜にその後圖に對する十分の見透しがつかなかつたことも、想像しえるところである。いはんや、政敵は多く、依然として幕府主義の再建をさへ固執せる有力な運動もまた幕府内部に動きつつあつたのであつて、[二一] フランス公使レオン・ロッシュの後援をえて極めて活潑であり、慶應三年七月に至つても、

> 幕府にては海陸之兵力を強盛にして諸大名を壓倒屈服させ　天朝をも拱手たらしむる之目的と被ㇾ察候、且江戸幕人にては徳川家清和源氏六孫王より出候故、仰慴尊位にもかわることなしと存込候

といふがごとき風說さへ伊達宗城の耳に聞え、すくなくとも『浸々然と幕猛威を更張するの密策』は相當有力に進められてさへゐたほどであつた。伊達宗城在京日記。慶喜はそこに後圖の確信をえてゐなかつたことは、十分に推察せられるであらう。しかしながら、七月二十八日かれは熟慮の末に衆望を負うて宗家を相續した。けれども、徳川宗家の繼統と事實上同義的意味をもつてきた將軍職の繼承は依然として固辭したのである。さうして、朝彦親王・二條關白をはじめ有力諸藩主の熱望によつて『衆議の推擧』をえ、やがて是非御請致すべし

との　孝明天皇の有難い御内意を蒙むるや、謹みて將軍職をも御請するに至つたのであつた。かくて慶應二年十二月五日德川慶喜は十五代征夷大將軍に宣下せられ、國政燮理の責に當ることとなつたのである。

慶喜の宗家相續直後に於ける慶應二年八月十二日、松平慶永より慶喜に勸告すべき條次草案なるものが「續再夢紀事」の同日の條に左のごとくみえてゐる。

一、橋公繼統ありても幕府は今日より無レ之事

一、兵庫開港外國交際諸侯統轄金銀貨幣其餘天下之大政一切　朝廷へ御返上相成候事

一、若天下衆議に依り將軍職を是迄之如くにと願ひ其職を御受相成候とも、諸侯へ命令等之書を舊套に被レ復候迄にて、其他之御制度は尙御改正之廉可レ有レ之事

この勸告書がはたしてこのまま慶喜のもとに提出せられたかどうかは明瞭ではない。そしてまた後述のごとく、將軍慶喜の態度は表面上舊來の將軍とその施政態度を異にはしなかつた。けれども、いまや十五代將軍中、慶喜ほどに形式上の名義に於いて正しく將軍としての政治の實權を掌握したものはなかつたのである。このやうな形式によつて、慶喜はその政治上の地位を名分正しく固めることができたわけであつた。しかしながら、それは政權と將軍職と德川氏との『三位一體』的概念の事實上の分離を意味し、『やがては政權奉還に一步を進むる階段』が、そこに窺はれることはたしかである。(二二)最も重要なことは、これによつて政權奉還が、德川氏そのものの存在と無關係に行はれるべき觀念上の基礎が確保されたといふことである。大政奉還はいまや『臣子』たる德川氏に委任せられてゐた政權を奉還する政治的措置なのであつて、道德的身分關係の變革を意味するものではないことはもとより、八百萬石の大名としての德川氏は政權と關係なく存續することが理論上可能となつたものであるといふ觀念を成立せしめるに至つたことであつた。換言すれば、將來大政奉還後に於いて問題が起りうるとするならば、ひとつには、それは皇政復古そのことについてではなくして、その後に於ける德川氏の處置についてであるといひうるのである。この點に於いては、德川氏八百萬石を擁護しうる理論上の根據がこのとき確保されてゐるはずである。事實それが辭官納地の問題をめぐる波瀾をして、あたかも德川氏を擁護する側に公明正大な根據があるかのごとき感を抱かしめた所以である。かやうにして、慶喜の宗家相續及び將軍職就任は、實は依然として將軍として掌握せる政權を委任といふ常套的な形式によつて補强せんとしたものであつた。

この意味に於いて、その後の慶應三年八月泉岳寺に於ける英國公使と幕府有司との左の問答は注目に値する。

一、日本を治るは政府ならん

答、如何にも政府の職掌なり

一、政府は第一老中歟

答、第一は大君其次は老中

一、　天子は如何
　答、天子は政事に不豫なり
一、或人曰　天子は第一政事に豫かると云
　答、位は尊れども政事には不レ豫
一、其事は今言れる通政事に不レ豫ならん、或人云天子は第一政事に豫かると云、其實如何
　答、政事は大君委任なれば決て政事に豫と云事は無き事なり
一、固　天子は一人にて第一高位者ならん、皇帝は天子の事ならん
　答、支那皇帝日本に云天子なり
一、西洋に云第一の者
　答、日本にては如レ神尊む
一、帝を神と言は甚だ氣に不レ入、神の字は人に使ひて甚をかしく聞ゆるなり
　答、ミニストルの言の如く帝を譬ては如何にも不レ穩、全く國人の尊崇する事に譬る而已、其譬は誤まれり
一、國第一有位なる者は政事に可レ豫事なりと思、何程か政事に豫かれり
　答、政事に豫る事なし、唯官位は全く天子よりす

一、其事を日本人より聞ける事あり、帝より委任の政事なれば返す事は不レ成歟
　答、返事は不二相成一、固威力人望有者に任するか故に返さんとすれば必混亂を生す　淀稻葉家文書
そこでは政治思想上すでに幕府は天皇によつて政權を委任せられたる政治機關にすぎないものと思惟されるに至つてゐるし、大政奉還の思想が具體的に現れてゐるにかかはらず、政權奉還は斷じて不可とされ、將軍の掌握せる政權が委任の形式によつて合法的に根據づけられてはゐるのであるが、しかもその意圖は『天子は位は尊れども政事には豫らず』といふ舊來の幕府主義の立場を堅持しようとしてゐるのである。かくのごとく慶喜は正しく根據づけられた德川氏最後の將軍としてよく人材を登庸し、別して佛國公使ロッシュのよき援助を得て、內外の政治を刷新し、一世を驚異せしめたのである。

かかる委任の形式は、前述のごとく委任の內實が擴制的な政治の全權であるか、行政的な政治の行使權であるかによつて、實質的意義をまつたく異にしてくる。勿論當時それに對する政治學的認識が缺如してゐたことはいふまでもないが、前記英國公使との問答はすくなくとも幕府首腦部の欲したのは依然として前者であつたことを明白に物語つてゐるのに反して、日本的の立場に於いて是認しうる限界は後者であつて、將軍が臣子の分を盡して　天皇政治を輔翼しまつるならばといふ條件はこれを意味するのであつた。從つて、幕府がその前者たらんと欲して策謀するかぎり、幕府否定の運動は、たとへ形式的には幕府の政權が　朝廷の委任をうけた正當な權利であると主張されようとも、國體確立の運動として絕對的に支持されるべきもので

あつて、決して政見政策の相異として判斷されるべきものではない。

しかも、ここに注意すべきは、將軍慶喜の庶政刷新は表立つては小栗忠順や栗本鋤雲などといふ親佛派の俊秀を登庸して行はれたことであつて、かれらは佛國の援助をかりていはゆる『強幹培根』または『強幹弱枝』といふ幕府主義の絕對化をあくまでも念願し策謀してゐたといふことである。慶應三年二月六日及び七日、ロッシュが大坂城中に於いて老中板倉伊賀守などに面謁し、幕府の政權をもつて日本の眞正の君主である御門の大權を『掠奪』したものであるとみ、さうして外國の力を借りて幕府の政治力を強大にして『先御門及び日本を思ふ忠烈の臣を滅すること』を計らうとする幕府の『奸謀』が、英國に心強き應援をえて進行しつゝあることを指摘して、幕府に對する軍事的經濟的援助を惜まざることを入說し、特に次の六項目より成る國律辯明書を世界に發表すべきことを進言してゐることは、最も注目すべきである。

第一　日本は千八百年之間兵亂治らざるを以て、御門の權を取り、之を人選の將軍の手に委ね、其後に至り、將軍家世々相嗣て此權を受ることに至れり。

第二　御門は六百年已來政事を執りし事なし。

第三　御門幷公家は、何れも大君の惠みによりて生活をなすなり。

第四　大名に其領地丈を支配し、其地を他人と得ざらしむるの權ありといへども、將軍又は大君之號令に伏從せざるを得ず。

第五　御門は大納言中納言之官爵を與ふといへども、是少しも權あるにあらず、只大君一人にて之を封し、國を領する諸侯之拜禮を受るなり。

第六　御門をして全權を弄せしむることは、是新に國政を亂し、國內に戰爭を招かんとするの處置なり。

さうしてこれに應ずる國律案が起草せられたが、そこでは開闢以來神統連綿たる皇位の尊嚴が說かれてゐるとはいふものの、將軍こそは『全國政務の權を保持し』、『大小强弱幷全し、加ふるに郡縣の制を以て專ら强幹弱枝の法を立、是に於て僻陬遐荒尺土一民といへども大君の有たらざる所なき』ことが辯明せられてゐるのである。[二三]

將軍慶喜がすでに大政奉還を考慮してゐたとすれば、これはむしろ幕閣に擡頭せる幕府主義者の思想を露表するものであつたであらうが、英國公使に答へられた前記の問答との間にさへ重大な差異のあることが認められるであらう。それはあくまでも將軍家と諸侯との間に君臣關係の存在を固執しようとする古き幕府主義の立場を理論づけようとするものであつて、これこそが大政奉還に對する最も執拗にして頑固な唯一の反動的勢力となるのであつた。從つて、慶喜がこれらの俊才を登庸してなした庶政刷新は、極めて進步的なものであつたにもかかはらず、さびしい糾彈をうけなければならなかつた。たとへば慶應三年六月四日松平慶永の股肱中根雪江が、血涙をしぼつて慶喜の腹心原市之進に提出した切々たる意見書に、その一例をみうる

であらう。

先年大藏大輔（松平慶永）儀、西城建儲之儀企望仕候節も、驥尾に附一身を抛ち危機を踏候事故、一朝事敗るるに及び、橋公（一橋慶喜）と共に大藏大輔儀も奇禍に罹り候（安政大獄のこと）次第にては、老夫之絶命勿論之處僥倖にして刑戮を免れ候而已ならず、料らずして大統御承續之盛事を目擊仕候に付ては、乍恐烈公在天之尊靈も追憶したてまつり、安島君始事に死せし諸賢泉下之寃恨（安政の大獄によつて水戸藩士安島帶刀をはじめ茅根伊豫之介、鵜飼吉左衞門父子、また吉田松陰、橋本左內以下の志士が切腹死罪獄門に散つたこと）も始て解釋を得申すべき義と雀躍に堪へず、感泣之至に御座候。畢竟大藏大輔儀感憤を宗室衰運の秋に發し、天下を併せて挽回し給ん事は此君に非ずしてはと存込候ひしか、今や此君方に四天之大德を御暢達在らせらるべき時處位に當らせられ候事故、天下刮目新政治を仰き候機會に投ぜられ、先年來天下紛亂を來せし原由之二大件（兵庫開港及び長州處分の二大件をいふか）一擧平治之今日に迫り、廟堂頃日之御模樣にては言ふべからざるの御失體も到來仕るべき歟と、恐悚悲嘆に堪えず候、元來斯くの如き紛擾に及候起元は、外國之事起りし已來、朝廷之御微力幕府之犯凌も世間之照著に相成候より正名之輿論蜂起仕、事之爰に及び候形勢は、賢臺に對し老夫之喃々を贅候迄も御座無く候に、方今之御政治は第一著に君臣之名義を正し名分を明らかにせず候ては、天下之人心歸服仕らず候は勿論之時勢に候（中略）何分此時に當らせられ候ては、名分において毫も議すべきなきの御政體に復へさせられ候はでは、今後治平之見据へ御座無く候處、既往之覆轍を踏ませられ、當御代も御尊奉之御情實立たせられずと申御汚名を執らせられ候ては、御生涯之御瑕瑾此上無く、何を以天下を治めさせらるべき、老夫において更に安着之處無に御坐候、此君にして此衰運も挽回を得、再び泰平之天を戴き申すべき者をと歡天喜地仕居候處、此君も亦名分を謬まらせられ候て、乍恐天下之艱と成らせられ候哉と存詰候得ば、老懷指迫り悲淚血を灑申候、あはれ太藏大輔に御座候はば抉眼諫爭も仕るべきものをと空敷皷腕を扼候迄にて、霄壤之懸隔如何とも仕るべき樣御座無く候、賢臺は橋府已來帷幄參謀之御儀に候へば、此邊においては必定之御深慮も御座成さるべく候得共、遠外之老夫襟懷狹隘亂階を認て包藏に堪兼、憚りを顧みず丹心吐露仕候、伏冀、御新政之御手初より御名分上におかせられ一糸半點之御過失し在らせられず候樣、偏に賢臺之贊成依賴し奉り候（續再夢紀事）

換言すれば、このやうにして幕府政治を根據づける委任の形式は、もはや單なる信任の表明にすぎないのであるから、委任せられた政權を依然絶對化しようとするときに於いては、必然的に臣子の分を犯せる僭越として拒否されなければならぬものであつた。從つて、委任の形式は現實的にはもはや幕府政權强化の方法ではありえずして、幕府政治批判の規準とならざるをえなかつたのである。しかるに幕府主義者は、委任の形式をもつて政治權が幕府の自由意志のもとに絶對的に一任せられてゐるといふ合法的根據であると主張しようとした。その現實的根據としてあくまでも德川氏と諸大名との道德的君臣關係を確保しようとしたのである。大政奉還論者にとつては、將軍は　朝廷から國政を委任せられたものあるが、大義名分に於いてはあくま

でも臣下であるが故に、政治の實際はこの大義名分を明かにすることに發し、斷じてその限度を越ゆべからざるものとせられた。換言すれば、委任せられたものの內實は、統治の大權ではなくして、政治といふよりむしろ廣義の行政上の總理權であると考へられたといつてよいのである。だから、德川氏が進んで大政を奉還するに於いては、臣下としての德川氏は一般諸侯同樣に存續しうるのである。このやうにして將軍慶喜の尊王幕府主義の色彩が露はにされてくるに於いては、忽ちにして峻烈な批判がくだされなければならなかつた。倒幕運動の進展に對する唯一の反動勢力はこの幕府主義のほかに源流をもちえないのであるが、そこに源流をもつた反動運動は理論的には臣下としての德川氏否定卽ち納地辭官拒否の旗幟を掲げることによつてのみ擴大せられえたのである。それが卽ち王師を薩長の私事と言明しうる理論的根據であつた。だが、幕府內部に於ける幕府主義のかかる再建運動の進行は、それと對立的に、幕府外部に無條件の政權返上を必至とする倒幕運動を進展せしめる絶妙の名義をあたへるものであつた。幕府外部に於いてもその倒幕運動が大政奉還運動と討幕運動とを平行的に表裏兩立せしめた所以である。

かくて慶喜が德川宗家を相續して將軍職を辭退したとき、それは皇政復古に絶好の機會を提供したものとして、諸侯がそのとき慶喜に將軍宣下の建白をなすをもつて『悲憤の至』と慨嘆せる岩倉具視の『身命にかけて懇祈志願』せられた建白書が、上奏せられたのであつた。今度の軍職辭退も四國聯合艦隊攝海進航の際に於ける家茂の辭職上表のごとくかへつて再委任を期するものではあらうが、

一　外夷は來て　神孫一係皇統の名分を盛大にし、

一　薩長勤　王忠志貫通鐵石の如く勢ひ天下を呑めり、

一　幕府は日に失政月に亡國の根種を植るに至れり、

一　訐らざりき家茂は死を以て軍職返上の初めを開き、

一　慶喜は生前軍職固辭　闕下待罪迄の義に至れり、

此五つの者はいかに求るとも得べからずいかに教ゆるとも成べからず、この時を捨て亦いつの時か期せん、

まさにかくのごとき絶好の機會なるが故に、『征夷軍職置かれ候事は眞以て是迄の事にて再び宣下あるべからず』といふのが、このときの具視の主張であつた。岩倉具視關係文書。

このやうにして、幕府が大義名分を踏み臣道をもつて、大政を奉行する責任を盡すべきものであるならば、殊更に內に事を構へるといふことはむしろ採るべき道ではないといふのが、尊皇の立場に於ける幕府是認の論據となつた。しかし、それ故に幕府がこの道を失ひその責をはたしえないといふのであれば、幕府の存在はもはや許されるべきではない。德川慶喜はそのやうな任に當りうる唯一の將軍候補者として期待せられた。慶喜はいまやそのやうな輿望を賢察し、德川十五代將軍のうち、朝廷によつて、正當に委任をかたじけなくしたただひとりの將軍として立つたわけであつた。しかも、將軍慶喜はかれが將軍職を繼承したこと

に於いて、かれが繼承したものは、國政總理の全權であること舊來の將軍と同樣であると思惟してゐたと考へられる。のみならず、すでにして第二次征長は幕府の側から殊更に內に事を構へ、攘夷の兵をもつて內亂に向けしめるの好機會をあたへたものであり、事實に於いて幕府は完全に幕府是認の論據をみづから放棄する次第となつてゐたのである。のみならず、慶喜の軍職辭退は具視の表現に從へば『計らざりき家茂は死を以て軍職返上の初めを開い』たものであり、內戰をみずして皇政復古を實現せしむる不測の機會を提供したものであつたのである。だが、慶喜はそれを名義正しく將軍職に就任する正當な手續きであると思惟してゐた。のみならず、慶喜の庶政刷新は人材登庸による進歩的なみごとさにもかかはらず、機會に惠まれた反動的幕府主義の擡頭を表面化せしむるものとなつたのである。かくてそれは一面に於いて薩長聯合による武力的討幕運動の劃期的躍進の口實となり他面に於いて上下議院論を提げて幕府の自發的な大政奉還運動の劃期的促進の契機をあたへるものとなつたところの、土佐藩の運動の橫杆となつた中心人物が坂本龍馬であつたことは、贅言を要しないのである。

坂本龍馬がいつごろからして大政奉還論を唱道するに至つたかは、明瞭でない。ただ慶應二年八月越藩士下山尙が長崎遊學中に龍馬に會晤した際、『方今鎖攘の說一變して討幕の議相踵ぎ起る、而して幕府自反の念なく專橫日甚だし、恐くは救ふ可からず』といつて『政權奉還の策を速かに春岳公に告げ、公一身これに當らば幸ひに濟すべきあらん』と勸誘したということがあつた（下山尙西南紀行抄）。さうして土佐藩がその藩論を大政奉還に決したのは、慶應三年六月『後藤を初め是れ迄の佐幕家も大政返上の事に熱心』となるに至つたときであつたであらう（坂本龍馬海援隊始末）。六月十五日「船中八策」といはれる新政府綱領八策が確定し、これをもつて薩土交渉が進められ、六月二十六日薩土協約が締結せられるに至つたのである。その大綱とは、

一　國體を協正し萬世萬國に亘りて不恥、是第一義、

一　王政復古は論なし、宜しく宇內の形勢を察し參酌協正すべし、

一　國に二帝なし、家に二主なし、政刑唯一君に歸すべし、

一　將軍職に居て政柄を執る、是天地間あるべからざるの理なり、宜しく侯列に歸し翼戴を主とすべし、

の四個條であるが、約定書に、

方古皇國の務國體制度を糺正し、萬國に臨て不ㇾ恥、是第一義とす、其要王政復古宇內之形勢を參酌して下後世に至て猶其遺憾なきの大條理を以て處せむ、國に二王なし、家に二主なし、政刑一君に歸す、是れ其大條理、我皇家綿々一糸萬古不易、然るに古郡縣の政變じて今封建の體と成り、大政遂に幕府に歸す、上皇帝在を知らず、是を地球上に考ふるに其國體制度如ㇾ玆者あらんや、然則制度一新、政權朝に歸し、諸侯會議人民共和、然後庶幾は以て萬國に臨で不ㇾ恥、是以初て我皇國の國體特立する者と云ふべし。

といつてゐるごとく、薩土協約の第一義は二王二主の體裁を制斷し、大政遂に幕府に歸して上　朝廷をしも

すを知らざる形態を一擲するにあつた（坂本龍馬關係文書）。かかる薩土協定を背後にしてのみ、十月三日の土佐藩の大政奉還の獻白書は上提せられたのである。それ故に、既述のごとく十三日に至つて、この獻白にして萬一行はれざるに於いては、『海援隊一手を以て大樹參內の通路に待受、社稷の爲め、不戴天の讐を報ぜん』と決意して、『草案中に一切政刑を擧て、朝廷に歸還し云々、此一句他日幕府よりの謝表中に萬一遺漏之れある歟、或は此一句前後を交錯し政刑を歸還するの實行を阻障せしむるか、從來上件は鎌府以來武門に歸せる大權を解かしむるの重事なれば、幕府に於てはいかにも難斷の儀なり、是故に營中の議論の目的唯一款にあり、萬一先生一身失策の爲に天下の大機を失せば、其罪天地に容るべからず』と、かれは決死を覺悟して後藤象二郎を鞭撻してゐるのである。

かやうにして、この薩土協約、從つて薩長土を樞軸とする尊皇討幕論を背後にしてのみ、土佐藩の大政奉還の獻白は不退轉の意志をもつて上提せられえた。そこでは、天地の間にあるべからざる幕府の政權奉還による皇政復古が論なく第一義とせられた。といふことは、大數奉還こそは二王二主の體裁を裁斷して王土王臣の本義に復することを意味し、鎌府以來の因襲であつた將軍家と諸侯人民との倫理的身分關係を斷ちきつて、將軍が　朝廷のもとに於ける一諸侯の地位に降るといふことを決定的に意味するものであつた。十月六日に至つて安藝の淺野茂長の名に於いてなされた獻白は、かかる大政奉還の意義を理念的には一層鮮明に指標してゐる。

抑我邦は萬國に卓絕し、終古一姓、君臣之大義は自然固有、決而不レ可レ誣儀に御座候得は、其自然之至理に基き、大義を明し、名分を正し、政柄　朝廷に歸し、公平洒脫、與二天下群辟一共、於二九重一萬機御獻替被レ爲レ在候て、聊も矯勅之嫌、雍塞之疑等無レ之樣、御反省之御實跡相立不レ申ては、斯迄壞頹之時態、乍恐迚も御挽回は難レ被レ爲二出來一御事と奉レ存候。乍併流弊今日に至り候事、一日之漸に無レ之候得者、容易に御更張も難レ被レ爲二出來一歟には候得共、事此に相迫り、猶も舊轍を被レ爲レ踏候而者、全く天下を御私有被レ成候筋に相當り、奉レ對二　天朝一奉二恐入一候次第、況當今御版圖內之事件而已ならず、化外之各蠻へ御臨接之折柄、何れにも人心一和、確乎不拔之御國本相立、正大赫灼之御威信相輝き候樣不レ被レ爲レ在ては、內外御不都合、遂に滔天之禍害を引起し、列祖之御遺志も泡滅可レ仕哉と深く痛心罷在候、云々（丁卯日記）

卽ち、政柄を　朝廷に奉還するといふことは『天下を御私有成られ候筋』を更新し、『君臣の大義を明にし名分を正す』處置なのである。從つて、國體を辨へ君臣の大義を心得るものにとつては、大政奉還は當然の處置であり絕對の手段であり、皇國人倫關係の『自然固有』の狀態への復歸を意味するものであつた。さきにみてきたごとく、將軍はすでにして　朝廷に對したてまつりては同じく一個の臣下にほかならぬことを意識しなければならなくなつてゐたからして、その原理に立脚するかぎり大政奉還を拒絕すべき根據はもはや存しない。敢へて拒否するといふのであれば、『天下を私有するもの』として彈劾されなければならない。薩

長兩藩を樞軸とする巨大な武力は、いまやかかる皇民的信念によつて支持せられた絶對的威力なのであつた。

かくして幕府政權を支持したところの政治理論は頽唐として覆り、幕府政治の崩壞は必至となつた。であるから、その大政奉還を拒否してあくまでも幕府政權を支持して動かざるものは、遂に幕府主義の立場あるのみであつた。德川將軍との運命的倫理關係を依然として固執する幕府主義者あるのみであつた。ところで、もしそのやうな幕府主義が依然として王土王臣の原理を認證しえざる古き幕府主義政治理論に立脚するものであるとするならば、事頗る重大である。慶應元年に世にでたといふ作者未詳の「順天錄」新聞蓄叢所收は、この問題に重要な示唆を與へる。

『我朝　神武以來　皇統一姓連綿として敢へて覬覦せざるものは、是れ　神州の萬國に卓越して獨尊なる所以なり』とする論者を抑へて、「順天錄」の著者は說く、

蓋上世風俗醇厚、下戴レ上之心深、是以鮮レ有二殺逆一、中世以後風俗漸薄、簒奪之叓、歷々可レ數、下迫二於足利氏一、淺薄之風尤極、下戴レ上之心泯然消滅、簒奪卒以爲レ常、或諸侯而行レ之、或近臣而行レ之、或陪臣而行レ之、階而上レ之、則簒奪豈止二於將軍一乎、而曾无下一人逼二於　至尊一者上、何歟、蓋當時政權歸二武家一久、加レ之以二天下之亂一、王室式微、取レ之无レ益二於我一、棄レ之无レ損二於我一、是所レ以无二朶頤於　神器一者也、然則政權之歸二于武門一適所二以　天朝之悠久一也、政權之歸二於　天朝一、適所二以　天朝之危一也、

と。かやうにして家康が天縱の至德をもつて海內を統一し　天朝を尊奉し　朝廷の典儀を復古したのは、『天朝亡びんとして復た興り、絕えなんとして復た繼ぐ』と謂ふべきであると論じてゐるのであるが、萬世一系の國體をもつて、朝廷が政權から游離したまへることによつて偶然になつたものであるとし、『政權の武門に歸するは適ま　天朝の悠久なる所以なり、政權の　天朝に歸するは適ま　天朝を危くする所以なり』とするところに極めて重大な問題が殘されてをり、家康によつてはじめて『天朝亡びんとして復た興り、絕えなんとして復た繼ぐ』といつたところに幕府主義の立場が明瞭に窺はれるのである。

從レ是以來幕府世々相承、諸侯世々相承、四海无レ事、上下浴二於太平之恩一、三百餘年、嗚乎天下之生民、今日所レ生者、幕府生レ之也、今日所レ存者、幕府存レ之也、夫奚可レ不レ思二此大恩一哉、況諸侯之於二幕府一、君臣之分定已久、累世承二其高恩一、未二一毫報一レ之、有二何面目一俄背レ之乎、夫幕府者父母也、其不レ可レ背爲、婦女孩兒亦猶知、況於二丈夫一乎、況於二士人一乎、況於二諸侯一乎、然今匹夫淺識不レ度二己分一、乳臭未レ消レ口、纔閱二數卷經史一、則自以爲下才足二經營一世一、矯二正時弊一、而廟議微有レ不レ合二己意一、輒以仇二敵視之一、欲下擁二　天子一覆上之、因立二之說一曰、神武以來　天朝之恩蒙二於蒼生一也、殆三千年、其恩大、神君以來、幕府之恩、蒙二於蒼生一也、僅三百年、其恩小、以二三百年之小恩一、可レ忘二三千年之大恩一、筑州脫藩臣、平野次郎者首唱此說一、今且就二其說一論レ之、夫三千年之恩固不レ可レ忘、三百年之恩亦可レ忘レ之乎、此間脫論字數若●其恩之大小、乃三百年之恩者、父祖生二育于其間一、而生レ我者也、其恩近而大、三千年之恩者、悠久所レ不レ可レ知之元祖、

生二育于其間一者也、其恩遠而小、今若悠久所レ不レ可レ知之祖與二父祖一、有二覺隙一、則捨二父祖一黨二悠久所レ不レ可レ知之元祖一歟、可レ咲之甚也、嗚乎彼之悖逆如レ此、天朝若有レ不レ合二己意一、則亦以二天朝一爲二仇敵一、何憚之有、然則幕府存則天朝亦存、幕府亡則天朝亦亡、幕府之存亡所レ繫、如レ此其大矣

といつたとき、そこにはかの幕府主義政治理論を舊套然として抱懷せる立場を明瞭に露表してゐるのであつた。『其の學天朝あるを知りて幕府あるを知らず、古に從ふを知りて時變に從ふを知らず』と斷じ、日本的信念を『淺劣浮妄』と評して憚らなかつたこの論者の存在は、幕府創立以來の幕府主義政治理論とその構想をまさしく同一にするものではなかつたであらうか。泉岳寺に於ける英國公使への解答、佛國公使を介する國律案、そしてこの順天錄といふ序列に於いて、依然たる幕府主義の立場の諸樣相をひとはみた。そしてこの第三の立場こそが、幕府政治の崩壞をあくまでも支へようと欲した頑迷にも最も徹底的な反動思想であつた。

それ故に、政治の本質をもつて單に利國安民にとどまらず人倫を明かにし大義を明徵にするにあるとするところの、『天下は一人の天下なり』とする王土王臣の原理の認證が、明治維新を貫き幕府政治を否定する動力とならねばならなかつたのである。さうして順天錄の著者が痛歎したごとく、『天朝あるを知りて幕府あるを知らず、古に從ふを知りて時變に從ふを知らざる』ところの、かかる學問によつて、幕府主義政治理論の擬裝謬妄が破摧せられ、將軍たるものもまた『王臣』にすぎず、領するところの土地もまた『王土』にすぎざることが、すでに事實に於いて自證されるに至つてゐた。『利國安民』を次にしてその根柢に於いて『君臣の大義を主とし』、『强國』の基礎として『匡國』を期する日本的原理の實學的認證の歸結は、たとへ委任せられたる手續きの合法性は存しようとも、もはや政治權の幕府的形態の存續を許容しえざるに至つたのである。かかる歸結のために捧げられた先哲志士の血淚をもつてする悲願は、もはや一切の擬裝を清算せしめずんばやまなかつた。かくして尊皇討幕運動は、その積極面に於ける日本的原理の發現を意味するものであつた。前者は、庶政委任の御沙汰によつて形式的には合法化せられた幕府政治の依然たる虛構性を徹底的に破摧しようとするものであつた。後者に於いては、それは拜任したところの政治委任權を返上するところの形式上の政治的措置であると思惟せられた。だから、將軍として委任せられた政權を返上するとも、相續せる德川宗家の存續はもとより、將軍職すらも維持しうるものと思惟してゐた。いな、それにもかかはらず、政權返上は數百年來の幕府政權を自發的に返上するものであるが故に、それがまさに自發的意志によつて行はれるといふ事實をもつて、この形式上の政治的措置を空前の美事であると思惟した。かかる自己讃美は、その腦裏に依然として德川氏の政權獲得を自力によつて馬上にえたものとする觀念の介在を裏付けるものである。もし遂にその職責を盡しえざるの廉をもつて委任せられたる國政總理權を返上するものであれば、その不肖を『慚懼』すべきものでこそあれ、かくのごとき自己讃美は起らぬはずであつたであらう。討幕派薩長と將軍慶喜をめぐる幕下及びその連

累同情者との間の、かかる心理上の離齟はみえざるがごとくにして重大である。何故なら、その心理上の齟齬は單なる立場の相異が生ぜしめた心理的問題ではなくして、歴史的關係と結びついた道義的自覺の問題と深く關繫するものであつたからである。

遂に最後の裁斷の日が到來した。慶應三年十月十三日、討幕の密勅は薩藩士大久保一藏に、そして翌十四日、長藩士廣澤兵助に仰せ渡された。その十四日こそ、實にまた征夷大將軍德川慶喜が大政奉還の表をたてまつつた日であつた。十五日、その上表は允可せられた。しかも、二十四日慶喜はすでに有名無實となつた征夷大將軍の軍職をも辭任したのである。十二月九日、遂に皇政復古の大號令は渙發せられ、攝政關白と同時に幕府の廢絶を命じたまひ、ここに至つて數百年の幕府政治は廢絶せられ、神武創業の古に復る天皇親政の大御代はひらかれたのである。大政奉還の日よりこの間二箇月六十日は、しかしながら、前述の積極論と消極論との間に伏在した微妙なる問題が、來るべき流血の解決を準備しつつ天下騷然として渦巻いた期間である。

四

かくして行はれた政治的變革は、その影響するところ必然に社會經濟上にも及んだが、その最も深き意義はなによりもまづ皇國君臣の大義を明徴にするところの倫理的身分關係の抜本塞源的變革であることにあつた。そしてかかる政治的變革の意義に關するこのやうに微妙な見解の對立は、有名な小御所會議に於ける岩倉具視と山内豐信との激論にも明瞭に現れてゐた。豐信は家祖家康の撥亂反正の功績及び慶喜の大政奉還の美事を稱へて、慶喜の會議參加を要請した。これに反して、具視は、德川氏が君臣の大義をなみして國體をみだせる罪を列擧して、慶喜の大政奉還が政權の空名のみを返上して依然土地人民の實力を保有せることをもつてその罪を反省自責するの實心あるやいなやを疑惑した。その大義を失へる罪を辭官納地をもつて自責謝罪すべしとする討幕派と、大政奉還の美擧によつて一切の失政は償つて餘りあるとする佐幕派との對立は、皇政復古それ自體に對してはいまやあからさまの疑義を抱くものはありえなかつたとしても、かういつた大政奉還の意義に對する見解の對立を背景にしてはじめて意味を有した。さうしてその罪を『慙懼』する實心を表明するために納地辭官の命がくだるに及んで、舊幕下には動搖が憤激となつて爆發したのである。『幕臣の多數は方針の向ふ所を知らずして彷徨し、徒らに時日を經過する』のみであつたであらう。[二四] そして德川氏との情誼を一朝一夕に斷ち切つて新しい時代に新生するといふがごときは、人情のたへがたきところであつたであらう。『國家と云へる觀念も國體と云へる分別も、實に余が胸中には無かりしなり、其頃は既に聊か洋書も讀みて平生は萬國公法がどうで御座るの、外國交際が斯樣で御座るの、國家は云々、獨立は斯々などと讀噛り聽噛りにて、隨分生利なる說を吐て人を驚かし以て自から喜びたりしも、今や己れ自から身を其境界に置に際しては全て無學無識と成りて、後患が如何であらうが、將軍が何と成らうが更に貪着するに遑なく、只管德川氏をして此幕府を失はしむるが殘念なりとの一點に心を奪はれたり』——それは福地源一

郎一人に限らず、『當時幕府の爲に主戰說を唱たる輩は皆同樣の考』であつたといはれる。[二六]このやうな激情によつて理性を奪はれるといふ有樣は、主戰論を唱へた人々といふよりも、先祖代々德川氏の祿を食んできた幕臣一同が、あらはにか、またはひそやかに抱いた自然の情な快意をもつて國體の尊嚴を仰ぐべきであつた。だが、このときにこそ重大臣の義ありと公然として談ずる者あるは、笑止なる事也、斯くの如く云ふ時は、幕府をも其君をも逆罪に陷るゝ也、如何となれば尺土も　王土ならざるはなし、一民も　王民ならざるはなし、剩へ此　皇國を　天朝より幕府に賜ひし事なし、然るに萬一此　王土を私領とし、王臣と君臣の義を約するは叛逆なり』[名義世、運論解]——『能く考へ見よ、　天孫開き給ふ國なれば、此國にあらざるはなし、生れ落れば　天子樣の水にて洗ひ上られ、死すれば　天子樣の土地に葬られ、食ふ米も、衣る衣類も、笠も杖も、皆　天子樣の御土地に出來たる物にて、尙世渡りのなし易きやうにと通用金錢迄造せられ、儲る金も遣ふ金も盡く　天子樣の御制度にて用辨叶ふなり』[京都府下人、民告諭大意]——それが新しい御代の姿ではなかつたであらうか。

しかるに、德川慶喜は、大政奉還の實行をもつて『天下を治め宸襟を安んじ奉らん』とした家祖の事業を『繼述』する所以であるとして、

神祖は天下の安からんか爲に、政權を被ㇾ爲ㇾ執たるにて、天下之政權を以、德川氏に私しせられたるには無ㇾ之候得共、我等は又天下の安からんか爲に德川氏之政權を　朝廷に還し奉る也、取捨異なりといへとも、天下を治め　朝廷に奉するの意は一なり、汝等も亦能此主意を體認すべし、[丁卯日記]

と舊幕下に諭してゐる。それは舊幕下に大政奉還の實行を諭旨する論說として、また德川慶喜として祖先を瑕つけることなき論說として、適切なものであつたであらうか。しかも、名義正しく委任せられたる政權を奉還する立場に立つた將軍慶喜として、かれは、この潔然たる自發的處置をもつてひそやかに滿足とし、むしろ深き感謝と賞讚をもつて迎へられるであらうことを信じてゐたのであらう。このことこそが、將來の政局に於ける自己の地位を考慮し、『大政を奉還しても、議院又は政府の主張として、依然實權を掌握する事が出來る、卽ち名を捨てゝ實を取ることが出來る』[二七]とかれが考へえた根據であつたのではないであらうか。それはしかし大政奉還にさういふ『條件』を考慮したものといふ『實際政治家』的な才智や術數の問題ではない。祖先以來の覇業を一朝にして奉還する慶喜にとつて、それはむしろ自然の至情にいでたものであらうか。慶喜に對して切々たる意見書を提した松平慶永の謀臣中根雪江ですら、中御門經之以下に對して、

德川氏の關八州は豐臣氏の頃、三遠駿甲と振替に相成候事にて、武功を以て伐り取り候も同然、其外之土地迚も、其頃の世態にて、朝廷より賜はり候と申事も無ㇾ之、夫々之由緒有て領し來候事にて、政權にも將軍職にも附き不ㇾ申、又祖先之世には、天下之人心悉く德川氏に歸服仕候故、政權も自ら手に落候事にて、誰のを奪ひしともなく、何方より讓られたるにも無ㇾ之候、又將軍職之儀は、再應御辭退申

上しかど、強て被レ命候事にて願ひたる事には無レ之、夫より以來は代々振合を以、二百餘年相承繼致候事にて、官付に付ての議にも更に無レ之、然るに唯今と相成右政權を返上奉り候德川氏は、領し居候土地迄も返上致候事ては不レ適次第と相成又政權に關らぬ諸侯は依然として舊封を領し居候ては、德川氏は代々政權御預り申上、心を勞し力を費し候丈けの不幸と相成道理に當りて、素々政權と領地と將軍職と官位とは各自別段にて更に名義に相拘係すべき物には有レ之間敷歟、（丁卯日記）

と、力說するに至つてゐるのである。尾佐竹博士はこの說を『最も筋道が立つた』論說であるといはれてゐるが、これが、『名分におゐて毫も議すべきなきの御政體に復へさせられ候』べきを『悲涙血を瀝』いで慶喜に建白した中根雪江の論說であるといふことは、はなはだ筋道の通らぬ說ではなかつたであらうか。中根雪江が『名分におゐて毫も議すべきなきの御政體に復へ』るべきであるといふのは、政權奉還による名分の確立にあつたとせられるならば、文久三年十月に、『幕府の私』とは、『近世井伊安藤の輩より起れるにあらず、既に神君創業の頃より專ら幕府に利ある事のみを務め　朝廷に利ある事は殆んど顧みられず、爾來二百餘年』の問題であるといふ松平慶永の主張が（續再夢記事）、想起されてよいであらう。『關東の權威』をのみ重くしようとしてきた幕府主義に對する『慙懼』は、いまや明かに大政奉還の美事を自己讚美する滿足によつて打消されてゐることを、看取すべきあらう。『名を捨て實を採る』ことを實際政治家としてもし意識的に思慮してゐたとすれば、慶喜の心情疑ふべきものがあるといはねばならないであらう。むしろ、それはひそやかなる滿足心がもたらして自然の、しかし重大な心理的錯覺に起因してゐたのであらう。慶應四年五月の監察津田眞一郎の歎願書は、さらにそれを一層鮮明に說明するにたりる。

爾來我神州政權の德川家に歸したるは、東照宮當時誠に止むを得ざる形勢と其時情とに從ひて假に至尊に代り、天下の爲めに大政を執られたるに昉まり候儀にて、其間實に一毫の私ある事なし。其證は、東照宮の遺訓に、天下は天下の爲めの天下、國は國の國、家は家の家、と申事を屢〻申諭されたるに明かなる事に御座候。豈彼の陰に術數を用ひ大權を攘みし蘇我氏藤原氏の比ならんや。豈賴朝の巧に王權を奪ひ、義時の陪臣を以て國命を執りし類ならんや。然るを況や足利氏の反逆を以て天下を取りしと豈同日の論ならんや、嗚呼如何せん昌平二百餘年の久しき、因習俗を成し、いつしか東照宮の遺訓を忘れ、政刑を失ふ事少なからざる樣、相成申候。夫天無二二日一、地無二二王一、我國鎌倉以還の形勢、恰も國に二主あるが如く、人二頭あるが如く、國體宜しきを得ざりしものなり。然る處、水戶贈大納言光圀幷齊昭兩人の功によりて天下萬民皆尊王の道を辨へ、且近來外國交際の道日に開け、西洋の文學東洋の名敎と和し、世界の學問漸く合し、今將に一とならんとす、此時に當て、人に二頭ある如き不都合なる國體をして永く我神州に存せしむべからず、卽是王政復古の秋來れるなり、之と我老寡君慶喜、德川氏相續の後、日ならずして繼承の政權を朝廷に還奉り、將軍職をも辭退されたるは無レ他、獨此大義を被レ存たるか故にて、全く皇國の眞君たる　天皇皇帝陛下を尊奉し、我が神州をして唯一王の國と成し、列藩侯伯

と同心協力、廣く天下の公議を盡し、皇國不朽の基本を立て、其政律を確定し、因て以て方今の海外强國と駢立せんと企望されたる義に有レ之、是先祖東照宮の不レ能レ止形勢に從ひ一時假に攝したりし大政を返上致され候譯にて、卽二百餘年の前東照公其始を成し、二百餘年の後老寡君其終りを致されたると申べし。嗚呼國の爲に家を忘れ、天下の爲に身を忘れたる一片の丹心、磯貴島の大倭心、遠く之を歷史に覓むるに、千古其比倫を見ず。唯上古天孫降臨の日、獨大國主神遜國の美事、殆將に同日の談たるべきのみなり 中外新聞外篇

まさしく慶喜の大政奉還は大國主神の遜國と比せられるべき千古の美事であつた。慶喜はこの美擧をもつて幕府政治の因襲を斷つたのである。確かに、このことあるによつて、慶喜は感謝せられ賞讃されるべきであつても、難詰されるべき理由は毫も存しないであらう。ところが、かかる考へは、幕府政治の廢絶をもつて因習を去つて皇國本來の君臣の大義を明かにする決定的事件たるべきものであるとする立場を遠く離れて、大政奉還をもつて臣子たるの大義をすでに存ずる立場に於いてなされた政治的措置であるといふ意識に根據をもつてゐる。從つて、『天下の爲に』家康以來『假に攝したりし大政』を返上したものであつて、そのことによつて家康以來『天下は天下の爲の天下』といふ擬制的理論をもつて構想してきた幕府政治の歸結が、現になほ『忘恩の王臣たらんよりは全義の陪臣たらん』とする幕府主義の反抗運動にまで連結されてゐることが、そこではまつたく打忘れ打捨てられてゐるのである。大政奉還が家祖以來　朝廷の保有したまふ

べき統治の大權を擅にしてきた僭上を自責し、德川氏が　天皇の臣民を私の臣民となしてきた僭越を謝罪するの深き『慙懼』をもつてせられたのであるならば、自發的意志によるこの行爲は自發的であることに於いてこそ美事でこそあれ、ひたすらなる恭順をもつてのみなさるべきは當然のことに屬する。もとより、まことに決意しがたき至難の行動ではあつたが、その美擧たることは賞讃されるべきであらうとも、かくのごとき『慙懼』こそ當然のことに屬する。だが、そこでは自發的奉還の美擧たることのみが誇示せられて、その大義無罔の罪に對する『慙懼』の念はこのことによつて打消されてゐる。

大政奉還の直後に於いて、朝廷に於かせられては大に天下の諸侯を召させられた。ところが菊之間詰以下の諸侯は連署して、數百年來の『御恩澤の廣大實に骨髓に通徹罷在』り、『君臣の名分は素より確定仕候間』、『斯る御場合に相成候上者、猶更報恩盡忠を以つて進退存亡、台命に隨ふの外他念御座なく候』といつて、『君臣の大義を失はず、上下名分正敷相立、大倫綱常明白に相成候樣』、『不敬の罪遁れがたき』ことながら、禁闕の御召に從ふべきことを拒絕したてまつつたのである 林昌之助戊辰出陣記。

さうして紀州藩が江戶赤坂邸に親藩譜代大名の重臣を招集し、その『忘恩の王臣たらんよりは全義の陪臣たらん』とする藩論を諭說し、これに對する意見を求めたとき、佐野藩重臣としての立場に於いて西村茂樹が回答したものは、幕權衰退の餘儀なきを肯定しつつ、『但御政權御返上後、朝廷が德川家に對せらるゝ御取扱振、幷に薩長諸藩が德川家をいかにせんと心掛居るか、是尤も考察すべき點にこれあるべく候、若し　朝

廷にて徳川家が政權を返上したる厚意を徳とせられ、御手厚き御待遇これあり、薩長も已に政權帝室に歸したることなれば、是にて滿足し、各其分を守りて藩地に退き、以て天下の太平を謀らば、誠に結構なることに候へども』、もし萬一政權失墜の機に乘じて徳川家を滅亡せしめんとする運動が提起されるならば、將軍は遂かに東歸して近畿加越以東の諸大名を糾合して、『御當家が　朝廷に對せられ、御忠節の次第、外國との交際の已むを得ざる次第』を陳辯して、薩長と抗戰し、あくまでも『徳川家再造の大事』を實現し、そのうへにて『内は王室を尊び、諸侯を懷け、外は外國と相親み、通商航海以て國の隆盛を圖る』べきであるといふにあつた（泊翁叢書。建言稿）。

しかし、そこには重大な錯誤がある。大政奉還は『王室を尊ぶ』の誠意の當然の措置であるだらう。けれども、その誠意が認められぬ場合にあつては抗戰をも辭せないといふのは、まさにその誠意をみづから破棄するの僭越なのではなかつたか。それは幕府政治が二主二頭の觀を呈した變態政治であらうとも、それもまたやむをえざる歷史的必要であつたといふ自己肯定に發するものである。その自己肯定は大政を奉還するの『慙懼』の念と明かに矛盾するのであつた。かくのごとく『徳川家が政權を返上したる厚意』が認められざるに於いては、敢へて戰ひをもつて徳川家の再造をはかつて可なりとする、まさにその心理が、抗戰の正當性を自己肯定せしめるの錯誤を犯さしめたのである。だから、かくして徳川慶喜、ひたすらなる恭順をもつて大政を奉還しようとしてゐた徳川慶喜にして、なほかつ率然として思ふべからざることをおもひ、言ふべからざることを、いつてしまつたのである。十二月十九日王政復古の大號令の廢止を請ふ上疏文を大目付戸田忠愛をして總裁熾仁親王に呈せんとして、『苦心焦慮宇内の形勢を熟察仕、政權一に出て萬國並立の御國威相輝候樣、廣く天下の公議を盡し不朽の御基本を相立度との微衷より、祖宗繼承の政權を歸し奉り、同心協力政律御確定之れあり度く、普く列藩の見込相尋ぬべき趣建言仕、猶將軍職御辭退も申上候處』、『豈料んや、今度　臣慶喜へ顚末の御沙汰之れなきのみならず、詰合の列藩の衆議にも之れなく、俄に一兩藩戎裝を以て宮闕に立入り、未曾有の大御變革仰出され候由』、『實に以て驚愕の至に存じ奉り候』と吐露したこと、これである。しかも、もし慶喜が大政奉還をもつて『名を棄て、實を取る』ものと思惟し、その後の政局に於いて依然として事實上國政總理の任に當りうるものと考へたとすれば、慶喜の心理は一層疑念すべきものがある。とはいへ、かれはすでに正當に委任の　勅諚によつて政權を相續した。かれはこの點歷代將軍中に於ける唯一の異例である。それにもかかはらず、その異例をもつて一般事例に置きかへ、——これは決して意識的な作爲にあらずして、人情の自然にいでる重大な錯誤であつたのだが、——大政奉還は二王二頭的な幕府政權の返上であるけれども、そのことに於いてまさに『慙懼』をもつて返上すべきその政權を保有してきた因襲をも正當視するに至つてゐるのである。それならば、大政奉還は有名無實の官制上の變革たるにすぎず、畢竟大政奉還の意義は大臣の辭任同樣の『美事さ』をしか有しえなかつたはずであるが、それを空前の美擧と思惟したのは、まさに重大な心理的錯誤であつたはずである。

この心理的錯覺は、實はさはめて重大な問題であらねばならなかつたのである。しかしながら、尊攘派はあくまでも幕府政治の廢絶をもつて單なる官制上の變革ではなく、三百年來の幕府の僭上を匡正せしめる君臣の大義の確立を意味すべきものであるとし、さういふ意味に於いて將軍があくまでも『慙懼』の念をもつて進退すべきを期待した。それが大政奉還によつてその名をすてた德川氏がさらに納地辭官をもつて三百年の罪を謝する道とし、この罪は自發的意志による政權返上がその實の奉還に至らねば許されるべきでないと思惟したのである。大政奉還はその『慙懼』の實を示すべき納地辭官をともなふことによつてはじめて意義を有するものとなしたのである。かかる歷史的背景を有する心理的對立のうへにこそ、さうした態度を薩長浮浪の策謀とみる舊幕下並に佐幕派諸藩をして激昂せしめ、そこに鳥羽伏見以來の戊辰の流血がみられたのである。しかしながら、慶應四年正月六日天保山沖脫出以後の慶喜は『朝廷に對し恐入り奉り、且は祖先の汚名を千歲に殘す事は決て致さず』といふ落涙をもつて、あくまでも實に恭順であつた。水戶烈公の七郎麿德川慶喜の眞骨頂はここに仰ぎみられる。この恭順こそが實に日本を救つたのである。

しかるに、自發的に政權を返上した德川氏は、この美擧によつて賞讚せられ、來るべき時代に於いても依然として海內の一雄藩として政治の大機に參與すべきであるとする舊幕派は、慶喜のこの恭順を解しえず、賞讚されてしかるべき德川氏をあくまでも打倒せんとする運動をもつて薩長の陰謀と解し、さう解することによつて主家再興の擧を實力をもつてせんとするに至つたのである。大政奉還の美事を謳へて『慙懼』すべきを打忘れた人々は、當然これを擁護しようとし共鳴協力しようとしたのである。

一切の辯解もはや無益である。『城を獻じ地を奉り』てただ『恭順謝罪』あるべきのみといふ說をきいて『夫れ普天率土は一王臣土なりといへども、源平以降櫛沐各その地を得て以つてその臣を養ふ、故なくしてこれを擧ぐるは曾に君その臣に忍びざるのみならず、臣も亦その君に忍ぶ能はざるなり』といつて、『情』につくべしと論じたのは、覺王院義觀であつた（覺王院義觀。戊辰日記）。

古者大柄之在レ朝也、父子相奪、兄弟互殘者不レ止二一二一、遂有二入鹿將門之變一、蓋由二源平一、諸姓本出二乎皇統一也、夫父子兄弟相奪而諸姓出二乎皇統一、則其僭レ王、猶且不止、其極或將有レ德代レ之、有レ寶而後盜入焉、有二大柄一而後簒成焉、今武臣相爭而天朝不レ關、統之不レ易職之由矣、嗚呼以二春秋一概レ我者、信可レ怪也、神祖知二其然一、故承二鎌倉室町之後一、而不二敢辭一、以上安二一人一、下濟二萬民一、遺訓孫謀善美之盡、今一朝而棄二七十五年櫛沐之業一、束レ手而甘二受奸臣賊子之誣罔一、何其忍也

といふのが、義觀の幕府政治に對する見解であつた。『天朝の托付その處を得て泰山安拱す』といふこの見解が、いかなる思想の系譜に屬するものであつたかは、喋々を要しないであらう。しかも、『恭順謝罪』をよしとせざる心底にあるものは、『七十五年櫛沐の業を棄てる』といふ觀念であつた。後說されるやうに、かれが恐らくは行はれる能はずと豫想したところの『諸侯各その民を私しその土を有するは古にあらず、宜しくこれを　朝廷に奉るべし』といふ建言が、容易に行はれえたのは、かへつて『恭順』をもつて『城を獻じ地を奉

り』しことによつたのである。成程『情』の忍びえざるものあつたことを、一概に無視すべきではないであらう。だが、その『情』をもつて『道』にかへることの心理的錯覺を成立せしめた歴史的背景を看却してはならないのである。かかるときこそ、『臨機の御大權失はせられず、全く御祖宗の御大業御恢復の一途に出』づべきところ、『遽に臣僕の諸侯と御比肩の徳川家に成らせられ候御事、實に冠履顚倒、綱常地を拂ふとも申すべき』であるとして、『幕府と君臣の大義を明にし、寧ろ忘恩の王臣たらんより全義の陪臣とならん』と唱へたその頑迷不遷の私情こそが中外新聞、幕府政治の廢絶が眞に皇國の大義を明かにする所以であることを遂に諒解する能はざる反動的主戰論の標語であつた。大政奉還は、『自退いて侯伯の列に就き、衆諸侯と共に、一君を仰ぎ邦内互に擬疑抗抵の心なく、戮力して萬國と並立せんと欲せられたるなり』、しからば、『我等微力なりと雖、大義名分の爲に死して、主家の寃罪を雪ぎ、萬世の下綱常を維持せんとするの赤心あるのみ』もしほぐさ、――それは慶應四年四月脫籍徳川臣中の名をもつてせられた抗戰理由である。さうして、『但慮らくは王師武甕雷經津主の神兵に非ず、臣をして君に敵し、末家をして本家を征し、弟をして兄を伐たしむ、倫理綱常顚倒滅裂、それ是を何とか言はん、嗚呼文教の盛なる近時の如く、名義の明なる目今の如く、殊更王政復古紀綱一新の際にあたりて此不可思議の擧あり、怪々奇々將に口を開きて言ふ可き所を知らず』中外新聞――それは同閏四月津田眞一郎の名をもつてする歎願の趣旨であつた。

『惟ふに會津人士としては、七個年の勤勞に對しては、恩賞こそ當然であれ、それを逆賊として討伐するとは、聞えぬ暴擧としたのであらう』――と徳富蘇峰氏が會津抗戰の苦境を釋明しようとされたことは、鈴木安藏氏の共鳴せられるところでもある。(二八) いはんや東北鎭定の錦旗のもとに人物なく、『王師武甕雷經津主の神兵に非』ざりしに於いてをや。驕れる官軍にもその罪なしとはいひえないであらう。しかも　錦旗の進むところ、何人かこれに抵抗しえようぞ。所詮この抗戰が古き因襲によつて大義の道の尊嚴を打忘れてきた數百年來の根強き歴史的殘滓であつたことは否定できないのである。『天朝に對し奉りて毛頭異心』はなかつたであらう。けれども『恐懼』して『悔悟』したとき、この抗戰は所詮『一時頑陋の心衷より過激の擧動に及』べるものと降伏謝罪しなければならなかつたのである　林昌之助戊辰出陣記。『天下を私せず』『天下は天下の天下なり』と標榜するところに、實は幕府主義政治の構想が立てられたのではなかつたか。しかし、わが國は『天下は一人の天下なり』とする原理に據つて立つ皇國であつたのである。

五

以上檢討したごとく、徳川慶喜の大政奉還は納地辭官の擧をともなふことによつて、はじめて、幕府政治の廢絶が單なる政治上の變革にあらずして、一層深刻な道義的意味をもつものであることを明證したのである。納地辭官のことによつて、大政奉還は空名の政權を返上して土地人民の實力を保有するといふがごとき政治的措置ではなくして、國體の根本を亂つたといふ道義的罪惡に對する『慙懼』の行動であつたことを立證した。明治維新が『利國安民』の根柢として君臣の大義を明かにすることを『主』とし、『强國』の基礎と

してなによりも第一に『匡國』の運動であらねばならなかつた所以が、ここに確認されるのである。それは、いまや幕府主義理論の完全な否定に於ける『天下は一人の天下なり』とする日本的原理の嚴肅な發現として認識されるべきであつた。皇政復古の含みもつ深き意義を、それはいまや表示する。大政奉還より進んで辭官納地を絶對的な本來の恭順に還ることによつて實行した瞬間に於いて、德川慶喜は眞に祖先の名を汚さなかつたばかりでなく、眞實『朝廷に對し恐入り奉り候』といふ忠誠の精神をみごとに發揮したといふべきであらう。慶喜の眞面目はかれが一種の滿足感をもつてした大政奉還の美擧にみいだされるよりも、その歸結としての納地辭官後に於ける悲壯なる恭順に於いてみいだされるべきであらう。大政奉還はさうした納地辭官の擧をともなふことによつて、はじめて版籍奉還を呼び起してもつて封建制度の全面的崩壞を決定化し、明治維新をして雄渾壯大な一大變革たらしめたのみならず、明治維新の運動はさらにこの版籍奉還の擧に至つて『天下は一人の天下なり』とする日本的政治原理の發現としての大義明徵の『匡國』を第一義とするものであつたことを、決定的に明にするのである。版籍奉還は日本をして近代的强國たらしめるための中央集權的郡縣制度の確立を期する運動が必然的に要請せしめたものでもあつたことは、『今日殺さるる歟、今殺さるる歟』といふ必死の覺悟をもつて事に當つた木戸準一郎が、その趣旨を『天下の力を一にし、兵制刑法は申すに及ばず、全國の力を以國を相建る』運動といつてゐる通りであるが[木戸孝允文書、品川彌二郎宛書翰]、事實は版籍奉還が必至的に郡縣制度への展開を要請したとみることが正確である。數百年の因襲を否定してその版籍奉還を貫行せしめた原動力は、明瞭に『强國』の根柢としての『匡國』を第一義とするかの日本的政治原理の有する精神史的威力であつたのである。そこでひとは大政奉還より版籍奉還への歷史的運動が、歷史展開の原動力をその日本的政治原理にもつたといふことを確認すべきであると同時に、大義無閒の罪を『慙懼』する納地辭官の一擧こそ版籍奉還の運動の發端であつたことを知るべきであらう。

版籍奉還が『古くから國史を通じて一貫してゐた』王臣王土の思想卽ちいはゆる日本的政治原理が江戶幕府の末造に至つて國民全體の閒に徹底し行亙つた『結果』にいづることは、最近でも渡邊世祐博士が强調せられたところであつて、多說を要としないであらう[二九]。事件の經緯については、通例明治二年正月薩長土肥四雄藩の建白に始まるとせられたが、「松菊木戶公傳」などによつてこの建白の實現に木戶孝允が與つて最も力あつたことが明かにせられ、またその四藩建白にさきだつてすでに明治元年十一月初旬及び十二月に姬路藩主酒井忠邦が二回に亙つて建白をしてゐたことは夙に三上參次博士の明かにせられたところであり[三〇]、さらにまたそれにさきだつて皇政復古の大號令渙發直後の十二月二十五日、毛利敬親が長州征伐に於ける占領地石見豐前の二國を『石豐二國は素より王土にして　臣敬親私有に之れなく、且幕府政權を歸し奉り、不日復古の典をも擧行せられ、速に名實相擧け度御次第に付、右二國の地　朝廷へ差上げ奉り御處分仰ぎ奉り候』と建白したことが、『版籍奉還の端緒を造つたもの』であり、これと相並んで薩藩が『抑勤王を唱へ候に、此上もなき忠節を盡さんに、其封地と其國人とを朝廷に奉還候て、自ら庶人と相成、後の撰擧の有無を期し候

に越したる事者之れなく、是くの如くにして始めて公明正大なる勤王の分と謂ふべし』といふ寺島陶蔵の意見などの現れとして、明治元年二月十一日に『復古の實義に從ひ鎌倉以前の如く奉還候て至當の儀と存じ奉り候得共、未だ時勢其宜を得ざる次第』もあるが故にとて、『代代預り奉り候領地の内十萬石』の獻上書をたてまつつたことが、ほとんど時を同じくして渡邊世祐博士[三一]及び淺井清博士によつて[三二]、降つて維新史料編纂事務局編纂の「維新史」によつて明かにされ、また版籍奉還の問題が具體的に考へられた最初の機會は實に納地辭官問題の起つたその際のことであつたことが後の二著によつて明かにせられた。就中、淺井博士の著書は詳細にわたつていま多く加ふべきものがない。

ただこゝに附言したいのは、慶應三年十月十八日大政奉還の上表直後に、老中格松平乘謨の見込書といはれる「淀稻葉家文書」所收の文書である。乘謨はこの見込書に大政奉還後の政局について上下議院及び地方議事院による一種の聯邦組織のごときものを案出してゐるが、かかる王制下に於いて、『右の通王制御施行の上は、諸大名私家の兵卒貯置候に及ばざる義に御制度御定、一種新に御國の海陸軍御設、各地要所に屯營を取立置候樣相成、則全國守護の兵と仕候義、此入用は御當家御始諸大名盡く高三分の二を上納、右を以入費に當て候義、諸寺院も同斷、其上商稅等迄一般御取立、是亦右費用に差向相成候はゞ、必可也の守護の兵出來申すべし』と論じ、これに附箋して、

第一王制は全國一致之策にて、就ては無論に是迄の如く、名々兵備を貯置候樣にては王制も治國に無之詮のみならず、幹弱して枝強之譬に候間、却て多少之弊を生、人心離散今に不レ異義、且又王制は實に全國協力之道、同心之基を謀り候王家尊崇之義、赤心憂國事候者より出候論感銘之至、就ては本文之通、名々私權を捨、高を差出し、眞に帝國守護之兵を取立、又帝國開化之道を立、人心を統一し、本を起し末を定候は、王制の趣大躰此道に出べく、合力而全國を說可レ申云々

と附加してある。これは一面薩藩の建白を思はせるものがあるのであるが、根本に於いて『御當家にては上院議事の上位に御立在らせられ候て、終に全國守護兵の惣指揮御心得相成候はゞ然るべし』といふ前提論に出發するものであるから、納地辭官より版籍奉還と展開する主潮とは對蹠的に異つてゐる。しかも『强幹弱枝』とは佛國の援助をうけて幕府權力を補强せんとした幕府主義の標語であつたから[三三]、乘謨の强幹弱枝論もまたかかる幕府主義的中央集權論の消極的展開といふべきものであつた。そこで淺井博士が提出された結論――『眞に王政復古の實を擧げんが爲には、どうしても郡縣制度まで進まねばならないのである。故に王政復古を唱へた者必ずしも郡縣論者で無いこと既に述べた如くであるが、王政復古に反對する者は郡縣反對論と成るのである』――の例證として『幕末維新の頃德川氏に好意を寄せ、王政復古に反對せる佛蘭西は我國の郡縣制度化に反對して居る』といひ、慶應三年十一月十九日慶喜の腹心梅澤孫太郎が佛國公使の談話を中根雪江に語つたものといふ――『權現樣の御盛德は如何にも仰ぐべき事にて建置れたる御制度も實に間然なく候。夫故二百餘年の太平を御保ちの事候へは、是を容易に御指綺ひは決して宜からず、外國は多く郡縣候

へば、其國々との交際封建にては不釣合など、其處へ御手を入られ候ては以の外騒動を引起し申すべく候』（丁卯日記）――といふ説をもつて證據とせられてゐることは、[三四]重大な誤解であることである。松平乘謨の見込書は大政奉還上表直後の十月十八日、中根雪江がロッシュの説として記錄してゐるのはそれより皇政復古の大號令渙發に至る暗中模索のときなる十一月十九日、從つてロッシュの運動が大政奉還によつて裏切られなほ執拗に幕府政權の再建をめざして暗中飛躍を試みつつある時期のものであるから、ロッシュの方策が變化したか、この談話の聽書に誤解があるか、いづれにしても淺井博士の結論は多少訂正を要するものとしなければならぬ。卽ち、皇政復古論と郡縣封建論とはいづれにしろ因果的必然性に於けるつながりをかならずしも持つてはゐなかつたのである。ただしかし、皇政復古が納地辭官をともなふ大政奉還から版籍奉還に至ることによつて、必至的に郡縣制度への展開を促したのである。さういつた意味に於いて、明治維新に於いて版籍奉還のしめる歷史的意義はきはつたく劃期的に重大であり、さういふ意味に於いてそれは大政奉還の美事を實質的なものたらしめた納地辭官の問題との間に直接的なつながりをもつものなのであつた。何故ならば、版籍奉還は決定的に封建的君臣關係の因襲性を否定して、皇國君臣の大義のあるところを明徵にする日本的政治原理の端的な發現を意味するものであつたからである。

明治二年正月二十日薩長土肥四藩主連名の建白書の趣旨が王土王臣の大義を明かにするといふにあつたことは、ひとびとこれを知る。『天祖肇て國を開き基を建玉ひしより、皇統一系、萬世無窮、普天率土其有に非ざるはなく、其臣に非ざるはなし、是大體とす、且與へ、且奪ひ、爵祿以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず、一民も私に攘むこと能はす、是大權とす』、――しかるに中葉以降綱紀弛緩するに至り、『其民を私し、其土を攘むもの』が『天子の名爵を假て』その跡を蔽ふ狀態が現れた。かくて『祖先鋒鏑の經始する所』と唱へて『因襲の久しき』を說くは、『兵を擁して官庫に入り、其貨を奪ひ、是死を犯して獲所のもの』といふにほかならない。――『今や丕新の治を求む、宜しく大體の在る所、大權の繫る所、毫も假へからず、抑臣等居る所は、卽ち天子の土、臣等牧する所は、卽ち天子の民なり、安んそ私有すへけんや、今謹て其版籍を收めて之を上る』。このやうにして、版籍奉還は、因襲久しく私有してきた土地人民を　天皇に奉還しまつり君臣の名義を明かにする所以である。その中核をなす思想が『天下は一人の天下なり』といふ日本的原理にあることは、說明を加へるまでもない。以後正月二十四日に至つてなほ版籍奉還を上表しなかつたものは阿波侯蜂須賀茂韶以下十四名にすぎず、三百諸侯陸續としてこれに倣つた。「太政官日誌」や「東京城日誌」にその上表文は揭載されてゐるが、その趣旨とするところ畢つてこの王土王臣の思想にあることは從來指摘されてゐる通りである。「肥後藩國事史料」によつていはれてゐるごとく、これら追隨せる諸藩は四藩建白の例に倣ふこと建白書を借覽協議したほどであつて、これら建白書の趣旨がほとんど同義にいづることはこれによる點が大きいことは明かであらうが、さうした趣旨によつて首唱者木戸孝允などの構想を裏切つて版籍奉還がたちまち行はれたといふことは、王土王臣の原理

がいまや動かすべからざる信念となるに至つてゐたからである。しかも、六月二十四日になほ版籍奉還を上表せずして命令せられた諸藩といへども、すでに皇政復古の今日封土を私有視すべきにあらざるはもとよりのことであるから、『天裁只命の儘』といふがごとき態度をもつて承つた。[三五]

版籍奉還後その舊藩主は直に藩知事に任命せられたのであるから、いづれも名を棄て、實を取るといふか、伊藤博文がいつたやうに『必ずや朝廷より改めて本領安堵の指令に接すべきを夢みしもの』もあつたであらう（伊藤公全集、直話）。けれども大政奉還が名義上明かに委任せられた政權を奉還したといふに異つて、そこには因襲久しく私有せる土地人民を奉還して『名義』を明かにするといふ道義的意味の自覺が一層明白にされてゐることは、注意を要する。明治三年六月九日津輕承昭は管下一般にこの版籍奉獻の趣旨を告諭し、

瑞祥院樣、此津輕地を恢復ありしより、代々を經て予が世に至るまで、割據封建の形勢にて、我が土地、我が人民の如く、君臣の義を以て相接し、其疆内は我相應の制度を立、兵食とても、其約合を以て備置、外侮を受けざれば、一藩の職掌は全立の姿なりしか共、方今皇政復古の盛時に當り、德川氏二百餘年の榮華も今日の勢に至り、愈日新之政體を遵奉すべきなり、原と、此土地人民と申ものは、日本中悉く天朝の土地人民にして、我に有すべき道理に無之との名義を辨へたるにより、諸藩籍奉還いたし云々

（弘前藩士前祿歸農史料）

と告諭したが、版籍奉還が日本的政治原理の發動にほかならなかつた所以を明示して明確である。

さうした版籍奉還は封建的主從關係を解體し、名義上諸藩主をして一地方行政長官たらしめた。かうした倫理的身分關係の解消を基礎としてのみ廢藩置縣もまた、さしたる反動を釀すことなく可能とされたのである。『此際に乘し封土返獻の魁よりして天下一般の着眼と相成上は、色々の議論相立候ては、是迄勤王の爲に幕府掃蕩遊ばされ候御主意相貫かれず、殊に賴朝以來私有の權を御一洗在らせられ候御功績も相立ち難き事に候得者、決して異議は之れある間敷候得共、舊習一時に廢し候事に候へば、異變之れなしとも申し難く、國々も相知れざるに付、朝廷に於かせられては、戰を以て決せられず候間、夫丈者御安心下さるべく候、此運に當り私有すべく譯之れなきに付、大體變動の模樣も相見え申さず候得共、此末處置を間違候はゝ、如何の變體に推移候哉も計り難しと存じ奉り候』（大西郷全集）――西郷隆盛は桂四郎に宛てて廢藩置縣の方針を傳へたが、『戰を以て決する』といふ準備と決斷とによつてはじめてこのことが實行せられえたことは當然とするも、ここにもまたかの日本的政治原理に對する牢乎たる信念の威力を、疑ひなく窺知しえられるのである。[三六]

慶應三年に書かれた老中稻葉正邦の意見書に　皇政復古論を反駁して、

元來武門相始りてより　朝廷神明之貴冑にも被レ爲レ在候故、專ら神事御引受、人間之仕置は盡く武家へ御打任せ被レ置候に付、自然御國地掌握に歸し候者不レ得レ已事にて、又當然之筋共存す、成敗存亡を武家にて引受候者、卽ち皇統御連綿之大基本とも存するなり、然るに政權を返上、往古之王制に御恢復候

へ者、我身を始め各迄都て領地被ニ召上一、身分庶人に降り候は當然之事、海内は郡縣に御改革之上御直支配、兩刀を帶し武士と唱候事は堅く御禁制、武衛之儀は、輦轂は親軍、遠地者鎭守府御取立にてこそ古代之振合に準すへし、乍併六百八十年來之成法を無レ謂御變更相成候て者、海内土崩瓦解之勢、目前之事と存す、云々

と論じ、これに別紙を副へ、

近來諸大名共彼是政事向を妨げ、百事申付を背、我儘增長之上、遮て政權を　朝廷へ返上候樣申聞候、私に於ても時勢不レ得レ已一應筋有之事と存込申上候得共、猶熟考仕候へ者、元々大名と申者、武門仕來之通、私家一門幷普代恩故之者へ領地宛行、又は外樣にても格別忠勤を抽候者へ家祿增遣し、且代替之節々本領安堵之朱印返相渡置、百事普代同樣扱來候者に候處、二百四十餘年之恩義忘却、追々上を凌き武家先規に戻り差越し、朝廷を口實に致し主家を押倒可レ申逆心より、前件の儀等申募、內實は尊奉之本心に出候儀毛頭無之、若　朝廷にて政柄を被爲握候へ者、武門と違ひ彌增勝手我儘之所行無ニ差支一出來可レ致哉杯の奸計にて、不屆至極、無ニ此上一次第に御座候

と述べてゐる（淀稻葉家文書。縷々詳說してきたごとく、慶喜にとつては大政奉還は朝廷より委任せられた政權を返上するに、大政奉還は單に政治上の問題でなく、人倫的關係の根本的革正であり、諸侯に對して君臣の關係をもつて臨んだ將軍の權威は『二百四十年の恩義』に

もかかはらず崩壞しなければならなかつた。さうしてその歸結として德川家自體を始め諸侯まで『領地召上げられ身分庶人に降』らなければならなかつたし、やがて天皇親政のもとに海内郡縣の時代となり、武士の稱を廢して親軍鎭守府を設置するといふ方向に進まずんばやまなかつた。換言するならば、それらは大政奉還が納地辭官をともなふことによつて、君臣の大義の確立を基礎とする『匡國』の運動であることが明確にされた瞬間に約束せられたのであつた。政治とはいまや單に『利國安民』を目的とするものにあらずして、君臣の大義を確立し皇國道義の根幹を明徵にする『匡國』を本義とするものでなければならぬ。さうした政治の原理は絕對的道義國家たる皇國國體の原理に據るべきものであり、さういふ原理とは王土王臣即ち『天下は一人の天下なり』といふ肇國以來の傳統に根源するものであるといふことは、いまやまつたく明瞭である。皇政復古とは、皇國政治の大權が天つ日嗣にましますスメラミコトのもとに復古せらたことを意味する。稻葉正邦もまた幕府主義の立場に於いて、『成敗存亡を武家にて引受候者、卽ち皇統御連綿の大基本とも存ずるなり』と高言した。しかし、明治維新は何よりも第一に萬世一系の　天皇が日本全國を『御直支配』あそばされる萬機御親裁の古にかへる運動であつた。萬世一系の　天皇が親裁したまふことによつて日本には動かすべからざる大義が確乎として立ち、人心一となるべき大本が嚴乎として立つのである。『利國安民』といひ、『强國』といひ、『富國强兵』といひ、詮ずるところ、この大基本の確立なくしては皇國日本に於いて確立されることはできないのである。『天下は一人の天下』なる所以が眞に明徵にされるとき、皇國に於いていかな

る問題か政治的解決をみざることのあらうぞ。數百年來天下を制壓したる幕府政治も、數百年來の恩誼によつて結ばれた身分關係も、馬上によつて獲得せられた領地家祿も、この原理にして眞に明徵とされるならば、自發的に奉還せざるをえない威力を有するところの、それは嚴然たる威嚴を有する政治原理なのであつた。

皇國君臣非二他方君臣以レ義合者之比一、究二其所一レ原由一、天孫瓊瓊杵尊、降二臨斯土一之日、天照大神勅二天孫一曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地、爾皇孫宜就治焉、行矣、寶祚之隆當下與二天壤一無上窮、尙二此際一天兒屋、太玉、天忍日神、奉二事天孫一、以贊二成皇業一、爾來天孫之胤奕世紹二皇業一、君二臨萬姓一、萬姓之祖亦皆當時贊二成皇業一之諸神、而推二諸神之孫一、莫下非レ出二於天神一者上、然則天下者天皇之天下、而非二天下之天下一、萬姓之於二皇室一、一源分派、君臣而兼二父子之親一、上下之能相親不レ可二睽離一、固出二於其神理之大分一、是皇國君臣一定不レ易者也。

とは、明治六年に近衛忠房の撰にかかる「神教綱領」の第三則であつた。そしてまた、

皇國君臣之倫、天祖定二之於天上一、而降二之於下土一、君則世君、臣則世臣、神理一定、萬古不レ變、是以天下者一人之天下、而非二天下之天下一、古稱二天下一以爲二天皇食國一者以レ此也、且天下臣民之祖、亦皆當時陪從天孫之諸神、而諸神之源、莫レ不レ出二於天神一、故其於二皇室一、一源分派、君臣而兼二父子之親一、上下和睦、不二敢睽離一。

とは、明治十年に浦田長民の著はせる「大道本義」のいふところである。明治の大御代は本來かかる原理のうへに開けたものであるべきであつたのである。

第二節　公論政治の確立

一

納地辭官をともなふことによつて大政奉還は版籍奉還を誘導した。かかる自發的意志による皇政の復古、ここにこそ『君臣の大義を主とする』ところの『匡國』運動であつた明治維新の第一義があつた。かかる皇政復古は、しかも『諸事神武創業の始に原づく』べきものであるとせられた。勿論、このことが太古の狀態への復原を意味しえるものでなかつたことは、いふまでもない。そこで、『王政復古』はとりもなほさず『大政一新』として要請されなければならなかつた。かやうにして、明治維新は『復古』であると同時に、『維新』として意識されるのである。明治維新はいまや『强國』にまで發展せざるをえない。さうした『大政一新』は、その『强國』が歐米の近代的列强の侵略的東漸に對する護國攘夷を目標とするものであつたが故に、勢ひ歐米列强の近代的諸制度乃至諸思想文化の影響をうけないわけにはゆかなかつた。このことは政治經濟文教の各般にわたつていひうることであるが、當面の問題について考へるならば、その重心が主憲政治にまで到達した公論政治の展開にあることは多言を要しないであらう。この關係は王政復古の大號令に對する、『今

日天下一新の運に膺り文武一途公論を親裁す』と仰せられた明治元年三月のいはゆる『大政一新』の詔勅、別して『廣く會議を興し萬機公論に決す』と仰せられた五箇條の御誓文の關係として發端する。同じく二月十七日の布告に『皇國固有の御國體と萬國の公法とを御斟酌御採用に相成候は、是又止むをえさせられざる御事に候』といはれるごとく、さうして公論政治は歐米のそれを斟酌採用せざるをえないものとなされた。卽ち、皇政復古によつて古き幕府政治は廢絶せられた、そして新しい『大政一新』の政治は萬機公論に決する政治であり、さういふ公論政治は具體的には歐米の議會政治としてはじめて制度化せられうるとせられたのである。かくてその成果は明治二十三年に於ける帝國憲法の發布及び議會制度の成立に至つて結實せられたといはれる。

ところで、このことは、歐米の近代的政治思想が原理的に、といふ根據に立脚しないかぎりに於いて、これが認識移植に際して巧みに日本的に解釋することによつてそれを日本的に變質せしめたか、または本然のものを放棄してそこに歸趨したかといふ二つの路の、いづれを日本近代史はえらびとつたかといふ問題である。もし原理的に背反するものであつたとすれば、支那的原理に對する否定に於いて日本的政治原理に復歸しようとした熾烈な自覺的精神によつて遂行せられた明治維新に際して、大なる抵抗なくしてそれと原理的に背反するものを受容することさへ、すでに非常に困難であつたはずであるが、さうするとそのやうな大なる抵抗はいかにして排除されえたのであらうか。或はそのとき實際はその明治維新に於いてこれを受容しうる土壤がすでに拓かれたのであるとみるべきであらうか。

そのやうな土壤として世に指摘されるものが、公議輿論の思想である。單にさういふ思想が觀念形態として存在したといふにとどまらず、或る程度に成熟せる社會的歷史的基底をもつた公議公論の思想が存在したといふことである。

幕末以來公議輿論の思想が勃然として沸き立つたが、さうした公論政治を輿望する思想の成熟が、その土壤をなしたといはれ、板垣退助をしてさへそこに『憲政の萌芽』を『明白』にみいだしたのであつた。[三七] だが、もしその公論政治なるものが、皇政復古と矛盾しないものであり、むしろ必然的內實をなすものであつたとすれば、通常いはれるがごとく、その公論思想は歐米的政治思想を受容するに十分の土壤たりえるものであつたのであらうか。換言するならば、皇政復古の思想と同時的に昂揚せられた公論政治思想は、それのみをもつてしては歐米の近代的政治思想の原理を十分に消化しうるがごとき性質のものでは決してなかつたとみるべきである。從つて、その公論政治思想をもつて歐米の近代的政治思想の原理を受容せしめるの土壤たらしめえたときには、そこに重大な政治思想上の變動が行はれてゐたといふことを注意しなければならないのである。この政治思想史上に於ける重大な變動の意義を指摘しようとするのは、本書に於けるわたくしの微志であるが、しばらくこれを假設としておいて、幕末以來の公論政治思想の本質を檢討することより進んでこの假設を立證する絲口を探索しようと思ふ。さうしてさういふ政治思想に於ける重大な變動が指摘される

ことができるならば、それは日本的政治原理にとつて明治維新の動向に於ける重大なる變動として嚴肅に反省せられなければならないであらう。

二

さて、大政奉還の上表文及び皇政復古の大號令は、とるに、第一義として幕府政治の廢絶による萬機御親裁の政治の復興に併せて、爾今摺紳武弁堂上地下の別なく『同心協力』し『天下と休戚を同じく』して『共に皇國を保護』すべきこと、從つて將來の政治は『公議を盡す』べきものであることが强調されてゐた。かくて『萬機公論に決す』といふ御誓文の發布となつたのである。しかも、その公論政治は議院制度によつて具體化されるべきものであることが主張されてゐた。大政奉還の功勞者後藤象次郎はこの關係を『上下議事院の紀律早々相立申さず候ては、王政復古も有名無實、且私論私黨を免れず候』といふ表現をもつて指摘してゐた。この『上下議事院の紀律』といふのは、公論政治の制度化を意味することはいふまでもないが、後藤象次郎の見解に從へば、皇政復古は公論政治とならなければ『有名無實』となるといふのである。しかしながら、何故に皇政復古は必至的に公論政治とならなければ『有名無實』となるのであらうか。

また後年憲法制度の開設につき最も頑固であつた岩倉具視は明治二年正月二十五日三條實美に呈して『政體』の確立を要め、議事院設置の件を主張して

> 議事院を設置するは歐米各國の風を模擬するが如しと雖、決して然らず、我が皇國に於て公論を採るは既に神代に肇まれり、速に議事體裁取調を命して其規則案を上申せしめ、而て速に議事院を設置すべし、抑大政維新の鴻業は何に由て成就したるかと言へは、卽ち天下の公論に由て成就すと言はさるを得す、多年有志の人か大義を明にし名分を正すことを論し、而て幕府の失政を責めて遂に今日の盛運を致したるに非すや、（中略）是故に將來に於ても議事院を設置し施政の法度は衆議に附したる上、廟議一決し宸裁を經て施行せは、縱令異論百出するも容易に之を變更することを得す、此の如くなれは、朝權自ら重く億兆之を信し朝令暮改の誹謗は自然に弭止すへし、然らされは一令出つる毎に異論百出し、其間に事情纏綿し、遂に又之を改むるに至り、遂には舊幕末世の覆轍を踐み人心の乖離すること益す甚しからん、蓋し議事院を設置するは五箇條の御誓文の御趣意を擴充するに在るなり、（岩倉公實紀）

と論じてゐる。具視の主張に從へば、『大政維新』は『天下の公論』によつて成就したのであり、さうして公論制度を確立することは『朝權を重くし』人心を統一する所以であるといふのである。

卽ち、『大政維新』は『天下の公論』によつて成就したのであるから、維新の鴻謨を維持する所以はその公論政治を制度化することにあると、具視は主張するのである。さうすると、『王政復古』が公論政治を確立しなければ『有名無實』となるといひ、『大政維新』の際に於いて『朝權』を確立するには公論政治を制度化するにありといはれることは、一般定論であつたのであるが、何故にかかる思想が一般定論とせられたのであらうか。もしその制度化が議事院制度の設立を意味したものであるならば、その議事院制度は、恢復せられ

たる天皇御親裁の大權といかなる關係に立つべきものとせられたのであらうか。換言すれば、萬機親裁と萬機公論とはいかなる關係に於いて皇政復古の政治史的意義を形成したのであつたのであらうか。勿論議事院制度が近代的議會制度の移植にあることは明かであるが、しからばその議會制度はいかに認識せられて移植されたものであらうか。

一體、單に公議輿論を尊んで公正を期し、民意を重んじて公平を求めるといふことは、一般によき政治にとつて不可缺の從屬觀念である。公正を非とし公論を無視すべしとするがごとき政治家はかつて存しなかつたであらう。かつて新井白石が自叙傳なる「折たく柴の記」を、『百年にして公議定まらむ日、天下の人の議しなむところこそ、恥しき事なれ』と擱筆したごとく、特に山鹿素行が「謫居童問」に公義公論の顯揚につき力說したごとく、一般的な意味に於いての公論思想は、あへて幕末維新の際を俟つまでもなく、幕府の盛時に於いて說かれた思想である。渡邊幾治郎氏が、『天皇親政と公議政治』との二者は『その名を異にしてその實を一にする、天皇親政の裏は公議政治で、公議を採つて親政を行ふといふことになるのである』といひ、『天皇は公議によつて親政を行ふといふのが、我が王政復古の立て前であつた』とし、その『公議政治の本旨』は、『天下と共に天下を治め、輿論の歸する所に從つて政治をする』ことであるといはれ、畢竟それが『我が歷代の政治思想、現代の立憲政治の期する所』であると說明されてゐることは、[三八]この點一應適切な解釋のやうに思はれる。けだし、公の思想は牧博士が力說されるごとく、わが古來の政治理念であつたといへるからである。けれども、一步突き進んで考へるならば、さうした公論思想は、單に我が歷代に通ずる政治思想であるばかりではなく、あらゆる國家、あらゆる時代を通じて、善良なる政治の一般的屬性なのである。むしろそれが支那に於いてたとへ觀念的にであつたにせよ一層顯著に主張せられたものであつたことはすでに論及したところであり、ましてそれが『天皇親政の裏』であるほどに　天皇親政の意義を決定化するものでないことは、明かである。問題は何故に當時　皇政復古が特に公議政治を採りたまふべきことを必至としたかにあるのである。從つて、そのやうな公論思想の歷史的本質がどこにあつたかが究明せられなければ、問題は解決しないのである。皇政復古が公論思想と『表裏の關係』にあることを必然とせられたのは、岩倉具視の見解に從へば、皇政復古は『天下の公論に由て成就』したものであつたからであるのである。換言すれば、皇政復古の動因が公論思想にあつたからである。

一體、公議輿論思想が特に幕末以來勃興したのは、ペルリの來航によつて曝露された對外問題の切迫、そして國內泰平二百年にして全國民が共同の運命をもつて對處すべき國家的危機に直面せしめられた瞬間である。このとき幕府は和戰の決を　朝廷に奏請し諸大名以下の評議によつて決しようとして、無意識的にがかる國家的自覺を全國民に意識せしめたのである。[三九]勿論、それ以前に於いても具眼の士はこの國家的危機を察知してゐた。けれども、ペルリの來航はこれを全國民の前に露表したものであつた。公論思想、天下と共に天下を治め天下の公議輿論によつて事に處すべしとする公論思想は、かくのごとくにして全國民的基礎のう

へに置かれた。

明治二年の布告に『外國初て來るに當て幕府さすがに條理を措いて自ら斷ずる事能はず、これを　朝廷に奏す、朝廷乃ち博く議侯に詢り公議の在る所を以て其宜に處せんことを勅す、諸侯亦各其議を上りしに、幕府　朝令を奉じ公議に從ひ以て外國を待つ事能はず、遂に自ら大君の號を署し外國を欺き條約を結び、朝廷へは跡にてこれを奏す、條理の紊壞こゝに於て極る』（岩倉具視關係文書　政府書類雜件中）と後年に指摘されたごとく、國家的危機の緊迫は公論公議の　選擇根據を　否應なく動かすべからざる『條理』のうへに見出さしめた。換言するならば、いまゝで公私の別の根據が觀念的にそして抽象的にしか規定せられえなかつたことを、いまや現實的そして絕對的な根據のうへに自己發見せしめるに至つたのである。私見でなく公論であるといふ主張の故に强い規定力をもつたのではなくして、いまやこれが公論であるといふ動かすべからざる『條理』にもとづく決定的根據を有するに至つたことによつて決定的政治力となりえたのである。公論が單に抽象的に民の聲であるよりは、具體的に國民の聲となつたことによつて、それは强力な政治力をもちえるに至つたのである。

文久二年七月九日の幕府御用部屋に於ける松平慶永の發言は、この點注目に値する。卽ち、慶永は幕府の私政をあげて、『畢竟日本全國へ關係の大事を幕府一己の御裁決に相成、朝廷を初天下の億兆を愚蒙とし、幕府閣老諸有司のみ大賢にして大智ある如き形勢』、從つて、『此等の欝憤を言行の上に發する者あれば、忽ち幕府の勢力を恣にして、上三公を黜辱し、下草莽を斬戮せらる、たとひ天下の爲に忠なりとも幕府の爲に不便宜なれば罰殛を廻らさずして至るが如き』形勢にあることを指摘してゐるが（再夢紀事）、本來『幕府の爲に便宜』なる言行は『天下の爲にも忠』なるものとせられたのにかかはらず、いまや幕府が國家の立場を打忘れて幕府一己の立場を維持するに汲々とするに至つて、『天下の爲に忠なる』ことと『幕府の爲に便宜なる』こととは、かならずしも兩立せざるに至つた。かかる事態を曝露したものは、『日本全國へ關係する大事』が現れきたつたからである。橋本左內に從へば『皇國の御一大事故、皇國人心の歸する所にて處置』すべきであるといふ意味に於いて（京都の形勢を江戸、公論政治が唱へられるに至つたのである。しかるに、そのとき、そのに報ずる密書）『日本全國へ關係する大事』を決したまふべきは、幕府ではなくして　朝廷であらせられることが、明白にされてゐた。從つて『幕府是迄の私を御去り、天下公共の正理に御順ひ成され候樣』あるためには、『其實は京師御尊奉第一』と慶永の政治顧問橫井小楠はいはざるをえなかつた（小楠拾稿、嘉悅市。之進へ與ふる書）。さうしてかかる事態は、幕府が國家全體に關係する外敵に對してむけるべき國家の武力を擅に長州にむけた瞬間に、『幕府が已に其實力衰弱の極に達するも仍ほ虛威を誇張し、陽に朝令に假りて陰に其權勢を回復せんと欲する者にして、皆公義を捨てて私利を營むに過ぎず』と岩倉具視をして決定的に裁斷せしめたのである（濟時策、密奏書）。

かやうにして公論思想は、何よりも私の立場ではなくして公の立場に立つ論說であり、しかも人民の聲ではなくして國民の聲たることによつて、時代を動かす動因となつた。換言すれば、國家的國民の意志を表現するものが公論思想の歷史的意味であり、封建的庶民から脫して國家的國民意志の成立したときに於いて、

公論思想は興つたのである。それは支配者に對する被支配階級の聲でもなければ、封建的壓制に對する市民的要求でないことは、明瞭である。その國民の聲は人民の生活擁護に立脚する政治的要求を意味せずして、外敵の侵略的危險に對する國家防衛の至上命令に應じて獲得されたところの國家國民的自覺の呼び聲なのである。政治から閉された人民の政治への解放を意識し要求する聲なのではなくして、國家から閉された士庶一般の國家防衛に於ける共同運命の自覺に發する聲である。さうしてまたそれは上層武士に對する下層武士の不滿の發動でも斷じてない。公論思想が概して下層身分の武士に育成せられたといふのは、概して國家的自覺は上層の安逸なる人々の間に於いてよりも、むしろ下層の誠實なる人々の間に、いつでもより深刻に、より眞摯に、覺悟せられるといふ通例な事實の例證である。何故とならば、上層の富貴なる人々は常に一身一家が安樂であるが故に一己の偸安を追ひ易く、下層の生活と戰へる人々は常に現實に眞劍ならざるをえないが故に自己以上の全體的問題に對してもまた切實たかやすいからである。富貴は人を偸安に溺れしめやすく、貧賤は人を切磋し艱難は人を磨勵する。さうして上層の人々と下層の人々との對立摩擦が起つたとすれば、このやうな意味に根差すものであつたのである。それは極めて平凡な事實なのであつて、この平凡な事實を看過したところに、明治維新の意義を上層武士に對する下層武士の身分的對立に求めんとする階級史觀的誤謬が發生したのである。しかもこの誤謬は單なる誤謬ではなくして、歐米的社會國家觀に溺惑せる多年にわたる弊風の結末であつた。かやうにして、幕末に於ける公論思想の本質は政治の全人民への解放を要請する歐米的なデモクラシー的意味をもつものではなくして、また單に民意輿論の歸するところに從つて政治をするといふ一般的抽象的な屬性的性質のものではなくして、鎖國的封建制度のもとに久しく國家を打忘れられしめた士民の、日本全體の立場を覺醒せしめられた國家國民的自覺の表現であつたのである。いはば『專制支配』の隷屬性からの自我の自覺を意味せずして、『外國支配』に對する昂然たる國民的民族意識を意味したのである。それ故に公論政治とは幕府のみの利害や一黨一派一家の利害に拘泥せざる『日本全體』の立場に立脚する政治を意味したのである。ここにいはゆる『公正』または『公共』とは民衆の立場を十分に顧慮するといふことではなく、國家全體の立場に立つといふ意味にほかならない。公議輿論には多數者の意見を重んずることはいふまでもないが、その多數は單に量的な多數を意味せずして、質的な多數即ち國民的多數を意味したのである。それがまた市民的多數を意味しなかつたことは勿論である。かくして單に民衆の聲に聽くといふ意味ではなく、本質的には『日本全體』の立場に立つ國民の聲に聽くといふ意味であるといふことを確認することによつて、はじめて、幕末以來勃然として興つた公論思想の歷史的意義は適確に諒解することができるのである。

當年の公論思想の歷史的本質がかくのごとき意味であるとすれば、幕府從來の政治が『幕私』の『非政』に墮するものであるとしても、『幕府從來の私心を舍、天下輿論の公に從ひ、非とし私と斥す處は悉く去り盡し、天下に謀つて天下を治め人心に從ふて人心を安んじ候はば、天下惣じて幕府と一體と相成申すべき歟』

と、なほも幕府の存立を可能とみた慶永の見解もまた諒解することができるのである（續再夢紀事）。幕府が公議輿論の支持をうるといふことは、言路を洞開し人材を登用して天下列藩に政治を解放するといふことではなく、むしろ、幕府が幕府主義の立場を捨てて『日本全體』の立場に立つことによつて可能であるといふことを、これは明かに意味してゐる。すでに外國侵略の危機は迫りて『日本全體に關する大事』は目前にある。『衆議を聞食され候は、天下の公論を採らんが爲なり、方今宇内各國に於ても衆議を聞て公論を採、各大同小異ありといへとも公論を以大政を議するに決す』と慶應三年に大久保一藏が公論採用に關する意見書を上呈していつたごとく（大久保利通文書）、その公論を決する衆議諮問の制度としてえらばれたのが、まづ列侯會議論であり、やがて段々紹介された西洋の議會制度を模倣した議院制度論である。さうすると、皇政復古は何故に議院制度の紀律を立てなければ『有名無實』となるか。そしてまた何故に『大政維新』に際して『朝權』を確立する所以は『天下の公論』を決する議事院の設立するにありと唱へられたかといふ提案は、公論政治思想の本質をかくのごとく確認することによつて、はじめて解明することができるのである。何故とならば、けだし『攘夷の第一策は天下の人心を一にするにある』こと、明かであつたからである。天下の人心を一にする』所以は、國民が國家的國民たることを自覺するにはじまるである。だが、すでて『天下の人心を一にする』ために『眞に天朝を憂ふる』尊皇の精神の顯揚以外に途はなかつたのである。國家國民的な民族意識の昂揚は、わが皇國に於いては、は、尊皇の精神の顯揚によるのほかはなかつたからである。『天下の公論』を明かにするこ

とは、畢竟『全國合同』のためであつたのである。

歐米列強の東漸は、やうやく、そしてペルリの侵航を劃期的契機として、幾百年來の國内的爭亂とそして特に鎖國以來まつたく國家意識を打忘れさせられてゐた封建的士民に忽然として封建意識を微塵に打碎く民族的そして國家的國民の自覺――まさに『日本全體に關繫する大事』の自覺を喚起せしめた。そして、幕府の立場が本質的にさういふ『日本全體』を主とせざる幕府主義にあることを確認せしめた。このことは、歷史的沈潛の成果として自覺的に認證せられつつあつた國家的自覺が對外的接觸によつて國民的基礎のうへに擴充確立せしめたことに照應する。卽ち、それは日本的政治原理の認證をして國民的信念のうへに確立せしめ、一應そこに公武合體的幕府政治としての公論の基礎に立つ幕府の國政總理權を是認せしめたけれども、結局に於いて『幕私幕利』をのみはかる幕府政治を否定して日本的原理の顯現に決定的な動因をあたへるに至つた。幕府政治の廢絕を必至としたものは、國體的自覺と國家的自覺との二重に加乘された原因であり、まさに兩者はその歷史的發生に於いて『表裏』の關係をもつたのである。それは文久以後に至つて事實上不可能な攘夷をもつて意識的に尊皇討幕運動に展開せしめんとした情勢を知るものにとつては、容易に理解しえるところであらう。攘夷が尊皇の手段となつたといふことは、公論思想が皇政復古の動因となつたといふことと、歷史的には同一の意義をもつものとして理解することができるのである。しかも、天皇の御政治が本質的に『日本全體』の『公』の御立場に立たせたまひ、八紘爲宇の御詔勅に『上は則ち乾靈授國の德に答

へ、下は則ち皇孫養正の心を弘めむ』と仰せたまうたごとく『天下は祖宗の天下なり』として臣民に照臨したまうたものであつたことは、多辯を要しない。[四二] 吉田松陰が「江山風月書樓記」に說べたごとく、『庶人はその身を私し』、『士夫はその一家を私し』、『諸侯はその一國を私し』、やがて幕府はその天下を私するといふがごとき『私』の立場を否定し、國家全體の立場に立つ立場が『公』の立場であるならば、その『公』の立場の自覺は皇政復古を冀望する尊皇の精神を喚起せずんばやまないのである。從つて、『大政維新の鴻業は何に由て成就したるかと言へば、卽ち天下の公論に由て成就すと言はざるを得ない』のである。さうすると、列强の重壓下に迎へられた維新の政治が必然公論政治を確立する、卽ち『議事院の設置』としてそれを制度化することを必須とせざるをえないといふ見解は成立するのである。皇政復古は公論政治を制度化する『議院制度の紀律』を立てなければ『有名無實』とならざるをえなかつたのである。維新當初に高く揭げられた萬機公論の公論の意味とは、本質的にかかる封建的な『私』の立場に立つ『私論』に對する『日本全體』的な『公』の立場に立つ『公論』であつたのである。

この場合、二つ注意すべきことがある。

その一は、この公論の思想は觀念的にはいふまでもなく獨斷に對する輿論卽ち廣く民意を聽くといふ意味を含んでゐるといふことである。岩倉具視が「叢裡鳴蟲」に『天下は祖宗の天下』なるが故に『天子一人の獨斷にて決して之を定むべからず、何となれば天下は祖宗の天下なり、君臣相共に是非得失を審議して以て

宸斷を下すべきなり』といつてゐるやうに（岩倉公、極めて嚴肅な意味に於いて國政は『獨斷』に決して、祖宗の天下を誤りたまうてはならないといふ意味が含まれてゐる。さうしてまた公論は『衆議』によつて確定せられるものであるといふ風に、多數民衆の意見を盡すことによつて明かにすることができるものであるとせられてゐる。しかしながら、皇政復古の大號令が渙發される前日の十二月八日に岩下佐次右衞門、西鄕吉之助、大久保一藏の三名連署をもつて岩倉に與へた書に、德川氏の處分を『太政官三職の公論を以て大政を議せられる日』に至つては、却つて『公論』を貫くことは困難となるであらうといつてゐるがごとく（岩倉具視關係文書）、必ずしも數量を絕對要素としないものであつた。いづれにしろ、公論思想は公議輿論といふ意味に於いてその屬性として廣く民意を尊重するといふ意味を含んではゐたのであるが、天皇の大權に對しまつることは勿論のこと、政府に對立する多數民衆の政治的要求の意識を意味するがごとき性質を本來は毛頭含んでゐなかつたことは、明瞭である。幕末に至つては成程民衆の政治的勢力は强まつてきつつあつたであらう。が、しかし、その民衆のもつ政治的な勢力といふものはすこしも自覺されてはゐなかつたのである。いはんや市民的意識の成長としてかかる公論政治思想の社會的基底として考へるがごときは過誤もはなだしかつたのである。もしそこにさういふ民衆の政治的要求を含んでゐたとすれば、天皇を絕對と仰ぎまつる尊皇運動の歸結であつた皇政復古が『天下の公論』によつて成就したといはねばならぬ。このやうにして當年の公論思想の昂揚を廣く民意輿論を尊重するといふ意味に解することは誤つてゐ

ない。けれども、それは當年の公論思想昂揚の歴史的本質を把握せるものとはいひえないのである。それは國家的國民意識の成立を物語る思想として把握されなければならないものであつた。幕府の立場からいへば、一般諸侯士民の意見を徴するといふことは從來の專制政治に對する重大な自己破壞であつた。けれども、もしさうした公論思想の擡頭をもつて、專制主義に向つて發せられた民衆的反抗であり、衆民政的要求であるといふ風に解釋し、そこから近代的な民主主義議會政治の歴史的基底を求めようとするならば、それは大なる謬見である。だが、事實上、公論思想こそはさうした近代的議會政治を歴史的要請する思想であると解釋せられるに至つた。それは公論思想にとつては實は重大な自己變質なのであつたが、事實上、公論政治思想のかかる自己變質が行はれたことは、看過せられてはならないであらう。そして最も重大な問題はここにある。

その二は、かかる公論政治を確立し制度化すべき方法として、それとは元來はその歴史的本質を異にする歐米の近代的議會制度が移植せられ採用せられたといふこと、これである。換言するならば、歐米の近代的議會制度に對する正當なる認識なくして、わが公論政治を確立し制度化する方法として未熟なる認識に於けるその歐米の近代的議會制度を移植したといふことが、やがて、逆に、歐米的近代議會政治の土壤として公論思想を再發見し展開せしめ、從つて明治維新の動向を歐米的議會主義の方向に歪曲誘導せしめる契機となつたといふこと、これである。歐米の近代的議會制度が、市民的自由の要求に源流する民主主義、君主的專制政治に反抗せんとするデモクラシーの必然的要請に生れた自由主義の所産であつたことは、明かである。だが、わが尊皇の精神に支持せられる皇政復古の運動と表裏をなして昂揚された公論政治思想は、歐米の近代的な絶對多數的總意による政治思想とは、本質的に異なるものであつた。歐米的な人民自由の意識はほとんどまつたく生起してはゐなかつた。近代的議會主義の成長すべき歴史的諸條件は成熟してゐなかつたばかりでなく、その公論思想は尊皇の精神に支持されるものであるかぎりに於いて容認されるべきものであつた。さういふ公論政治を制度化する方法として、歐米の近代的議會制度が移植されたのである。だが、先學が詳細に紹介せられたやうに[四二]、その近代的議會制度に對する頭腦は、諮問機關と議決機關との間に『大なる溝渠』のある區別をも考へざる、近代的議會主義のデモクラシー的本質をほとんどまつたく諒解せざる、いな、そのやうに適確な認識をなす能はざる性質のものであつた事實を、ひとはここに想起すべきである。『洋制斟酌の義』は所詮『見島求炙の論』にして、歐米の近代的國家の發展に於いてこそ必然的要請をもつて現れてきたところの、卽ち『數百世を歴、數百人の碩學賢哲の思慮を積候て、今日の盛美は馴致被候者』であるところの議會制度の本質を適確に認識することは、『其學問を心掛候者にても悉くは其要領を領會仕候事、難儀』なる問題であり（議題草案序志）、事實、西周が近代的立憲制度や近代的郡縣制度を紹介說明した際、むしろ外國事情に通じてゐた開國派の幕臣にしても、よくこれを解しえるものはわづか數輩にすぎなかつたといはれるほどであつた（西周傳）。當年の議事院論は實にかかる未熟な認識のうへに立つてゐたのである。

しかも、大橋訥菴は「闢邪小言」を著して、『漫に取捨の說を唱へて、其長を採んと欲しなば、相率て昏迷して、溺るゝ者のみ蔓延する』であらう洋制斟酌が、やがて遂には、『此後に至ては、國體も西洋の如くならでは、誠の國體に非ずと思ふべく、朝廷の紀綱制度も、西洋の如く改めざれば、的當ならずと思ふに至らん』ことを、『天下に恃むべき命脈』を護持せんとする草莽の悲願に於いて警告してゐたし、降つては、『ちかころ北アメリカに、共和政治といふことをたてて、天下を官とするくにおこれりとさく』、――大國隆正は共和政治が支那と同樣に『天下を天下の天下とする』原理に立つ國にして君を本とする日本とはその國家原理を異にすることを指摘し、平野國臣のごときも、『屢易姓革命、昨日の民は、今日の君となり、今日の君は、昨日の奴となり、又は共和政事とて、定まれる君もなく、智と力とを以て輪宰し、獸の角を爭ひ、牙を戰するが如く、強きが弱を制するを以て、天理公平と唱』へる『情行利己の國』の蔑視すべきであることを力說した。

全體兩間之勢、三百年已前とも違ひ、西洋夷賊萬里の濤を涉候て諸國呑噬仕候世界に相成候ては、皇國も彌以平城已前に復し、朝鮮滿淸は勿論、南海諸島一般に我之指揮に令ㇾ從不ㇾ申候ては、國威を四方に輝候事相成不ㇾ申、國威四方に輝可ㇾ申とならば、禮樂征伐　天子より出に無ㇾ之候ては、名正しく言順なる事出來不ㇾ申、極意　皇化を海外に敷候に及候ては、夷狄も國內に置候事可ㇾ有ㇾ之、左樣無ㇾ之候て、禮樂も不ㇾ興、華夷雜糅候ては、天子之可ㇾ尊譯も自然と消散可ㇾ致道理に御座候、儒學者正敷者にてさへ君臣父子之道古代之純粹取失候事御座候に、西洋の僻學流行仕候はゞ、內自夷に相成、神代已來屹度由緒有ㇾ之、帝室も革命の風に陷り候樣にも可ニ相成一、是等は過慮にも可ㇾ有ㇾ之候へ共、夷風之可ㇾ懼事は實は君子之意外に出候事、非ㇾ一候　文久三年秋贈西鄕吉之助

と喝破したのは、眞木和泉であつた。卽ち、歐米の學說が流行するに至らば、自然その風に化して、尊皇精神は失墜し『天子の尊ぶべき譯も自然と消散』するがごとき『意外』の結果の生ずべきことを、慨然として深憂したのであつた。

そのやうに、尊皇の精神と共在しうべき公論政治思想の歷史的本質は、本來的に、歐米の反君主的議會政治と、大なる溝渠があつたばかりでなく、全然軌道を異にするものであつたことは、明かであり、尊皇精神の道統に立脚する先哲は、歐米の議會主義をもつてこの道統とは對立するものとして自覺してさへゐたのである。かくのごとき歷史的本質の相異に對する十分の自覺なくして、『天下の公論』を闡明する方法は、上下議事院の制度の設立にあると思惟した。これ實に重大なる錯誤でなければならなかつた。

具體的に說明すれば、公論政治思想は最初その具體化の手段として封建諸侯の列侯會議が豫定せられた。そしてその同一の公論政治思想の制度的實現の手段として思ひつかれたものが、上下議事院の制度である。それは、たとへば、薩土協約の法則第一條に『天下の大政を議定する全權は　朝廷にあり、我皇國の制度法則一切の萬機京師の議事堂より出を要す』といふ議院であり、それは朝廷の政治の『全權』に對立する民衆

の聲を聞明議決する機關ではもとよりなく、坂本龍馬の船中八策といはれるものに『萬機を參賛する』といふ意味に於ける『公議』機關なのである。その上下議院論をもつて我が意を得たりとして大政を奉還した慶喜の構想した公議政治が、同じく『至忠至公の誠心を以、天下と共に　朝廷を輔翼し奉る』意味のものであつたことは、梅澤孫太郎の語つたところであつた。[四三] そのやうな議事院は、岩倉具視が語つたやうに、『歐米各國の風を模擬するが如しと雖、決して然らず』といはれ、明治五年冬「御誓文大意」として國民に告げられたものに、その第三條官武一途云々の條をもつて『國中の人民悉く不羈自由の行』あることの意味と解するがごとき自由主義思想の影響をうけたこの啓蒙的小冊子が、萬機公論の制度を『文明開化の往わたつた國々』の會議の制度であるけれども、わが國上古に於ける『神集神議』の制にみるものであるといふやうな說明をしてゐて、かかる解釋は廣く行はれたところでもあつた。さうした意味に於いて、それは確かに單なる歐米の模倣ではなくして、日本獨自のものであつたといへるであらう。だが、それは透徹せる頭腦に於いては、さう說明しえられたかもしれないが、事實は、歐米の近代的議會制度に對する認識の未熟さを意味するものであつた。換言すれば、もし歐米的近代的なる政治制度の發展を典型とする見解に立つならば、かかる議事院制度の認識及び組織化はまさしくまつたく變態的であり畸型的であると批判されなければならないものであつたのである。

しかるに、知識の發達によつて歐米の近代的議會政治の本質を正確に認識するひとびとが現れ、議事院制度の設立は歐米的自由主義の釀成を必然とすべきことを認識し、しかも、公論政治とはまさに民意輿論に從ふの政治にほかならないものと思惟してくるならば、結果は一體どうなるであらうか。もしすでに舶來の有知識者のうちに、さういふ人々が現れ、通常的にさうありやすいやうに、新奇をこのむ人情の常として附和雷同的に、『人の貴賤となく、地の都鄙となく、拂郎察の、英吉利の、魯西亞の、共和政治のと言ひ噪はぎて、我も我もと其學を治め、競ふて戎狄の說を張皇する』[闢邪小言] ものさへが現れてきたならば、一體どういふ結果になるであらうか。大橋訥菴のいはゆる『共和政治』がどういふものを具體的にさしたか、——單に人民共和の政治なるか、共和民主政治なるか、——必ずしも明白でないが、しかも、事實、文久元年加藤弘之が「鄰草」を起草したのをはじめ、慶應二年津田眞道は「泰西國法論」、福澤諭吉は「西洋事情」、加藤弘之は「立憲政體略」といふ風に、民主主義政治の制度的表現として議會制度を說明し唱道するものが、維新の黎明に至つてやうやく一世を風靡しはじめたのである。その公論思想が議會政治の要請を促すところの民意の現れであると過誤し唱說せられはじめるときこそ、維新政治史上に於ける重大な變革的危機でなければならなかつたのである。

要するに、明治維新は『天下は一人の天下なり』とする尊皇の精神の支柱によつて貫かれた日本的政治原理の歷史的發現である皇政復古をもつて第一義とした。それはあくまでも君臣の大義を宗とする『匡國』の本義に復つて、そのうへに萬里の波濤を拓開せんとする『强國』の運動であり、從つてその理想は大國隆正

のいはゆる『外國人をして尊皇の心を起さしめる』にあつた。『天皇の尊きこと萬古不易なる』ことの牢乎として動きなき信念に於いて、幕府帝たるべく夷狄帝たるべきに斷じて肯んぜざる尊皇の精神こそ、實にその鐵のごとき支柱であつた。さういふ大政維新を成就せしめた動力が『天下の公論』にあつたとすれば、その公論思想が、民衆をして政治に分け前を與へしめよといふごとき衆民政的性質のものでなかつたことは、餘りにも明かであつた。

公論思想は明かに被治者層たりし民衆の立場の自覺を意味するものではなくして、封建的なる私的政治に對する『日本全體』の立場の自覺を意味するものであつた。それは國家權力に對する民衆の抗議ではなくして、封建的な私的權力に對する國家的自覺を獲得せる國民の決意を意味するのであつた。換言すれば、明治維新が日本的政治原理が歐米列强の重壓を動因として實現せられた運動であつたといふ意味に於いて、從つて、大政維新は公論思想によつて成就したといひうるものであつたのである。德川慶喜が大政奉還の上表文に、『從來の舊習を改め、政權を朝廷に歸し奉り、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕る』べしとしたその公議思想、王政復古の大號令に『諸事神武創業の始に原つき、縉紳武弁堂上地下の別なく、至當の公議を竭し、天下と休戚を同しく遊さるへき叡念に付』といはれたその公議思想は、本質的には舊來の一幕府一大名の『私』の立場を去つて同しく『盡忠報國の誠を以て奉公する』といふまさに『日本全體』の立場に於ける議論、といふ意味にほかならなかつたのである。皇政復古と相表裏をなすものとせられたところの公論政治は、『縉紳武弁堂上地下の別なく』すべての臣民が國家的國民としての立場の自覺に於いて、『天下と休戚を同じくし』て『共に皇國を保護する』といふ國家的自覺に根差す政治といふ意味にほかならなかつたのである。大政一新の詔にいはゆる『文武一途公議を親裁す』として表現された　天皇親政の意味は、從つて明かである。五箇條の御誓文に『廣く會議を起し萬機公論に決すべし』と仰せられた制度としての會議組織は列侯會議より上下議事院に進展したものであつたけれども萬機公論に決すといふは本質的にはかくのごとき公論に決するものと宣言せられたものであつたことを銘記しなければならぬ。それ故にこそ、萬機親裁と萬機公論とは皇政復古の政治として矛盾なく表裏をなしえたのである。さういつた意味に於いて、日本獨自の歷史的意味をもつ公論政治思想をもつて、人民自由の意識に基底をもつ衆民政的政治思想であり、人民の政治參與を要求する民主主義政治思想の歷史的發生を意味するものであるといふ解釋が成立するに至つた瞬間に於いては、すでに明治維新の發展動向の政治的轉換が看取されるべきであつたのである。『外國人をして尊皇の心を起さしめん』といふけだかき自覺は、歐米の近代文明に對する羨慕の心に於いて、このやうな政治思想の成長が誘導されたとき、極めて重大な變革を蒙らざるをえなかつたことは、明瞭ではないか。

公論政治の先唱者の一人橫井小楠が明治二年刺客の手に斃れたときとは、その著といはれる「天道革命論」などが共和政治を主張して國體を危くするものと解せられたときであつた。

萬機公論に決すとは、それがまさに日本獨自の意味に於いて把握せられるとき、卽ち國家的危機の自覺に於いて喚起された國家的國民意識の昂揚を要請するものとして把握されるとき、それは明治維新の鴻謨を闡明するに適切な御宣言であつた。しかるに、それが一般的、さうして殊に歐米的解釋に於いて認識されるときに於いては、たしかに重大な問題をはらんでくるのであつた。歐米の自由主義が一面に於いて反君主的國民國家の建設をめざすものたるべき歷史的要請に於いて成長したことを考慮すべき必要があるからである。公論思想のかかる方向轉換の可能性を憂懼した長谷川昭道は、『御誓文を是非するの大不敬』を恐懼しつつ、しかも『御維新の初め、千歲の一時、其初を誤られ候ときは、御復古の御大業も水の泡となるべく、遂には皇國の御盛衰　皇道の御興廢　皇統の御安危に深く關係すべき、至大至重のことに付、誠に已むことを得ず、身命を拋つて』、『右五ヶ條の御誓文　皇道に反し、御國體に戻り、三才の大經に背きたる事の之れあり』と論じ、この御誓文が實に『萬世不拔の　皇基を振起し』たまふの御趣意にいづべきことを明示したまふべきことを岩倉具視に建白したのである。長谷川昭道全集。後年かれはまた柳原前光に書を呈し、この建白の趣意を、『御誓文五事之御儀、未だ其御大本相立兼候より、五事を擧げ行はせられ候に、何を以其基準とせられ、御目的とせられ、衆議を會せられ候義や、其御目的とせられ候御大本相立たず、御國是も亦未相立兼候より、天下の方向も一定仕兼、人々意に隨せて其臆說を主張致し、大に皇道を亂り、御國體を汚し、大義を敗り、人心を害し、祖宗神皇を蔑如し奉り、天位を輕視し奉り、恣に妄言を發し、邪說を唱へ、之を耳に聞くも誠に忍び難き次第に御座候』と說明したのであつた同上。五箇條の「御誓文」が獨自の狀況に發生せる公論政治思想を歐米の政治制度によつて具體化し制度化しようといふ意味をもつてゐたことは、同時に發せられた「政體書」に最も端的に現れてゐる。そこに現れた三權分立組織にもとづく諸制度は、官吏公選の法をさへ採つたほどに極端に自由主義的なものであるが、御誓文草案起草者の一人福岡孝悌の說にもとづき、それは米國の聯邦制度を漢譯した「聯邦志略」を主とし米國の聯邦政治組織を模倣したものと考へられてゐる[四]。それについて長谷川昭道は、前揭「柳原前光に贈る書」に於いて、『一體戊辰の御政體はアメリカ合衆國の者、漢文にて、其國の建國より政體等の事件を撰述仕候、聯邦誌略と題し候書物に因據せられ候哉にて、甚以御失體の義と存じ奉り、謹で其義を論辨仕、何卒御政體は、皇國の御令典に本づかせられ度』と論陳してやまなかつたのである。

かやうにして、幕末以來喚起されたわが國獨自の公論政治思想と歐米の議會政治思想との間には、本質的な懸隔が存したにかかはらず、公論政治の具體化のために議會制度が採用せられたことは、外延的關係に於いては本來『匡國』をもつて基礎とする『强國』の具體化のために歐米の文物制度を模倣したといふのと事情をひとしくするものであつたが、そのために木に竹をつぐがごとき混亂を呈し、明治維新の動向をして容易に辨析し能はざる紆餘曲折をへて今日にまで及ばしめてきた所以である。要するに、公論政治思想と議會設立運動との關係から、これを概觀すれば、第一の段階はわが獨自の公論政治の具體化のために形式的に議

會制度が模倣採用された過程であり、第二の段階は歐米議會制度の衆民政的本質が認識せられ民選議會開設運動のために公論政治思想が變質せられてその論據とせられた過程である。公論政治思想のこのやうな變質を認證することは、繰返し論述したやうに最も重大である。公論政治思想のこの變質的展開の契機は、表面的には、或は宇田淵が岩倉具視に送つた明治二年六月の書翰に、

> 全體公明正大公議輿論を盡さる抔と申事、今日の流行語にて御尤には相聞候得共、元來衆に謀ると申も、廟堂上に於て兩三箇の御方永世不易確乎不拔の所置は箇樣々々と御見込相立候上、無私を示す爲一應は衆に御謀りと申迄にて可ㇾ然と奉ㇾ存候、（中略）今日滿天下公明正大を看板と致し其實は私のみ、實に可ㇾ嘆の至に候、御一新後毎度立派の御布令有ㇾ之、其名目に於ては十分相立居候間、最早此上御布令等は餘り不ㇾ出樣仕度、只々其實地相運ひ候處に御注意被ㇾ爲ㇾ在候樣奉ㇾ希候　岩倉具視關係文書

といひ、また同年同月大久保利通が桂久武に宛てて、『公議所など無用の論多く、未だ今日の御國體には適し申まじく候』　大久保利通文書　と斷じたごとく、公論そのものを否定したわけではないが、衆議によつて公論を決するといふことが實際上無益であると考へられて、指導的臣僚による强力的な中央集權的政策が實施せられるに至つたことにあつた。これらは一面に於いて公論政治思想が直接民意に從ふといふことにないといふ意味を物語る資料でもあつて、事實上民衆の政治的自覺の未成熟を端的に物語つてもゐるが、この集權的政策がいはゆる薩長の有司專制であるとの認定と結びついたとき、公論政治思想、特に五箇條御誓文の萬機公論思想を論據とする民選議會開設運動は燎原の火のごとく、しかも有識者士族の指導と煽動とによつて展開されるに至つたのである。就中、皇政復古運動の歸結たる版籍奉還及び廢藩置縣の成功によつて、皇政復古と表裏の關係をなした本來の公論思想がその歷史的役割を一應發揮し終つたときに於いて、明治政府と在野政客とのこのやうな意味に於ける對立が、明治史の舞臺に新しく展開されるのである。『維新中興の際、朝廷頻りに用ひし所の輿論公議の四字も、廢藩置縣の業既に擧りし以來は其稱呼大に減じ、天下唯た一大中央政府の勢獨り重く、明治元年戊辰四月の政體書も、亦空く憲法類編中の一物となり了る。是を以て明治四年より同五六年の更は唯た事物規則の實際を惟れ事とし、國家の大本萬世の皇基を立るの議に至ては、寥々乎として聞く所なかりし』とは、「明治政史」の著者が說くところであるが、けだしこの間の情況を窺知せしめるにたりるであらう。だが、明治政治思想史上に於けるこの新しい段階は、議會政治の民主主義的本質がさうした先覺的政客に認識せられるとともに、かかる衆民政思想の具體化せられうる社會的條件が見出されたことによつて、急激に擴大せられるのである。

三

皇政復古が何故に『上下議事院の紀律』立たざれば『有名無實』とならねばならなかつたかといふ命題の歷史的意義は、すでに闡明された。その紀律は明治元年三月十四日の五箇條の「御誓文」として具體化されたのであるが、さうすると、それは德川慶喜の大政奉還に對してどのやうな關係をもつものであつたであら

うか。これについていまいちど考察を進める必要がある。

けだし、徳川慶喜の大政奉還は、その上表文に『從來の舊習を改め政權を歸し奉り、廣く天下の公議を盡し聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護仕』るべき趣旨がのべられ、さうした意味に於いてその大政奉還論は公論政治の具體化たる議會設置を『條件として』の大政奉還論であり、議會設置こそが『大政奉還の主たる理由』であつたばかりでなく、慶喜の眞意は『大政を奉還しても、議院又は政府の主張として、依然實權を掌握する事が出來る』といふ意圖にあつたといふこと、從つて慶喜の大政奉還は五箇條の御誓文の萬機公論思想に對して先驅的意義をもつものであるとは、憲政史家のかたく主張してやまざるところであるからである。大政奉還の當日すでに小笠原壹岐守はさらに內々今後の政局は『御門の御裁可を俟つて大君の主裁による列侯會議制度に成る』ことを語つてゐた。[四五] しかも、皇政復古の大號令渙發後の十二月十六日、慶喜は外國公使を大坂城に引見し、かれの意志が、『國の爲めに』、『公議輿論を問ひ、偏に我國の隆治を祈ると共に、祖宗東照公愛民の餘靈に依り、先帝の遺志を繼がんことを欲し、天下と同心協力して正理を貫き、事業を遂げ、公議を定めんと希ふ』（續通信全覽）といふにあることを告げたのであつた。その大政奉還の上表文の趣意がやがてまた、『搢紳武弁堂上地下の別なく、至當の公議を竭し、天下と休戚を同じく遊さるべき叡念』として、皇政復古の大號令に形式上繼承せられてゐるのであるから、前節に論究したごとく、君臣の大義を明かにするといふ維新の第一義に於いては將來の政局を實質的に主裁するといふ慶喜の意圖は納地辭官の勅命によつて否定せられたけれども、公論政治實現の先驅としての大政奉還の意義はなほ承認せらるべきであるかといふ問題が、ここに提起せられうるのである。

この場合に於いても、公議思想の意味民衆の輿論に從ふといふにあらずして、本質的には『日本全體』の立場に立つ政治を行ふといふ意味にあつた。卽ち、慶喜の立場は松平慶永のいはゆる『幕私幕利』を脫却して『日本全體』の立場をとるといふのであつて、大政奉還は『日本全體』の立場に立つところの潔然たる決意なのであるから、慶喜はこの行爲が感激と賞讃とをもつて迎へられるであらうと信じたのであつたであらう。さうしたひそやかな自負心が、精密細心の人慶喜をしてなほかつ昂然として皇政復古の處置に憤慨し、その停廢を請願するとともに濫りに外國公使を大阪城中に引見して前記の聲明をさへ發せしめたのであつた。慶喜のかかる決意によつてかれは諸大名以下民衆の輿望に應ずるものであると考へ、かくして『日本全體』の立場に立つことに於いて德川氏の事實上の主裁權は必ずや是認されうるものと考へたのであつた。だが、『日本全體』の立場に立つたといふこの場合に於いても、慶喜は依然として家祖家康以來の僭上の罪を深謝しなければならなかつた。かれがかかる行動にいでたことによつて、かへつてかれは辭官納地のみならず、さらに反逆者として討伐せらるべき賊名をさへ負はねばならなかつた。かれの部下はかかる自負心の故に鳥羽伏見に於いて皇師に抗敵してゐるのである。かくて賊魁として前將軍慶喜は暗中敗殘の身を孤舟に託して東走しなければならなかつた。だが、そこにこそ君臣の大義炳として明かな日本の國體が存したので

ある。言葉をかへるならば、皇政復古は必然『日本全體』を立場とする公論政治を展開するものとなるのであうたが、しかし『日本全體』の立場に立つならば君臣の大義が積極的に問はれなくてもよいといふわけのものではなかつたのである。ここにわが皇國の絶對的道義國家たる所以が存したのである。從つて、慶喜の立場に於ける公議制度論は大義名分のうへから否定されねばならないものであつた。皇政復古の大號令が形式上には繼承してゐる公議制度確立の思想は、實質的には慶喜の上表の趣意を繼承したものではなかつた。でなければ、慶喜はその後なほ昂然として外國使臣に對してまで公議政體の確立を聲明するといふことはなしえないはずである。實質的にかれの趣旨とするところが否定せられてゐるが故に、形式的には言葉を同じくするも慶喜はそこに從ひえなかつたのである。

これに關して注目に値するのは、第一に、大政奉還の前日に、慶喜の政治顧問の役割を演じてゐた西周が、慶喜が奉還を決意したそのときその問に應じ、『國家三權の分別及英吉利議院の制度等』についてほぼ梗概をのべたとは森林太郎の『西周傳』に傳へられる事實である。時に燈下にその要領を手記して明朝慶喜に呈したといはれる『西洋官制略考』は現在西男爵家に所藏せられ、それより後同慶應三年十一月に慶喜のもとに上呈したものであらうといはれる別紙『議題草案』附載の上書とともに、その全文が尾佐竹博士によつて公表せられてゐる。前者は單に歐米の三權分立說及び諸制度の大要を說明せるものであるが、後者は『政權奉還後に於ける新政體として』の『堂々たる憲法草案』であるといはれる。さうすると、『政權奉還の際、三權分立說、西洋官制の取調を、慶喜の命じたる主旨如何、次にまた、その直後とも見るべきときに、憲法草案を起草したる意義如何といふ問題』、さらに進展して、『政權奉還後に慶喜に何の必要ありて、斯かる新政體を計畫し、憲法を制定せんとしたのであるかといふ難問』に、ひとは確かにゆきあたらざるをえないのである。しかし、その內容を檢討し、それが、『政府の權は德川家を首長とし行法(政)の權を掌り、「上院列座之總頭」(貴族院議長)「一當三之權」(三票)を有し、下院の解散權を有する』といふ『正に德川中心內閣の組織を中核としたる憲法』であることを論據として、尾佐竹博士は、その年來の持說とせられるところの、『至誠純忠』と同時に、『名を棄てて實を採る』といふ『實際政治家としての一面』をもつ『大政奉還の眞意』を、それは『推測し得べき』好材料とせられた。(四六)

もしこの憲法にみられる新政體が、いはれるがごとく、將軍慶喜が大政奉還後に期待した具體的な政治制度の企案に關係するものであつたとするならば、その憲法草案の內容を再檢討するとき、いかにそれが『名を棄てて實を採る』の心意を顯著に示すものであるか、ひとをして慶喜の『實際政治家』たるの半面を餘りにもまざまざと直視せしめずにはやまないであらう。さきにも言及したごとく、元來、『彼邦々國家制度の義は數百世を歷、數百人の碩學實哲の思慮を積候て、今日の盛美に馴致候者にこれあり候得ば、其學問を心掛候者にても悉くは其要領を領會仕候事難義』なるものである故に、『家臣等申立候洋制斟酌の者に就ては實に島を見て炙を求むるの論』となり、『强て其外形のみを倣候とも、實地上の便不便利害得失の所審にこれ

なく其肯綮を失候ては、獨木に縁りて魚を求むるの譏のみにこれなく、却て虎を畫きて狗に類するの揣策とも存ぜられ候義に御座候』と、舶來の新知識をもつて淺薄な認識にもとづく議院制度論を批判しつつ、しかも、『詮せる處方今の時勢人情の注候所、公議申事人口に喰炎し、如何にも輿論に御與し遊され候事御據なき次第』であるが故に、外に外國を引受くるの重大時に際會して國内爭鬨の端を開くことを防ぐために大政奉還後の處置として、第二新規制度の大略を腹稿すべきことを慶喜に獻言したのが、いはれるところの卯十一月付の憲法草案である。その第一の會議の仕方とは、會議統決のために會議取調役並に世話役を預め取極めおくべきこと、畢竟議論統一のための措置を講究せよといふにあつて問題はむしろ小さいのみならず、さうした會議制度としてかれの意圖してゐたものは、列侯會議の制度であつた。第二の新規制度の腹稿といふは卽ち別紙「議題草案」に詳論するところの、憲法的内容を有する新制度の腹案である。卽ち、そこで近代的三權分立說に依據して、全國立法の權を有する『議政院』と、暫時守法（司法）の權をも兼有する全國行法（行政）の權を有する『公方樣政府』の二分立制を唱へ、ここに『禁裏の權』『政府の權』『大名の權卽ち議政院の權』を基本法的に規定せんとするものが、その「議題草案」である。だが、かくして規定せられた、内實を通觀するならば、まづ『禁裏の權』として擧げるもの七條、次のごとくである。

第一　欽定之權

議政院に而議定致候法度も、政府へ移し、政府より禁裡へ上り欽定を可レ受事。但し異議は有レ之間敷事。右欽定相濟候上、再ひ政府へ下り布告に相成申へき事

第二　紀元之權

是は今迄之通、尤數年後　神武天皇甲寅を以て紀元相創め、天變地妖等に而改元は　廢候而可レ然事

第三　尺度量衡之權

是も京都に其坐を置候事、尤改政之義は議政院に而議定可レ致候事

第四　神佛兩道之長たる權

是も今迄之通之振合、尤右之事に付爭案起候時は、寺社事務府に托し、改政有レ之儀は議政院に而議定之事

第五　叙爵之權

是も今迄之振合、數年後議政院之法程能行れ候得は、別に日本勳級相立て、有名無實之叙任は可レ廢事

第六　高割兵衞を被レ爲レ置候權

禁裡御自領に而は、兵馬之備無レ之候とも、諸大名竝に公儀御領より、萬石に付二人許之兵卒を

調し、兵事調練之上、諸門之警衛併山城諸口之固に備候事、其士官以上は政府より差出、全國事務府に屬し支配可レ受事。尤缺員は其國代番差出し、總而入用は一人に付幾許と議政院に而相定、度支事務府に而、高割を以て出納致候事

總而右兵衞之外、山城之國內には、一人に而も兵杖帶携致候は出入禁制之事、是は關門を置相改候事。諸國よりの使者も皆兵杖を解き、關門內は總而素袍等相用候事

第七　大名より貢獻之奉被レ爲レ受候權

是は時獻上之如き物を時節に應し奉獻之事

公卿殿上人は山城之國より外出不レ叶事。或は此儀勝手次第たりとも御領外に而は其權平人に均き事

御領之人民地下以下諸人は萬事平民と權義同一體

これよりさき十月十四日、將軍慶喜は大政を奉還したはずである。だが、ここに規定せられた『禁裏の權』は一體「禁中竝公家御法度」の規定をはじめ事實上に於いて朝廷の所有あそばされてきた御權義と、一體どれほどの差異が認められるであらうか。或は第六條の高割兵衞の設定をもつて新規とするであらうか。しかし實際親兵設置は既定の事實である。しかも、山城國內にては兵杖の携帶を許さずといふは、禁廷の御爲なのであるか、他の意圖があるのであるか。或はまた第一條の欽定の權といふも、事實上に於いてはペルリ來航問題以來、欽定をえずしては大政大事に關する幕府の法令布告にはすでになんら完全正當なる法的權威を有しえてはゐなかつたのではないか。ましてや『但し異議は有レ之間敷事』といはれるからには、欽定の權といふとも實質的には意味を有しないのである。全體的に、議政院の制度卽ち列侯會議の權威が向上してきたとき、紀元度量衡宗教敍爵に於いてわづかに保有したまうた　朝廷の御威嚴すら下移するの怖れなしとしないのである。これではまさに慶喜の奉還したものは、まつたくの虛名であるにすぎないのである。これに反して『政府之權』は次のごとく

第一　政府卽ち全國之公府は公方樣卽ち德川家時之御當代を奉二尊奉一而、是が元首となし行法之權は悉く此權に屬候事

第二　御領內御政治は、諸藩境內政治之通議政院に而定候法度に拘らざる丈は御勝手たるべき事

以下列致ヶ條は全國上之治體に係候事

第三　公方樣は總而內外之政令御沙汰等に大君と可レ奉レ稱事

第四　大君は行法三權之元首と立て、公府を於二大坂一被レ爲レ開、公府之官僚を被レ爲レ置、天下之大政を被レ行候事

右に付江戶は御領之政府と相成候事

第五　全國上公府に關候賞罰黜陟政令法度は皆大君之御名を奉候而、公府各部之宰相行レ之事

第六　公府之官僚に備り候人名は、今迄之通萬石以上以下大小名其器に當候者、御撰任相成候事。但宰相而已撰任之節、別に議政院之議定有レ之其餘之官僚黜陟は大君御勝手に有レ之候事

第七　右に付親藩、屬藩、江戸府之御役に備候は御相對と相成候事

大君は幾百萬石之御領に有レ之候得は上院列座之總頭ニ而、兩院會議に於て兩疑之斷案起候節は一當レ三之權を被レ爲レ持候事

第八　大君は時宜に應じ下院を被レ爲レ解候權を被レ爲レ持候事。尤新院之列撰任は再び其國々より可レ致候事

第九　公府之官制は左之通取極候事

第一　全國事務府（說明略）

第二　外國事務府　〃

第三　國益事務府　〃

第四　度支事務府　〃

第五　寺社事務府　〃

第十　右五府宰臣黜陟之權は大君に有レ之、但撰法之節は議政院より三名相撰差出候上に而、壹名御任に可ニ相成一候事。自餘屬僚は議政院別段之議定に準し、其局之宰相と御相談に而黜陟可レ有レ之事

の十條である。『大名の權、卽ち議政院之權』としては、上院が萬石以上大名列席のうへ『全國に關り候法度評議之上決定し、大君へ捧候名にて公府各部の宰臣へ送』り、下院は一藩一名の各藩上下總名代の名目をもつて構成し法度評議決定の件同斷といふ上下兩院の會議に上呈すべき件は

第一　天下之綱紀制度

封國內部之治は此限內に無レ之候事

第二　公府高割稅入之多寡

第三　臨時の大評議

內外征伐和睦應援等之議定

第四　外邦交際之大法

第五　全國へ關り候、市井令、刑罰令、商賈令、兼而は違犯告訴之令、議定之事、是は漸次之會議に有レ之候事

第六　公府に係候各部之條令、就中國益事務府に屬する貨幣令、併諸般雜令等議定之事

是は公府御開に相成候得は、目下に無レ之而は相立不レ申事

總而右議政院に而議定致候文中、但書斷書無レ之分は全國一統へ係候兼而之心得之事

の六大件である。就中、その第二公府高割稅入の多寡の件は、『高割稅入は御料（禁裡御料は相除き）よりも、

大名領分よりも、高に準じ、差出、公府之用途に給候事』といふ第三條の規定と併せて、幕府財政をもつてせられた封建的專制の分解を示すにたるものである。總じてこれも外交問題發生以來、事實上幕府主義的專制の雄藩によつて誘導せられた公論思想的分解の法的表現以上にでるものではなかつた。かくして德川宗家の相嗣者は、儼然たる幾百萬石の實力を有する大名として、上院の議長權と下院の解散權と、特に議政院議決が『大君へ捧候名』をもつて執行せられるといふ執行權をも有するところの、『天下の大政』を行ふ『全國の公府』の『行法三權の元首』として、『大君』と稱せられる。といふは　朝廷に返上せられたはずである。しかも、既定の事實に屬する幕府權力を天下列藩の公論會議へ轉移するといふ基本法的規定を除けば、德川家の繼統者は單に德川家の繼統者たることによつて、依然として『天下の大政を行ふ』權力を保有することとなる。幕府的權力は議政院といふ機關に綜合せられる諸侯に分散せられるとしても、——それすらすでに既定の事實なのであつたが、——大政を奉還したところの德川家の當主が、單に德川氏の繼統者たることによつて、ほとんど絕對的な、行政權といふには餘りにも強大な『天下の大政を行ふ』權限を保有すべきことを基本法的に規定しようとするものが、實に西周が大政奉還後に提案した『堂々たる憲法草案』の內實的意味であつた。

西周のみるところをもつてすれば、英斷によつて政權を一旦　朝廷に奉還したといふことは、所詮『時勢の注する處自然時宜に相應候』ものであるが、『祖宗櫛風沐雨の天下』にして『我が同宗臣屬の藩屏全域の半に居候天下』をもつて、『千載の久天祿永終之家に附し、頓に郡縣の制に復し口分職田の法を興さんと欲』するがごときものでは無論なく、まさに『實の名を假り實を制候心得』たるべきものであつた。畢竟『祖宗の時文恬武熙の盛美に至候て猶恭謙の御德を守らせられ、敢て版圖の盛典をも與させられざる』ていのものであつた。一體、西周にはかかる『名實相背』の馴致によつて『實主地を易へる』の後患もはかりがたき今日の難處に立至つたものであると考へられたのであるから、まさにこの憲法草案が『名を假り實を制する』の主義に立つものであることは、當然であつた。だから、もしこれが單なる西周個人の意見にとどまらず、慶喜自身の承認するところであり、かれの大政奉還の眞意を推察すべきにたる資料であるとみるならば、公論政治制度の設立を條件として依然政權の實を制せんとする大政奉還の意義を餘りにもまざまざと、それは示すにたりるであらう。この憲法草案に從へば、公論政治とは民主主義的議會政治を意味せざることはもとより、列藩的輿論を尊重する政治ではあるが、その實封建的幕府政權を公法的國家的基礎のうへに再組成せんとするものであることを主眼としてゐる。議院設置を條件として公法的に德川氏の政治權を確保せんとする大政奉還說は、しかしながら舊來の幕府政治權をもつて、『櫛風沐雨』にして獲得し『恭謙の德』をもつて維持せるものとする幕府主義理論に對する『慙懼』の念を、毛頭感ぜざる因襲のうへにのみ保有せられえたものであつたと、いはれえるであらう。かれらにとつて『名を假りて實を制する』大政奉還といへども『千古の美事、非常の鴻德』なのである。慶喜みづからその大政奉還をひそやかなる滿足をもつて誇負してゐたと

きに於いては、西周の見解は慶喜自身の心懐でもあつたであらう。皇政復古の大號令渙發直後に於ける慶喜の行動がそれを說明してゐる。だが、かかる公法的基礎のうへに幕府的政治權を維持しようとする立場は、完全に否定せられた。納地辭官といふ一雄藩たるの勢威をも否認せられて、しかも『朝廷に對し恐入り奉り候』といふ本來の『恭順』に歸つたとき、純潔の臣子たる慶喜の眞骨頂が取戻されてゐたのである。大政奉還の條件として企案された公論政治の制度化は、ここに淸算せられたわけである。

これに併考せられるのは、西周とともに當時舶來の知識人津田眞一郎が、慶應三年九月、大政奉還の直前に獻白したところの「日本國總制度論」である。[四七]いはゆる『根本律法』によつて定められるべき『日本國總制度』は、

第一　日本全國政令の大權は、總政府の特權なるべき事
第二　日本國總政府は、武藏國江戶たるべき事
第三　總政府の大頭領は、兼而日本全國軍務の長官たるべき事
第四　總政府の政務左の如くなるべき事
　第一　國內事務
　第二　外國事務
　第三　海　軍
　第四　司　法
　第五　寺　法
　第六　財　用

第五　右諸政務は各局の總裁引受可ニ執行一事
第六　日本全國政令の參與は、大頭領之所選任なるべき事
第七　日本全國政令の監視は、制法上下兩院に可レ有レ之事
第八　制法の大權は、制法上下兩院と總政府の分掌する所なるべき事
　但極重大之事件は禁裡の勅許を要すべき事
第九　制法上院は、萬石以上たるべき事
第十　同下院は、日本全國民の總代にして、國民十萬人に付壹人づつ推擧すべき事
第十一　列國之境界を變革するは、律法の領分たるべき事
第十二　列國國內の政令は、其國主之全權に可レ任事
　但總國の制度根本律法に違間敷事
第十三　列國は左の如くなるべき事
　第一　禁裡領山城國

第二　關東領

第三　加州以下列國

かくして德川家正統の相續者は、關東領を所領する一大大名として、『大君』の名をもつて江戸に於いて『日本全國軍務の長官』とを兼有する。先年以來、『國の國たる譯如何』を心得ざるより起るところの、『上下共に公私混亂仕候處より、自然に私利のみを經營』するの弊風を清掃して『國の國たる譯如何』を心得えしめた『日本總國の眞利』卽ち『通國の公益』を發揚して國威を四方に張るべく、『天下と更始』すべき新制度とかれが稱するものは、事實上の慣習的幕府政治の基本法的合法化以外のなにものでもなかつた。そしてそこに德川の政治權が公法的承認をかちうべき公論政治の實現といふべきものは、その政治が『國の國たる譯如何』を自覺し『通國の公益』、『日本全國の危害』、または『全國の公益』のうへに立つものであると考へられてゐることによつて、そのいはゆる公論政治思想の意義をもふにたりるであらう。尾佐竹博士の指摘せられるごとく、この津田眞道の「日本國總制度論」が政權奉還の上表前後についての『多少の差異』こそあれ、これが西周の憲法草案と『根本思想』を『共通』にしてゐることは明白である。もしそれが個人的作品にあらずして、慶喜自身の考慮に關係してゐるものならば、慶喜の大政奉還の眞意は『名を棄てて實を採る』ものとして、まことに測るべからざるものがあつたといへるであらう。その大政奉還をもつて千載の美事であるとひそやかに自負せるときの慶喜の心理狀態に

於いては、まさにこれに動かされてゐたであらう。しかし、それは『本來』のかれのものではなかつたのである。それはさておき、その前文に於いて、かくのごとき新政體論のいづる政治觀念が、『廟謨建國の目的』を『通國の安富幸福』にあるとする支那的觀念の舊套を追ふものであることは、意味きはめて深長である。『通國の安富幸福』といへば述語は新鮮にみえるけれども、それは『安民』といひ『安天下』といへる支那的觀念と實質上どれほどの差異があつたであらうか。大政奉還は、しかしながら、納地辭官をともなふことによつて、さらに『安民』の基礎に於いて『君臣の大義を主とする』ところの『臣國』の運動たる所以を明かにしたのであつた。公論思想の基礎のうへに立ち、『日本全國』の立場に立つとしても、君臣の大義を宗とせざる政治は清算をまぬがれないのが、維新の主潮であつた。

これに關して注目すべき第二は、「川勝家文書」に收められた某意見書である。日時筆者ともに記載はないが、幕下の某が皇政復古の大號令渙發直後に書いたものと察せられ、『當時國家の形勢兩端に別れ』一は天子を衆議の主宰として國家の政務を行ふと謂ふ、『一は德川大君を衆議の主宰として國家の政を行ふと謂ふ』との二途あるも『天子の政事に心服いたし候者日本國中十の一二にして王政復古は速に行はれざる事に候』へば、外國を引受けて亡國の危險ある際に於いて『德川公を衆議の主宰とし上下同體、天下の賢良を盡し其職に任し、此迄の惡風を一洗いたし候より外之れなし』といひ、『天子を衆議の主宰として國家の政務を行ふ』ことの至難なる原因三條をあげ、

一は、大凡八百年以來天子國家の政務を御廢棄成され、全く他人に御讓り成され候も同樣にて、政務の事は更に御承知之れなく、夫故政務に關係成され候得は、返て國家の紛亂を釀し候、其二は、天子に於て賞罰褒貶の權幷に政務裁斷の力在らせられず候へは、政務の事は行はせられ難く候、此權力なきときは政度決して行はれさる事は萬國同樣の義に候、其三は、天子領地等の所持之なく、總て德川家に依賴遊され御經濟全く德川家より御世話申、卽位御婚禮の御入用迄德川家より御手當いたし、之を以て皇統連綿遊され居候、且つ日本は多分德川の恩澤を受け世祿の臣と相成居候、然る處一時に天下を天子の領分と遊され國家の事を御所置成られ候ては、人情に背き紛亂を起し候は必然の義なり

といひ、それにもかかはらず、今度の變革は世務御不案內の　天子の名をもつて無理に天下の大事を決せられたものであるが故に、人心一和せずして紛爭を釀し出したのは當然であり、德川臣下に於いては『如何なる義出來いたし候共王政には歸服いたさず』、『德川公を國政の總率といたし衆議一和の道』を開くべき決心であると、この意見書はのべてゐる。將軍慶喜でさへ、これまでの幕府主義を一洗して潔然國家のために大政を奉還したことをもつて、千載の美事とひそかに滿足としたのであつたであらうから、幕下の士にとつては、さらに一層、大政を奉還して公論を採りたる以上は、德川氏が依然として衆議の主宰として實權を掌握すべきは當然の理と考へたのもありうることであつた。この意見書が皇政復古の大號令渙發後のものであることをおもふとき、舊幕下の依然たる幕府主義の固執の根強さをみざるをえないのである。しかしながら、

その瞬間に、この三箇條こそが六百年以來の因襲を固執して、これが國體の本義に背き君臣の大義を滅却したつた實質上の內容であつたことをまつたく忘却してゐるのである。對外的危機の眼前にして全國民が私をすて人心一和せずんば不可なりといふはよし、しかし眞に人心一和を得んとすれば眞に君臣の大義を明かにし、その尊皇の精神に於いて國家を匡すことを先決とせざれば能はざることを、これはもとより忘却してゐるのである。けだし、皇政復古は君臣の大義を明かにし、第一に八百年以來武家の掌握せる政權を回復し、第二にその實を擧ぐべく賞罰裁斷の力を回復し、第三に武家私有の土地人民を回復して王土王民の古にかへすことを意味したのではなかつたか。かくして『日本全體』の立場に立つて『天下と共に天下を治る』といふ體制をとるとしても、君臣の大義に顧みることを忘れるに於いては、遂に天下の糺彈を免るをえないのであつた。君臣血肉を分つ國家の原理がこれを許さないからである。『公』の立場に立つことによつて大義の反正が忘れられてよいといふのであれば、皇國國體の威嚴は地に墜ちざるをえないのである。だが、明治維新は歐米列強の東漸に對する單なる國家的自覺の結果としての『利國安民』の運動であつたにとどまらず、君臣の大義を明かにし萬世一系の　天皇を戴いて君臣血肉を分つ國家が實に『一人の天下』たる所以の原理を顯現する『匡國』の運動であつた。從つて、『德川大君を衆議の主宰とする』公論政治は、當然否定せられ、皇政復古の大號令が公議を盡すべきことを形式上は繼承してゐるにかかはらず、大政奉還を千載の美事として誇負する舊幕下にとつて、そこで德川氏の政治權の實質が失はれることは、諒解に苦しむべきこと

であり、ましてやかかる美事を斷行した德川氏に納地辭官の大命がくだるといふがごときは、痛憤にあたひする措置として意識されざるをえなかつたのである。慶喜自身ですらその滿足に於いて重大な心理的錯覺をまぬがれえなかつた　かれが本來の絶對恭順にかへつたとき、敗殘の舊幕下は德川氏との三百年來の封建的恩義感に於いて皇師に對する抗戰をさへ辭せず、德川氏主宰のもとに公論政治を樹立することを標榜して立つたが、到底賊軍の汚名を脫することはまぬがれえなかつたのである。

四

上來縷說したごとく、慶喜が大政を自發的に奉還するの美擧によつて將來依然としてその實權を維持しえるとひそかに自負しえた心理的錯覺の根據となつたものは、家康の政權獲得をもつて天下の政權を私せんとしたものではなく天下を安んぜん聖德をもつて櫛風沐雨の間に歸したものであるといふ思想であり、さらに、その政權はこれを委任せられるに相應しい至德の故をもつて家康以來征夷大將軍として　朝廷より委任せられたものであるといふ理論であつた。家康の偃武を禮讚するにかれの理想が政治の目的であるべきひたすらなる『安民』もしくは『安天下』にのみあつたといふ解釋に支持せられて、學問的定論とせられてきたかかる幕府政治觀の牢乎たる根强さのうへに、このやうな大政奉還論が可能とされたのである。津田眞道がその歎願書に於いて、『我神州政權の德川家に歸したるは、東照宮當時誠に止むを得ざる形勢と其時情とに從ひて假に至尊に代り、天下の爲に大政を執られたるに昉より候儀にて、其間實に一毫の私ある事なし、其證は、東照宮の遺訓に、天下は天下の爲めの天下、國は國の國、家は家の家と申事を屢〻申諭されたるに明かなる事に御座候』と强調したことは、『通國の安富幸福』を充足することを建國の本義とすべき總制度論の企案とともに、すでにひとの想起するところであらう。慶喜は『祖宗東照公愛民の餘靈に依る』ものとして幕府政權の根據をみつめてゐた。しかしながら、『天下は天下の爲めの天下』といふ觀念それ自體、實は支那的理念のうへに基礎づけられてゐたものであり、これに對して『天下は一人の天下なり』とするところに日本的原理が認證せられ、さういふ原理による『匡國』の運動こそが皇政復古として實現された明治維新の政治思想史的意義であつたのである。そこではさらに『安民』の根柢がさらに『君臣の大義』のうへに立たせられることが要請せられたのであつた。かくて支那的原理に對する否定に於いて幕府政治の理論はその根據からして搖動せられたものであつたのである。

だが、それにもかかはらず、『安民』の觀念が『通國の安富幸福』といふがごとき新しい衣裳に裝はれると同樣に、その『天下は天下の天下なり』とする支那的原理がまた新しい衣裳に裝はれて再顯揚されるに至ることは、ひとの意外とすべきところであらう。天下の政治は公論によつて行はれるべきであるとする公論思想の根據として、しかもそれが再宣揚されてきたといふことこそ注意すべきである。

すでに津田眞一郎の說がこれに該當するのであるが、一層率直にその具體的な例擧として注目されるものは、慶應三年十月十八日卽ち大政奉還上表直後に於ける老中格松平縫殿頭卽ち大給乘謨の前節所引の見込書

である。それは前述のごとく、『御當家にては上院議事の上位に御立在らせられ候て終に全國守護兵の惣御指揮御心得相成候』といふ名を藉てて實權をとる立場に於いて、一種の中央集權的聯邦組織を立てんとする議論であり、その企劃はほとんど佛國公使ロッシュの意見に從ふものにほかならなかつたが、いま一度その肝要を引用するに、その制度を論じて次のごとく陳述してゐる。

王制の義は上下院御取立、大事小事次第にも寄り候得共、先下院にて議決候處を上院にて猶議決著相成候上、御施行成され候義。且州郡の議事院も上下を分御取立相成、前御國中惣議事院の下院に會計外國曲直裁斷の職を分、州郡議事院は上下共同斷の職を分、取扱候樣の義。其他種々官員入候得共、先大本此くのごときの仕法、御國政都て右兩所の議を經て然る後御奏聞、決議の事は容易に主上も御議論在らせられず候樣の義。且右の通王制御施行の上は、諸大名私家の兵卒貯置候に及ばざる義に御制度御定、一種新に御國の海陸軍御設、各地要所に屯營を取立置候樣相成、則全國守護の兵と仕候義、此入用は御當家御始諸大名盡く高三分の二を上納、右を以入費に當て候義。諸寺院も同斷、其上商稅等迄一般御取立、是亦右費用に差向相成候はゝ必可也の守護の兵出來仕るべし。右等相成候に付ては都て御政事簡裕に成され、四民併合、御國益を開候義勝手次第と仕、左迄無害の義は何にても御許容相成候て、生靈の情を束縛せず、都て御國律御一變、議事院を以蒼生の言路を塞がず、政事寬にして公明正大に成され、全國の力を以全國を守、全國の財を以全國の費用に當て、諺に曰天下は一人の天下にあらず、天下萬民の天下と申如く相御候はゝ、誰有て政を專にし國を私する抔の言を出候ものは之れ有るまじく、云々。（淀稻葉家文書）

ここに論陳された中央集權的改革の進歩的性質は多くロッシュの進言によること明かである。しかしながら、問題はかくのごとくにして『天下は一人の天下にあらず、天下萬民の天下』といふ體制を整へるならば、德川氏は上院を主宰し全國守護の兵の總指揮するといふ政兵の實權を掌握しても、國政を專にし私するといふ非難攻撃を受けざるに至るであらうといふ見解である。殊にかかる體制のもとに於いて、議事院決議は奏聞を經るべきものとされながらも、『決議之事は容易に主上も御議論在らせられず候樣の義』と規定されてゐた。この點は西周や津田眞一郎の憲法草案と構想の軌を一にするものとして、注目されてよい。幕府的立場の公論政治論の歷史的意義はここにも典型的に窺はれるのであるが、ここに、幕府政治は國家全體の立場を捨てて幕私幕利を圖るものとして非難せられたのであるから、『全國の力を以つて全國を守り、全國の財を以つて全國の費用に當てる』といふ『公明正大』な施設に立てば專制擅權の非難を避けうるといふ見解が、いまや家祖家康の標榜した民本的支那的原理をふたたび標榜することによつて根據づけられてゐることは、實際興味深いものがあるではないか。しかしながら、仔細に觀察すると、この『天下は一人の天下にあらず、天下萬民の天下』といふ理念は、國家内に於ける民本主義を意味するよりも、『全國の力を以つて全國を守り、全國の財を以つて全國の費用に當てる』といふ國家全體の立場を意味するとみるべき性質を帶びてゐる。

民本主義ではなくして、一種の國家主義とみることができるものである。從つて、この原理はかつての支那的原理の直譯的移植にあらずして、新しい環境に於いて再生產された新鮮さを盛つてゐるのである。換言するならば、上述のごとき公論政治思想の本來の立場がそれであるといつてよいのであつて、その『公』とはまさにこのやうにして再生產された意味に於ける『天下は天下の天下なり』といふ意味にほかならないのである。

では、そのやうな再生產の環境はいかにして與へられたかと問はれるならば、ここに於いてもまた歐米列强の侵略的東漸に對する國家的自覺がそれであつたと指摘しうるであらう。この間の事情を例證するにたる端的な事例を次に列擧するであらう。

その一は讃岐高松藩の學者赤井東海が半隱居士の筆名をもつて著した「海防論」（日本海防史料叢書所收）である。嘉永元年の自序があり、翌二年さらに安積艮齋が序を加へてゐるが、ときに東海は六十三歲、齡ひすでに老いて志氣益〻壯、阿片戰爭以後に於ける西力東漸の急迫に慨然として海防の急務を力說したものがこの書である。主本より擊手に至る十條、退いて『瓜哇たらん』ことを待つより進んで外夷を擊攘せよと叫び、『嗚呼我が神州五千年來の淨域、一朝化して氈裘腥膻の區とならんか、果して然らば則ち天地日月も我心を照すべし、我將に必ず東海を踏んで一死あるのみ、抑も知らず、我に殉ずる者、世間亦幾人ぞや』と慨歎して筆を擱いてゐる。さうしてその第一主本は、海防第一の本旨主策は將軍が『天子翼戴を專務として』そのもとに『一鄕一國、君臣上下死生存亡をともにして我が神國に殉ずる』體制を整へるにありといふのである。卷頭この趣意をのべて、

天下は天下の人の天下にして一人の天下に非ず、故に堯は之を舜に讓り、舜は之を禹に讓る、讓らんと欲すと雖も、讓るべき德の人なければ、則ち其德なる子に讓る、故に禹は啓に讓り、湯武は太甲成王に讓る、是れなり、我朝四海一王、千載一帝、全世界中に比等すべき者なし、然れども是を一人の天下と思ふ時は、亂臣賊子、簒逆の患ありて、外夷窺窬の端を開くべし、故に天下は天下の人の天下として公道を以て私なく、君上懷フ。度なしくして、誠實口に體し、人を疑はずして、能く是を容るゝ時は、君臣一體口リ外ヨリ覗ふべき間隙なかるべし。

といひ、また德川氏が家康以來二百年諸侯を江戶に參覲し妻子を江戶に置いて兵亂を抑へてきたのは『天子翼戴を專務として、百姓の塗炭を救ふを急とし』、もつて二百年後を豫料して民と休息しきたつたものであるが、いまや『我邦今日の昇平干戈を見ざること二百三十年』、『滿淸壬寅の外寇動亂』ありて、しかも『西賊鄂羅暎咈の窺窬を以す』るのとき、

此時に當てや、天下を以て一人の天下となすべからず、もし一人の天下となせば、たゞ其虛器を擁するのみにて、其擁は蠭起群雄の手に歸し、四海昇沸萬民瓦解し、神州の神州たることいまだ知べからず、是故に君上己れを虛ふして人を疑はず、天下の人の天下として、國常神武の基業を曠しからしめず、天

運の循還を權し時勢の公私を量り、諸侯の海防ある者悉く藩に歸し、或は三年、又は五七年、其公役路費を以て國儲とし、其士氣を養ひ、其武備を脩めて、以て非常の警衞とし、其形は封建にして、其制は管轄團練し、其跡は郡縣に非ずして、其用は義勇義軍を建て、一國一鄉、君臣上下、死生存亡をともにして我が神國に殉ずること、今日の急務なり。

といつてゐる。ここに『君上』といつてゐるのは　天皇をさしたてまつるか、將軍をさすか、明瞭を缺いてゐるが、四海一王、千載一帝の國體が全世界中に比等すべきものなきことを認識せる赤井東海にとつて、『天下は天下の人の天下』といふは、王位を公にするといふ支那的原理を意味しない。それは天下を私せずして『公道』をもつてし、『時勢の公私を量る』といふ意味であり、もし君上が將軍をさすとすれば、それは人を疑つて諸侯の反覆を鉗制するために諸侯を參府せしめることをやめ、これを在國せしめて武備を整備し、『一國一鄉、君臣上下、死生存亡をともにして我が神國に殉ずる』の體制を整へるべきを力說してゐるのである。それは將軍の天下なりとせずして國家全體の立場に立たざるべからずといふ意味と解するを至當とする。皺臺第七の章にはまた、『昔時蒙古の襲ふや、龜山帝其命を以て日本の爲に代へんと禱る、烈祖の上洛や、不思議の虎穴に陷るを諫むと雖も、烈祖は天下の爲に其命を棄んと誓ふ、古より聖主は、天下を以て一人の天下とせず、天下の爲は其身を粉碎ずと雖とも、辭せざる所に在り』ともいつてゐるから、この意味は大體察知しえられるとおもふ。勿論、『天下は天下の人の天下』といふ觀念には天下は天下萬民の支持によつて維持しえられるといふ意味があることは覆ふべくもないが、いかにして萬民の支持をうるかといふならば、それは民を本とする善政によつてといふよりも、國家全體のためを圖る政治によつてといふ意味に變化してゐるところに、この觀念の新しい解釋が再生産せられてゐるのである。

第二には、やがてペルリの黑船來航となり、安政元年には米英露諸國と和親條約を締結するの餘儀なきに至つたが、二年には米國測量艦隊がきたつて沿海測量を强要するといふに及んだ際、四月大目付目付等は老中に上申して、『國家興廢存亡に與り候儀、御手限りにて御扱成され候ては天下公共の大儀に戻らせられ候筋に付』、大小名面々の異存なきうへにて措置することによつてのみ『國內瓦解の患を防ぐ』ことができるであらうと陳辯してゐること（幕末外國關係文書）、卽ち『天下公共の大儀』といふは、明かに幕府のみに關係せずして『國家興廢存亡に與る』の意味にほかならないのである。さうして、安政五年三月米國總領事ハリスが通商條約の調印を急迫するに至るや、老中堀田正睦はこの情を奏して勅許を請ひたてまつつたが、その三月十二日權大納言中山忠能以下堂上八十八人列參して外國處置斷じて幕府に委任せらるべからざることを陳情し、十七日地下人九十七人また連署して、

乍恐天下は一人之非ニ天下一と申議も有レ之候得者、萬民納得不レ仕候はては內外爲混亂奉レ存候間、何卒尙此上にも廣く被レ召ニ群議一、不レ被レ汚ニ神國一、衆民承伏之由沙汰に相成候樣（幕末外國關係文書）

と上書したのであつた。かの高杉晉作が、『實に　天朝の御盛、大悅々々、此の十人者、豈楠公哉、四十七人

の及ぶ所ならん哉、誠に振臂憤激致し、是れ此の時日本の日本たらんと欲するの日なり』と喝破したのは東行先生遺文、まさにこのときのことであつた。そこで、ここに『天下は一人の天下にあらず』といつてゐるのは、萬民納得せざるに於いては内外混亂して神國を汚すに至らんも期し難いといふ意味に於いて、天下は天下萬民の支持によらずんば維持しえられずといふ民本的意味を有してゐるけれども、ここに於いてもそれは天下萬民が『納得』して國家と休戚を同じくするの決意を固めるにあらずんば天下を維持しえずといふのであつて、もはや古き民本主義を意味しないのである。

第三は、尊攘運動は八月十八日の政變に崩れ翌元治元年禁門の變によつて彼此立場を變じ、征長問罪の勅詔を請ひたてまつつて、長藩を處分し、さらに、翌慶應元年正月將軍親しく帷幄を大阪に進めるに決し、閏五月大阪城に入つた。だが、そのとき長州藩には高杉晉作以下慨然として蹶起し、十月には土佐の坂本龍馬が馬關に桂小五郎及び高杉晉作と會談して薩長提携運動を進めつつあつた。幕府はここにやうやく再征の勅詔をえたのであるが、四國聯合艦隊の兵庫沖侵航をみ、大波瀾の末遂に十月五日條約勅許、やがて軍を擧げて長州再征の陣を張らうとした。ところが、大勢すでに一變し、岩倉具視はこれをもつて、『公戰すべき外夷に對しては振慴其怯を示し、私鬪すべからざるの防長に對しては傲然として其勇を示す、本末を誤まること何ぞ其れ甚きや、是れ幕府が已に其實力衰弱の極に達するも仍ほ虚威を誇張し、陽に　朝命を假りて陰に其權勢を回復せんと欲する者にして、皆公義を捨て、私利を營むに過ぎず』と論斷したこと前述のごとくであり、長州藩ではすでに、『大君政府の私に與へし』稱號などは剝脱せられるとも、『我君家數百年の久しきより帝朝に勳功あるを以て下し賜ひし勅感の書類尊貴徽章官位等は依然として猶存す』と信じ、『是に加ふるに領する所の兩國は大君政府の賜物にあらず』と、外國商人に對しては傲然として其勇を示す、本末を誤まること何ぞ其れ甚きや、是れ幕府が已に其實力衰弱の極に達するも仍ほ虚威を誇張し、陽に　朝命を假りて陰に其權勢を回復せんとするものにして、人心もはや動かざること明瞭であるといふ意味に於いて『天下は一人の天下に之れなく候』といつてゐるのであつて、そのかぎりに於いて天下萬民の支持をえずして天下は維持しえられざる所以は幕府が『公義を捨て、私利を營む』ちかの條約勅許の日、幕府が長州再征の鳳詔を得たとの報に對して八木龍藏後の北垣國道は、『乍併世の形勢非義の勅にて列藩動き申さず、彼愚策を數層相增候』といひ、

我れは必戰相待候事に候得者、別段相騷ぐ事も無レ之、天下は一人之天下に無レ之候、微力といへども傍觀は相成間敷候

と木戸孝允を激勵した（防長回天史。文意を察するに、幕府の鳳詔をえて長州を討たんとするは、陽に　朝命を假りて陰にその權勢を回復せんとするものにして、人心もはや動かざること明瞭であるといふ意味に於いて『天下は一人の天下に之れなく候』といつてゐるのであつて、そのかぎりに於いて天下萬民の支持をえずして天下は維持しえられざる所以は幕府が『公義を捨て、私利を營む』がためであるから、これもまた古き支那的民本主義といふことはできないのである。

かやうにして、『天下は一人の天下にあらず天下は天下の天下なり』といふ支那的民本主義の原理は、いまや新しい衣裳をつけて歴史の舞臺に登場した。ここに想起されるのは、ただ山鹿素行の思想である。『一人の天下を私するを云、天下の天下とは天下のものの心を以て天下を治る也、天下の利を同じくするは、

是れ乃ち天下の天下也、利を同じくするとは天下の利する處を利として、天下のにくむ所をにくむ也、天下の利を擅にするは一人の天下と爲す也』とは「六韜謬義」に素行が喝破したところであるが、かれに從へばこれ『公私の分』の岐れる所以なのであつた。まさにさういつた意味に於ける『天下公共底』の立場を、この再生産された『天下は天下の天下なり』といふ思想の新しい意味は表現するものであつた。幕府主義を構想してきたこの民本主義の原理が、かやうにして國家全體を立場とするといふ公論政治思想の論據として再生産せられるに至つたといふことは、實に興味深い歴史の所業ではないか。しかも、このやうな意味に於いてのみ『天下は天下の天下なり』といふは日本的原理たりうると最も明確に指摘したのは、吉田松陰であつたことを、ひとは想起すべきであらう。『然りといへども、普天率土の民、皆天下を以つて己れが任となし、死を盡して以つて天子に事へまつり、貴賤尊卑を以つてこれが隔限をなさざるは、是れ則ち神州の道なり』、——さういふ意味に於いてのみ『天下は一人の天下にあらず』といひうるのであると齋藤榮藏を叱咤した松陰を、ひとはここに想起するであらう。嘉永六年六月三日ペルリの來航するや、親しく浦賀に國書受理の情況を偵察した松陰は慨然として「將及私言」を草し、「大義」と題して、『天下は天朝の天下にして乃天下の天下也、幕府の私有に非らず、故に天下の内何れにても外夷の侮りを受けば、幕府固より當に天下の諸侯を率ゐて天下の恥辱を清ぎ、以て　天朝の宸襟を慰め奉るべし、方に是の時普天率土の人、如何でか力を盡さざるべけんや、尚何ぞ本國他國を擇ぶに暇あらんや』と喝破したことをまたここに想起すべきであらう。け

だし、かかる意味に於ける『天下は一人の天下にあらず天下は天下の天下なり』といふ思想は、『支那人の語』としての主權は有德の聖哲に歸するといふ『天下爲公』の原理であるのではなくして、『上下貴賤の隔限』なく天下と休戚を同じくするといふ意味であり、一國一鄕の隔限なく國家と死生存亡を同じくするといふ意味であつて、それは國家的國民意識の成長を物語るものであり、上下萬民が國家の興廢存亡を擔任するといふ本來の公論思想と原理を同じくするものなのである。この意味に於いて、「將及私言」に松陰が、『總て本事を擧行ふ時は必ず衆議歸一の所を用ふべし、是れ政の先著なり』と指摘した所以が想起されてよいであらう。逆にいふならば、本來の公論政治は『天下を一人の天下』として私せず、天下萬民と共に國家の興廢存亡に對する休戚を同うする政治といふ意味であり、公論政治とはかかる『日本全體』の立場に立脚する政治といふ意味にほかならなかつたのである。

列侯會議及び上下議院は、本來このやうな公論政治の具體化であり制度化を意味したのであつた。この點、前引の松平乘謨の見込書は注目に値するものであるが、家茂薨去の後の慶應二年九月十日慶喜が諸侯を召集して列侯會議を開催せんとする際に於ける、松平慶永の家臣毛受鹿之助と老中板倉勝靜の對談もまた注目をひくであらう。板倉閣老は『今般の諸侯召集は決して德川家の御爲めを御相談あるべしとの事にあらず、全く皇國の御爲を御相談あるべき』趣意なることを告げた。毛受はさらにこの際慶喜が德川氏の立場に於ける『御私情を全く御脫却』あるべきことを力說し、慶永の所存として現下の政情を報じ、

今度の御反正を只管に難レ有事に存し、中納言様を輔賛して御國是確立の事を希望する輩もあるへく、又中納言様御反正の有無に拘はらす、最早御輔賛致し難し、天下は天下の天下にして一人の天下にあらすとの旨趣に依りて、別に御國是を立てむとする輩もあるへきなり（續再夢紀事）

といつてゐる。そのいはゆる『天下は天下の天下にして一人の天下にあらずとの旨趣に依』るといふのは、明かに公論政治制度を樹立するといふことを意味する。もよそ封建因襲を脱却して、一國一鄉君臣上下の隔限なく『日本全體』の立場に立脚するの意味であることは、事明かである。

やがて、公論政治思想こそは大政維新を成就した原動力であると考へられ、この公論政治を制度化することによつて皇政復古を意義あらしめると考へられるに及び、歐米の議會制度こそそれを具體化する恰好の制度であると思惟せられ、列侯會議論より上下議院論が唱道せられるに至つたことは、既述のごとくである。名和緩が岩倉具視に呈した意見書によれば、その議會制度がまたかうした思想によつて理解せられてゐたといふことをしりうる。

元來名代議院之儀は、殆んと萬國古今之弊害を通觀し、天下と天下を俱にするの遺意にして、皇國之如き政府より是れを興立する時は實に宇内に冠たる美政にも可二相成一候、故に是迄之目的を一變し其根本を尋ね、士庶を不レ分、天下の俊秀を網羅し、選擧之法を審かにし、是れを集議院に集め、即今之處、立法之權を不レ授、只管人心をして倦まさらしめは、數年之後必す公論之起り候事も可レ有レ之（岩倉具視關係文書）

と名和緩がいつたごとき、このことの例證として擧げることができるであらうか。

公論政治思想の歷史的意義は、いまや『天下は天下の天下なり』といふ理念の幕末的再生產に於いて觀察するとき、頗る明瞭となる。『廣く天下の公議を盡し聖斷を仰ぎ同心協力共に皇國仕候得ば』と政權を奉還した思想、『縉紳、武弁、堂上、地下の別なく至當の公議を竭し天下と休戚を同く遊さるべき』と皇政復古を宣したまへる思想は、このやうな公論政治を意圖せるものであつた。要するに、それは封建的私政を洗滌し國家的國民にまで鍊成せられた國民意志のうへに政治が行はれることを要望する思想なのであつた　だが、いかにそのやうな國民國家的意識が鮮明であらうとも、『君臣の大義を主とする』ことを打忘れるに於いては、單にそれのみをもつて正しい政治として認められえないといふ日本的政治原理を印證せるものが、大政奉還論に包藏された公論政治論の否認であつた　このことはきはめて銳利に、そしてきはめて嚴肅に明辨されねばならない。何故なら『君臣の大義を主とする』尊皇の精神と切り離された公論政治思想は、これを制度化するの模型としてすでに歐米の民主主義的、即ち反君主主義的な近代議會政治が發見されてゐるとき、さうした歐米の政治思想によつて公論政治を制度化しようとする變質せられたる議會設立運動が展開されやすい狀況が現れるからである。しかも、さういふ公論政治が再生產された支那的原理によつて論據づけられたとき、ひとびとの觀察はますます銳利かつ嚴肅を加ふべきであつた。何故とならば、『天下は一人の天下にあらず天下の天下なり』といふ觀念の、幕末的再生產としての意味と、支那的原質としての意味との重

大な相異は、國體に徹すること吉田松陰のごとき深刻さに於いて把握されぬかぎり、その相異は容易に確認しがたいばかりでなく、逆に容易に誤解されやすく、原質的なものに還元されやすいからである。そしてもしこの原理が支那的民本主義への還元に於いて唱へられるならば、問題ははなはだ重大とならざるをえないのであつた。何故とならば、その思想の原質たる支那的民本主義こそは、歐米的民主主義への變質を容易に可能とする傾向を十分にもつた思想なのであつたからである。いふまでもなく、その兩者の間には巨大な障壁がある。その障壁は、しかしながら、觀念形態として存する思想そのものよりも、現實態としての數千年來の王朝專制政治の牢乎たる堅牢さにあつた。だが、その堅牢さでさへ革命の衝撃に對する完全な抵抗力を有せざりしことは、支那政治史がこれを證明してゐる。觀念形態としての民本主義がデモクラシーへの變質可能性を多分にもつてゐたといふことは、その巨像の憎惡にみちた破壞によつてはじめて革命が實現せられたとしても、民主主義民國の新しい偶像として孔孟の名がよばれることが可能とされる事實をもつてしても、窺知しえられるであらうか。

もしこのやうなことが指摘しうるとすれば、いまや公論政治の原理が支那的民本主義の原理の日本的再生産として見出されたといふことは、きはめて重大な關心をもつて注目せられなければならないのである。何故とならば、一般に歐米の文物制度に對する憧憬崇拜の念にみちた模倣追隨の傾向が擴大深化せられる情況下に、公論政治思想と議會開設運動との關係に於ける第二の段階、卽ち公論政治思想が歐米的な衆民政的民選議院の開設を要求する運動の論據たらしめられる段階の展開過程に於いて、かやうにして再生産せられた支那的民本主義の原理によつて公論政治の論據がみいだされたといふことは、その原理の支那的原質への還元性の危險がはなはだ濃厚であつたために、かかる展開を誘導する通路を開くことを容易ならしめたからである。そのやうな新しい近代的景觀は筆研をあらたにして後章に展描されるであらう。

五

維新の皇謨が遂に欽定憲法の發布となり立憲議會の開設に至つて歸結をみたといふこと、かかる政治史の發展が公論政治の確立といふ動向のうへにあつたこと、このやうな常識的見解に率然として異議を唱へようとするのではない。しかし、もしその議會政治が歐米的な民主主義的原理の制度化であり、公論思想がそのやうな民主主義的要求を意味したものと解せられるならば、その重大な誤謬を指摘せざるをえないのである。要するに、公論思想の昂揚は、封建的鎖國的舊殼によつて閉された士民が『日本全體の大事』に目覺めしめられて國家的國民の自覺を開かしめられたことを意味したのであつた。それは、端的には、『幕私幕利』を主とする幕府政治に對する、『幕府の爲めに便宜』なること直ちに『天下の爲めに忠』にあらずといふ批判攻撃として發露せられた。勿論そこには民意輿論の支持なくして政權の維持は不可能であるといふ見解が成り立つた。しかし、公論とは被治者たる民衆意志の量的多數を意味するのではなくして、國家を自覺せる國民意志による質的絶對量を意味してゐた。橋本左内に從へば、『皇國の御一大事故、皇國人心の歸する所にて

處置』すべきであるといふ意味に於いて、公論による政治が輿望せられたのである。いふまでもなく、封建的士民にかかる國家的自覺を喚起せしめた直接の契機は、民族を異にする外國の唐突たる侵航の衝撃であつた。ここに公論思想が、被治者として封建的隷屬に閉ぢこめられた一般庶民によつてではなく、國家護衛の責任者として錬成準備せられてゐた治者なる武士の間に喚起せられ唱道せられた所以がある。封建的私政の歴史的慣習のうへに立脚せる幕府が、その『幕私幕利』を脱却して公論政治の基礎のうへに立つならば、やがて『名を棄てて實を採る』ていの公法的基礎を確保しえてその實權を維持しえると思惟した所以も、ここにあつた。が、しかし、『幕府の私は近世井伊安藤の輩より起れるにあらず、既に神君創業の頃より專ら幕府に利ある事のみを務め、朝廷に利ある事は殆んど顧みられず、爾來二百餘年』にわたる幕府主義の『慙懼』の念に於ける自己清算こそが、眞に臣子たるの『恭順』の道でなければならなかつた。慶喜に對して『大政奉還の條件』として獻說されたところの公論制度論が、その內實に於いていかに依然たる幕府主義的實權を維持せんとする企案を深藏するものであつたかは、すでにみた。よしんば公論的基礎を確保しえても、遂に尊皇の大義の明徴を缺くに於いては維新當初に於いては存立が許されなかつたところに、當代の公論政治思想の特質がある。皇國國體の自覺が明晰なるときに於いては、尊皇の精神と切り離された天下の公論なるものは、畢竟、存立しえなかつたのである。わが皇國に於いては、國家的國民たるの自覺は　陛下の臣民たるの自覺を根柢とすることによつてのみ、意味を有したのである。勿論、當時庶民といはれた民衆の政治的な力の成長といふことを無視すべきではない。けれども、それは、歐米的な市民的基礎に立つ政治意識は芽生えてもゐなかつた。政治の分け前を與へよとか、政治の全人民への解放の要求といふがごとき自由の意識に根柢をもつデモクラシーの萌芽をみいだすことはできない。都市民たる町人はあくまでも封建的な隷從的商人であつた。公論政治思想は尊皇の精神の支柱のうへにこそ立つものであれ、民衆の政治的要求との連りはいささかもつものではなかつた。

しかるに、そのやうな公論政治を具體化し制度化する典型として、形式的に、民主主義的本質のもとに發達した近代的議會制度が移植模倣せられた。公論政治思想と議會設立運動との關係から觀察すべき、これは第一の段階なのであつた。ところが、このことのために、やがて議會政治の民主主義的本質が正當に認識せられるに及んで、ここに公論思想をかかる近代的議會設立運動のための論據とする第二の段階に轉換せられる。かかる論據とせられるとき、公論政治思想は當然その本質を民主主義的色彩のものにまで變質せしめられなければならなかつたのである。この場合、ひとびとの注目しなければならぬことは、公論政治と原理を同じくする『天下は天下の天下なり』といふ再生産された支那的原理が、再度、支那的民本主義に還元せられつつ、公論政治思想のかかる變質を誘導する通路をたやすく開鑿するといふことである。本章に於いては、そのやうな第二の段階を展望的に準備しつつ、第一の段階の、卽ち本來の公論政治思想の本質及び歴史的役割を檢討してきた。最後に、かかる考察の當否を吟味するために、公論政治思想に對する諸家の見解を

檢討してゐかう。

このときまづ注目せられるのは、公論思想の昂揚に對する政治思想史的意義について、つねに二樣の見解が相對立しつつ存在したといふことである。その一は、それをもつて近代的議會政治を要請するものであるとし、明治維新は從つてその展開過程の出發點であるとする見解である。その二は、それは決して近代的議會政治を要請するものとみるべきではなく、立憲議會の設立はその公論政治思想の發展的歸結であるとはするけれども、從つて、明治維新をもつて近代的議會政治體制の成立にとつての特殊な過渡的意義をもつものにすぎないとする見解である。かかる見解の對立は、いふまでもなく、公論政治思想及び立憲議會政治に關する解釋の相異によるものである。かうした點に留意しつつ、以下具體的に代表的な諸說を分析してみよう。

慶應二年七月長崎留學生八木八十八が松平慶永に報告した祕密情報によれば、五月二十七日に英國公使パークスは各國コンシュルを集めて英國の政策が、『大權を　天朝へ屬し幕府は一諸侯に降し、天下諸侯京師に會議し、共和政事の儀を主張』するにあることを說明したといふ。同じころ天空子なる人物は、日本向後の措置を豫想して、

日本今日之形勢、獨乙列國之例を以て西洋諸國と盟約を結ひ、日本之諸大名を京師に會合し政事之得失を議定し、　天子に奏聞して六拾餘州に施行すへしと云、共和政府を以て國の基本を立　天子に奏聞許

可施行致し候は英國の政躰に倣ひ候との趣意なり。

と論じたことが、ともに「續再夢紀事」にみえる。『共和政事』とここにいふは今日の共和政治の意味でなく、議會政治の意味であらう。即ち明治維新をもつて幕府專制政治を打破しで、議會政治を設立せんとする運動と解してゐたわけである。しかもそれをもつて『英國の政體に倣ふ』ものであるとしてゐることは、興味深い。これは即ち第一類に屬すべき見解である。なほまた慶應四年十月廿二日九鬼隆義が三田家中への達しに、

近來外國交通より宇內形勢政治の善惡御納言被レ爲レ在候て、思召被レ爲レ在候筈よりして、上は政權を朝廷へ御歸し被レ遊、下は諸侯の領地を減し、藩臣の良才を選擧被レ爲レ在、或は官職も被レ與、或は親兵御用被レ遊、謂る共和政治に御改政被二仰出一、上中下院に評所を設け萬事公共の論を以、御政令一途に被二仰立一（中略）變通天理に不レ達、革命を不レ知偏見不レ足レ論候　新聞荅叢

といつてゐるのは、本來德川家のためには身命は申すに及ばず一番をあげて殉じようといふ反動的立場を固守するものであり、公共の論をもつてする『共和政治』を過激論とするものではあるが、明治維新をみることと第一類に屬すべき性質のものである。けだし、かかる見解は當時に於いてすでに相當廣く行はれてゐたとみてよいやうである。

―慶應四年「内外新報前記」に正月八日譯出せし新聞を抄すとして、

日本國政變革に付て西國大名の會盟を催す法則にて善き裁許稱たる書付なり、終に西國諸侯徳川家の黨に擊勝べし、此變革は廣大にして且都合能ある中に、其利最小貴人に關係せり、外國人にも亦及べり、如何となれば、則將軍の擅なる政を除くのみならず、朝廷縉紳、新會議官の兩職、幷に人民の撰たる多くの名代人と會合するによつて、我等の常に日本政事の妨と考ふる　天子公家の權威も變ぜん、我等考ふるに改革の大なる手段は共和政事に趣く時運ならん、外國迄貿易の盛なるによつて商人の富强も亦從て起り、各名代人を撰び建言すを得るに至らん、今の變革は獨治政事より會議政事に轉じたる變革なり、日本政事は多年企望せしごとく都合よき模樣になるべし、（中略―王政復古の大號令を記して）最も盛擧は第二の決定なり、王政復古に付、縉紳武士貴賤の別なかるべし、參與の五人同等の縉紳といへども、大名有士十五人列せり、其は果して平人會議の萌芽ならん、我等必ず後に平民の名代人も武士の目代に同席するを見ん、貴賤の平等定められぬ人民の隔りを廢して武士農民ともに均しく並肩を得、各職務を爲さんとは誠に日本幸福の日ならん、改革の法則は文明開化の美事なり云々

といふ説が掲載されてゐる。この外國人の觀察にしたがへば、明治維新は徳川幕府の『獨治政事』を破壞し武士農商並肩して選擧せられたる『名代人』によつて行はれる『會議政事』を實現する『變革』であり、やがて『天子公家の權威』も變じて『共和政事』にまで進展すべき『變革』である。明治維新が議會政治の成立にむかふ變革とみられるならば、このやうにやがて『天子公家の權威』も變ずべきことが展望されるべき理由がある。

明治六年三月發行の「もしほ草」第三篇によると、『此度東京において公議所おひらきに相成り、公議人二百七十人ほど出席ありたり、先達て御布告の趣にては、以來は庶民に政府を扶け、公明正大の政を施し行ふべきの權をゆるされたり、此事は開化文明の一大改革といふべく、世界中これまで庶民に此の權ありしは、獨アメリカ合衆國のみにして、その餘の國には決してなかりし事なり』といふ説がある。これは「五箇條の御誓文」によつて開かれた公議所を庶民が政府を扶けて公明正大の政治に參與する參政權をあたへられたものと解してゐるのである。これらの見解は、要するに、議事院制度をもつて庶民參政權の與へられたる代議制議會と解し、明治維新をもつて歐米の政治史の發展を規準として專制政治より民主主義的議會政治への變革とみてゐるのである。

しかるに、慶應四年閏四月發行の「江湖新聞」第六集に横濱在留洋人某の所説の大略を譯したものとして掲げる「日本政體および内亂の説」には、

扨會盟の方は三藩と稱せるもの魁首となり、其餘の諸侯は班に列せる迄なり、政事を採るの法、帝を戴き、議院を設け、議官を置、輿論を開き、歐洲立君裁制の國體を擬模し、頗る開化に至れるが如くなれども、其事業は全き事を得ざるべし、其故何ぞや、凡そ立君裁制之政治、歐洲に行はるゝの勢を考るに

封建一變して、國君擅制に至り、擅制一變して裁制に及ぶ、いまだ封建より直ちに裁制に變ぜるものを見ず、今　帝の政府にある定額の兵員金穀等は、皆會盟より出す所なり、會盟一度瓦解せば、帝は再び帝の空位を擁し給ふべし、これ政府の實權京師の手にあらざる證據なり

といつてゐる。卽ち、歐洲に於ける立憲議會政治の發展過程は封建政治より專制政治をへて立憲政治に至るを典型とするものであるから、封建制度下に議院を設けるといふものは、もつて歐米的立憲議會政治の實現とみるべきでないといふのである。封建制度の崩壞後に展開された君主專制政治〔absolutism〕に對する民主主義革命によつてはじめて獲得されたものが歐米に於ける立憲議會政治であつたのであるから、歐米的な政治の發展過程を規準典型として觀察するかぎり、維新當初の議院論的公議政治及び御誓文の具體化としての政體書的公論政治が本來の歐米的議會政治たりえないことはいふまでもなかつた。さうして強ひてそれを歐米的議會政治の『萌芽』であると解するに於いては、かれらのもつて『常に日本政事の妨と考ふる　天子公家の權威』が變ずべきことを期待せざるをえないであらう。だが、明治維新は明かに『天子公家の權威』が數百年來の雲霧を破つて天高く輝きいでた皇政復古をもつて第一義とするものにほかならなかつたのである。歐米的な政治の變革過程を典型として解釋するかぎりに於いては、やがてその『天子公家の權威』の變移するであらう企望をもたざるをえないか、さもなくんば、『歐洲立君裁制の國體を擬模』するといへども、外形上の模倣にすぎないと觀察せざるをえなかつたのである。もし明治維新をもつて民主主義議會政治卽ちいはゆる『共和政治』への變革の發端であるとみるならば、それは根本的な誤謬であつたのである。けだし、維新當初の議院制度は、日本獨自の歷史的事情に於いて發生した公論政治思想を具體化し制度化するために、便宜的に歐米の議會制度が外形上の未熟なる認識にもとづいて移植模倣されたものにほかならなかつたからである。

しかしながら、五箇條の御誓文に掲げられた萬機公論の御宣言こそ、立憲議會制度開設運動の論據とせられてきたといふことは、疑ひもなく確かであつた。かくして、立憲議會制度の成立は維新の皇謨の必然的歸結であり、萬機公論に決すと宣言せられた「御誓文」及びその御趣旨を具體化せられたものである三權分立の「政體書」は　維新當初に於いて近代的立憲國家の礎石を据ゑたものと考へられるに至つた。『立憲の宏謨は維新の初既に決する所あり』とし、五箇條の御誓文をもつて『明治維新第一の憲章』であるとする穗積八束博士の「憲法制定之由來」は、これに對する古典的解釋をあたへたものとして擧げられる。實際、萬機公論の御誓文が立憲議會開設運動の金科玉條的論據とせられたことは否定しうべからざる事實であるから、さうした意味に於いてこの通說を動かすことはできないのである。「自由黨史」が、『故に尊王といひ攘夷といふも、其實は名を之に藉りて幕府專制の政治を覆し、閥族階級の害毒を掃蕩し、以て國民多年の積鬱を霽らさんが爲めにして、其實く所は、實に皇權の回復と共に、民權を舒暢するにあり、さればこそ維新の新政府は、公議輿論を以て、其唯一の政綱と爲し、德川の專制抑壓に反して、一意に公明自由の政治を標榜したる

を見る』[四八]と、斷言して憚らなかつた所以である。

公議輿論の思想の昂揚は確かに幕府政治の『專制抑壓』を洗滌せんとする國家的自覺の發露であつた。しかも、それは『國民多年の積鬱を霽ら』し皇權の回復とともに『民權を舒暢』せんとする民衆の政治的自覺の發露であつたであらうか。尊王といひ攘夷といふものは、幕府專制の政治及び閥族階級の害毒を打倒掃蕩せんがために『藉られた名』にすぎなかつたであらうか。むしろ、尊王または公論がやがていはゆる藩閥的有司專制に對する自由民權の主張のために『藉られた名』となるに及んで、逆にかかる解釋が成長したのである。幕府政治の廢絕は、民衆の政治的自覺による民權舒暢の要求から發したのでは決してなかつた。從つてかかる見解こそは尊王に『名を藉りて』自由主義を打樹てんとするものではなかつたであらうか。成程、昔勤王を唱へて奔走した志士にして今や民權を唱へて奔走するに至つた事實を看過すべきではない。

勤王主義を主張するは深く可ニ賞賛一次第に候得共、然に所謂勤王も、今日の勤王と昔日の勤王とは自ら相同しきを得ず、時勢の變遷に隨ひ、自ら其適用を異にせざるを得ず、卽ち其精神こそ一なれ、其形而上之作用に至りては、猶ほ刀槍相殺之時代と言論爲戰之時代と相異るか如きの別有之、徒らに討幕攘夷之舊夢に依り候ては決して今日之勤王は出來不レ申候

といつたといはれる伊藤博文の衷情を察し、『所謂普天の下、率土の濱、王土王臣にあらざるなしと云ふ此の大原則に憲法政治は適せぬやうに心得る』眼界をもつて、この今日守舊頑固の說をなすべきではないであら

[四九]けれども『昔日の勤王』は民權舒暢にありとする自由主義的勤王は『形而上の作用』こそ異なれ、尊皇の『精神』に於いて『昔日』に異ならないものであつたであらうか。萬機公論の思想が、自由民權思想の認識移植の後にして、はじめて民衆に政治の分け前を與へよといふ參政權の要求を骨子とする立憲議會政治運動の論據に轉ぜられ、かかる公論思想の質的轉換のうへにこそ近代的立憲議會制度設立運動の礎石はすゑられたるものであることは、疑ふべくもなかつた。

憲政の功勞者大隈重信に從へば、福澤諭吉などによつて、『國民の思想を根底から破壞し』、『日本の舊來の道德を根底から破壞し』、『アングロサクソンの文明とアングロサクソンの精神を日本の國民に先つて了解されて、之れを日本の文明と結附けて、而して之を理想界に人に教へる位ではない、直に此の理想を實現しやうと云ふ』日本の精神界思想界の『破壞的大運動』が行はれ、換言すれば『玉石共に燒く』といふ『思想界の大革命』[五〇]が行はれ、かくして新しく掘起された壤土のうへにのみ、近代的議會政治の礎石は据ゑられえたのである。幕末以來喚起された公論政治思想がかかる『思想界の大革命』を準備する民衆の政治的自覺の發露であつたと主張する勇氣をなんびとがもちうるであらうか。いまひとつ例をあげるならば、『徹頭徹尾藩閥に抗して、始終野に在て自由民權の主張をなし、身を挺して輿論の木鐸となりしもの、西に板垣退助、東に磐州』といはれた河野廣中が、『忽然として』まさにかくのごとき名を獲るに至つたのは、かれ自身が告白し

てゐるやうに、明治六年三月偶〻ジョン・スチュアート・ミルの著にして中村敬宇の譯した「自由の理」を一讀し、『其の哲理の剴切なるに打たるると共に、人間の自由權利を重んずべく貴ぶべきを知り、思想上の大革命を起し、從來の思想は根本から打碎かれ』たとき以來のことであつたのである。[五一] ペルリ侵航に際して幕府が先例を破つて諸侯有司の意見を聽取したといふ事實は、福地源一郎が「幕府衰亡論」にこれを幕府專制主義の自己崩壞の端緒であり、公議輿論勃興の端緒であると說いて以來、國民參政の第一段階としての武士參政の端緒だともいはれるが、しかも、公論思想は幕府の措置いかんにかかはらず勃興したであらうし、その公論思想はかくのごとき『思想上の大革命』を經驗した後のそれとは決して同一の性質をもつものであつたとはいひえないのである。或はまた慶應元年十月五日の條約勅許の前夜に於ける大久保一藏以下の諸藩代表者の會議をもつて、或はまた同二年八月小倉城陷落後に於いて將軍名代慶喜が、征長軍の處置を諸藩の見込によつて利害得失論定のうへ『天下の公論の歸着』によつて決しようとしたことをもつて『專制政治を變じ代議政體に革むるの端緒』であるともいはれるが、[五二] しかも代議政體の設立運動が開始されるためには、かかる『思想界の大革命』が準備されなければならなかつたのである。さらにまた『維新前後に、歐米の自由平等主義が急潮の皐頭を突破するやうに我が思想界に浸入し、かつ主要潮流として直ちに社會を支配したのは』、それ以前に於いて、『歐米の新思想を受け入れるだけの土壤』として、『既に我が社會において、自由思想や平等思想が發芽し、また、一部の社會には可なりの深度を以て展開しつつあつたこと』を指摘する學者がある。[五三] しかしながら、深く注意すれば、いはれるところのその『土壤』は佛教的または儒教的思想の潮流中に培はれてゐたのであつて、歐米の新思想がさういふ土壤のうへに受け容れられたのであるとすれば、佛儒的思想の克服のうへに認證された日本的原理によつて明治維新への途が拓開されたといふ歷史にとつて、それは明かに歷史的逆轉ではなかつたであらうか。事實、かの『思想界の大革命』はそのやうな逆轉に於いて第一步を踏みだしたものであると指摘されることさへ可能な理由がある。その『思想界の大革命』そしてさうした『思想界の大革命』を『受け入れるだけの壤土』が移植されてゐた支那思想にあつたといふことの具體的な分析は、後章に委ねるであらうが、この際あくまでも明確に認識されるべきことは、『玉石共に燒く』といふ『思想界の大革命』を經過することなしには、本來の歐米的近代的議會政治思想は認識されえなかつたし、從つてさういふ近代的議會開設運動は開始されえなかつたといふことであり、さうしてまた幕末以來喚起された本來の公論政治思想はデモクラシーの政治制度化として現れた議會政治を必然的に要請するものでは決してなかつたといふことである。[五四]

かくして、ひとびとは徹底的な議會政治家植原悅二郎氏の見解、――『我國の歷史家及び憲法學者中には、明治天皇の五箇條の誓文を以て、我國の立憲政體の根源なりと主張して居るものが少くない、然しながら、それは全く事實の曲解若くは强辯である』といはれる見解の正確さを認めなければならないであらう。『維新創設者中に、立憲政體の何ものなるかを多少會得して居つた人は、假し、ありとするも、恐らく、

極めて少數であつたに違ひない』、さうして『立憲政體なる問題が、明治政府の有力者の間に多少唱へらるゝに至りしは』、明治六年木戸孝允の建白にはじまるのであるが、それでさへ『甚だ淺薄、且つ、茫漠たるもの』であつた。徹底せる議會政治家をもつてみづから任ずる植原悦二郎氏が率直に告白せられるがごとく、立憲議會政治の發生史は、日本が一大轉換をなして『世界文化の渦中に投じた』ときよりして書かれるべきであつたのである。[五五]といふのは、さきにいはゆる『思想界の大革命』に踏みこみはじめた瞬間から書かれなければならないといふことである。かかる轉換の後に於いて、はじめて、公論思想は歐米的立憲議會開設運動の論據とせられることとなつたのである。換言するならば、それ以前に於いて公議輿論にもとづいてなされた議院論は決して議會政治の近代的本質を理解したうへの議院制度論ではなかつたのである。

五箇條の御誓文に於ける萬機公論の思想は、政體書に於ける『議事の制を立つるは輿論公議を執る所以なり』といはれた議政所、さらにはまつたく一時的ではあつたが空前絶後の官吏公選によつて具體化せられ、その後その議政所は、『上の議事所』が『議政官上局』となり、元年十二月には『天下の大小侯伯及中下大夫上士に至るまで召させられ、輿論公議を以て國是の大基礎を建てらる』べく開設が沙汰せられ、『下の議事所』は同年同月、『御誓文の御趣意或は未だ周達せざるもこれあり候處、當今追々四方鎭定、彌前條の通廣く會議を輿し萬機公論に決すべしとの御趣意を以』つて、『公明正大の國典確立』を目標として開設が沙汰せられ、形式上は近代的議會の體裁を整へたごとくであつたが、ともに龍頭蛇尾に終り、二年七月の官制改革によつて集議院に改り、また待詔局より待詔院、その他藩議院の相次ぐ開設となつたけれども、いづれもほとんどなんらの政治力をも發揮しえなかつたばかりでなく、福澤諭吉に從へば、所詮、『當時日本の官邊にも何か會議樣の事を思ひ立ち、政府の改進流は大に力を入れて其事を謀り、恰も一時の流行談を成したるが如し』といはれるほどのものであつた。[福澤全集緒言]その間版籍奉還より廢藩置縣へと封建制度の鮮かな撤廢が展開せられ、明治四年七月太政官職制の制定となり、議事院はその人的規模の堂々を誇りはしたが純然たる諮問機關であり一官衙である太政官左院に轉落したのであつた。これを要するに、よしんば外形的には近代的議會の體裁を借りたにしても、それらはあくまでも借り來られたる外觀にすぎずして建物の內部は外觀とはなんら本質的な關係をもつものではなかつたのである。

これに對してさすがに明確な認識をもたれてゐるのは、尾佐竹猛博士である。

「維新前後に於ける立憲思想」は、近代的な立憲議會制度がわが國に受け容れられるに至つた『原因』を檢索すべくしてなされた劃期的論著であつて、それ以來憲政成立史のために盡された博士の孜々としてやまざる研究は、畏敬にたへざるものであつた。さうして公論政治思想を主潮とする維新前後の憲政史的意義に對する博士の見解は、觀るものにとつてはかなりの變化——といふより認識の展開といふべきであらうが——認められるであらう。[五六]

最初「維新前後に於ける立憲思想」に於いて、ペルリ來航に際し幕府が諸侯有司の意見を聽取したことを

もつて、『幕府自ら其傳統的政策の大破壞を試み』、封建政治をみづから破壞し憲政發達の歷史の『避くべからざる道程』をあたへたものであるとし、『時局の艱難に際し、デモクラシーの思想の橫溢するは何れの國に於ても見る現象であつて、幕府も其根本政策に反して迄も全國の意見を求むるといふ時勢となつたのである』と說明せられた。[五七] それは既述のごとく福地源一郎以來の常識であるが、そこに喚起された公論政治思想の本質が決してデモクラシー的なものでなかつたことは前述したところであり、その公議輿論の擡頭は幕府の措置によつてみづから將來するといなとにかかはらず、ペルリの侵航そのことによつて劃期的に展開されたものであつた。しかし、その公論政治思想が幕府崩壞期以來昂揚されたとき、博士は近著に於いて、その政治的意義を明確に指摘して、その本質を衝いてゐられる。『これより先き幕府は擧國一致の名に於て幕府の補强工事として、これを用ゐんとしたのが、反つてその目的を達せず、新に興りたる明治政府は、中央集權の確立に至る迄の方法として諸侯結束の必要上萬機公論は有力となつたのである』が、それは、『前に幕府の採り用ゐたるよりも一步前進したることに於て、一種の新味を感ずる』ていのものであるが、『されど一步進んだ丈けである』。——博士はかくして明快に論斷せられる。——『民衆が我等の政治としての萬機公論を主張したのかといへば未だしである。當時の社會狀態としては、市民層は發達したとはいへ、政治的には覺醒してゐない。經濟的には武士階級を壓しつゝあつたとはいへ、對立的に政權の分け前を要求する迄には達して居らぬ。當時の民衆といひ知識階級としては武士階級であるが、士族層の要求かといへば、それも亦た大なる、政治的意味を有して居ない。唯だ政權を把握した一派が、その政權を鞏固ならしむることが國家の基礎を確立するものなりとの信念に於て萬機公論を主張したることそれ自身が眞面目なることに於てのみ其眞面目さの故を以て、これを他の社會層に押し及ぼさんとし、これに因つて一應政權の安定したることに於て、其一面に於ては封建制より離脫せんとすることに於てのみ、政治的社會的の存在理由を有するのである』と。まさにしかり、萬機公論とはこのときに於いてもデモクラシー的意味をもつてはゐなかつた。それは『中央政權の强化作用として主たる働き』をなしたものであつて、その本質的意義に於いては『擧國一致の名に於て幕府の補强工事ならしめる』べき歷史的意味をもつた思想なのであつた。[五八]

まさにその『擧國一致の名に於て』とは、『幕私幕利』の立場をすてて『日本全體』の立場に立脚するといふことであるとわたくしの指摘した意味とひとしくするであらう。公論政治思想は公議輿論といふ一種デモクラシー的音韻を有する政治思想であるかのごとくに反響し、從つて、かかる公論政治思想を具體化すべき組織として議院組織が模倣せられたにかかはらず、それは決して本來の歐米的議會政治成長の土壤となりえるものではなかつたのである。のみならず、卽ち皇政復古の完成した後に於いて、そのやうな統一國家の根本法としての憲法制定の意見さへ起るに至つたのであるが、博士によればそれとて所謂『中央集權の補强工事』たるにすぎなかつた。『封建制度を破壞し、次に專制政治となり、さうして立憲政治へと行くべき』歐米に於ける國家發展の典型を理解し、議會がその專制政治に對立する民衆の政治的要求によつて打ち出された